

(仮称)西山風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和7年1月

西山風力合同会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第16条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間（自主期間2週間を含む。）縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和6年10月25日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。[別紙1参照]

・令和6年10月25日（金）付 新潟日報

※令和6年11月16日（土）に開催した説明会についての公告を含む。

② 関係自治体の広報誌によるお知らせ

下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報かしわざき令和6年10月号（vol.1267）[別紙2-1参照]

・広報いずもぎき令和6年10月号（#.593）[別紙2-2参照]

・広報かりわ令和6年10月号（No.560）[別紙2-3参照]

③ インターネットによるお知らせ

令和6年10月25日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・新潟県のウェブサイト [別紙3-1参照]

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kankyō/200716nishiyamahuryoku.html>

・事業者のウェブサイト [別紙3-2参照]

<https://venaenergy.co.jp/5982>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の 9 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 柏崎市役所一階市政情報コーナー
〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号
- ・ 柏崎市環境課（クリーンセンターかしわざき）
〒945-0011 新潟県柏崎市松波四丁目13番13号
- ・ 西山コミュニティセンター
〒949-4123 新潟県柏崎市西山町池浦877番地西山いきいき館内
- ・ 高浜コミュニティセンター
〒945-0402 新潟県柏崎市大字宮川2298番地3
- ・ 南部コミュニティセンター
〒949-4145 新潟県柏崎市西山町北野1314番地
- ・ 二田コミュニティセンター
〒949-4135 新潟県柏崎市西山町坂田5155番地
- ・ 西山ふるさと公苑西山ふるさと館
〒949-4135 新潟県柏崎市西山町坂田717-4
- ・ 出雲崎町役場一階ロビー
〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140
- ・ 刈羽村役場福祉保健課（一階二番窓口）
〒945-0397 新潟県刈羽郡刈羽村大字割町新田215番地1

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 事業者のウェブサイト [別紙3-3参照]
<https://venaenergy.co.jp/5982>

(4) 縦覧期間

- ・ 令和6年10月25日（金）から11月25日（月）までの間とした。

※令和6年11月26日（火）から12月9日（月）まで自主縦覧期間とし、意見書受付終了日まで閲覧可能とした。

また、二田コミュニティセンターは日・月・祝日、それ以外は土・日・祝日を除く開庁、開館時、インターネットの利用による縦覧については、常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函）は7名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は1,211回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第17条の規定に基づき、事業者は縦覧期間内に、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1、別紙2、別紙3参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 令和6年11月16日（土）10時00分～12時00分
開催場所：出雲崎町中央公民館
（新潟県三島郡出雲崎町大字米田281番地1）
来場者数：22名

- ・ 令和6年11月16日（土）15時00分～17時00分
開催場所：西山コミュニティセンター
（新潟県柏崎市西山町池浦八七七番地西山町いきいき館内）
来場者数：25名

- ・ 令和6年11月16日（土）18時00分～20時00分
開催場所：西山コミュニティセンター
（新潟県柏崎市西山町池浦八七七番地西山町いきいき館内）
来場者数：10名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、公告の日から縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過するまでの間、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 6 年 10 月 25 日（金）から 12 月 9 日（月）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地から意見を有する者の意見書について、以下の方法により受け付けた。

[別紙 4 参照]

- ①縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函
- ②事業者への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 97 通（郵送）、意見総数は 203 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第18条の規定に基づき、事業者に対して、環境の保全の見地から提出された意見の提出者は97通(意見総数203件)であった。それに対する事業者の見解は、表1のとおりであり、意見の概要については原文のまま記載した。なお、明らかな誤字・脱字については適切に修正した。

表1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>本事業は日本海に面した出雲崎町から柏崎市にかけての里山地域に総出力69,000kWの陸上風力発電所を設置するものである。本事業については令和3年1月に環境影響評価方法書(以下方法書)が公開され、住民への縦覧と地元説明会が実施された。この方法書に示された環境影響評価項目に対しては、県内の主な野鳥保護団体が共同で、野鳥保護の観点から8項目にわたる意見書を提出したところである。今回公表された準備書を拝見し、先の方法書への意見や提言に対する事業者の対応(調査の経過・結果並びに今後の調査方針など)を検討し、以下のとおり意見を提出させていただいた。</p> <p>1. 総括的事項</p> <p>方法書段階では風車の設置数が18基であったものが、今回の準備書では12基(柏崎市5基、出雲崎町7基)に削減されている。これに伴う風車設置区域の総面積も1136haから610.8haに減少している。この事業規模の縮小は、実施区域の風車による負の影響(景観やバードストライクなど)を減少させると同時に建設に伴う動植物の生息地の分断や破壊を軽減すると思われることから評価したい。また私たちが要望した地域特性に根差した調査については、提言に沿った調査が実施されていることを確認した。同時に施設稼働に伴う影響を予測、評価するためには新たな追加調査が必要で、希少猛禽類の繁殖についても継続的調査が不可欠と思われる。事業実施区域並びにその周辺地域における調査密度や精度を高めることによって、より適切な予測、評価が可能になるものと判断される。施設稼働後に懸念される負の影響を可能な限り回避又は極力軽減するためにも動植物をはじめ、生態系の基礎的調査を強く望むものである。</p>	<p>方法書の審査において審議いただいた内容に沿って調査を行ってまいりました。ご要望の継続的調査についても検討しております。準備書の審査の内容により、他の項目の調査についても検討いたします。</p>
2	<p>2. 個別的事項</p> <p>(1) まず本風力発電事業実施区域及び周辺地域では、これまで詳細な鳥類調査が行われていないことや、文献も少ないことから、本地域の事業に当たっては懸念される鳥類への影響を可能な限り回避又は軽減するために、いろいろな角度からの実態調査を要望してきた。今回の調査結果を注意深く検討し、必要な追加調査や継続調査を実施してもらいたい。</p>	<p>準備書の審査の内容を踏まえ、追加調査等を検討いたします。事後調査については、猛禽類の継続調査を含め実施いたします。</p>
3	<p>(2) 希少猛禽類調査は、令和4年、5年に行われ、ミサゴ、ハチクマ、チュウヒ、ツミ、ハイタ</p>	<p>ハチクマ、サシバについて状況に応じた保全措置を実施いたします。猛禽類において繁殖行動が</p>

(表は次ページへ続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	カ、オオタカ、サシバ、クマタカ、ハヤブサが確認されている。ハチクマとサシバについては、予定されている風力発電機から比較的近い場所で繁殖が確認されていることから、事後調査で生息状況をさらに詳しく把握するとした上で、調査の結果によっては状況に応じた保全措置を講じるとしており、ぜひその方向で対応していただきたい。クマタカが1月から12月までの調査で毎月高頻度(9月には10回)に出現している。この事実は繁殖を予見させるため、詳細な継続調査が必要である。繁殖が確認された場合には、ハチクマ、サシバと併せて繁殖時期の工事を控えるなどの保全措置が講じられることを要望する。	見られた際には工事の一時中断等についても検討いたします。
4	(3) 春季と秋季の渡りの時期には、ツグミ類、ヨシキリ類、センニュウ類、フクロウ類(コノハズク)などが夜間も渡ることが地元(柏崎市)の標識調査で確認されている。準備書には夜間調査の結果が示されていなかったが、夜間に渡る鳥類とバードストライクの因果関係を明らかにする上でも夜間調査は重要である。鳴き声の録音などによる夜間調査を検討願いたい。	夜間における調査は録音調査を実施しております。調査結果としてはトラツグミやフクロウ類(アオバズク)を確認しております。
5	(4) 鳥類の移動経路の調査では、カモ類(ハクチョウ、ガン類を含む)、猛禽類、その他の鳥類に分けて、実施区域とその周辺地域で飛行経路と飛行方向及び飛行高度のデータが収集されている。これらの調査は事業の特殊性からみて極めて重要で、今後の風力発電事業にも貴重なデータを提供すると思われることから、的確なデータ分析によって対処されることを要望する。また、この移動調査の結果を受け、実施区域内におけるバードストライクの予測は小さいと判断しながら、不確実性もあるとして調査を継続するとしている。その方向を堅持し、更なる検討を要望する。	事後調査については、適切に実施いたします。環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の助言を得ながら、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる等、適切に対処いたします。
6	(5) 生態系の調査では、実施区域のほとんどが所謂「里山環境」であることから生態系上位種としてサシバの生息実態調査を要望したところ、詳細な調査が実施されている。2年間の調査を通じて記録されたサシバの出現回数は885回で、そのうち採餌行動は110回記録されている。営巣場所は34地点で確認され、そのうち事業実施区域内では2地点確認されている。採餌動物についても調べられている。この一連の調査結果を評価すると共に実施区域内の2地点については、更に行動圏や巣立ちまでの詳しい調査を要望する。	サシバを含む猛禽類の調査については、継続的な調査を検討しております。継続的な調査で得られた結果によっては、適切な措置を検討いたします。
7	(6) 実施区域の「典型性注目種」として「カラ類」が選定されており、調査ではヤマガラとシジュウカラについて、選好する樹林との関係性が調べられている。しかし当該実施区域が里山環境に在ることを認識して「里山の鳥類群集」という観点からの調査も要望する。	方法書の審査において審議いただいた内容に沿って調査を行ってきました。ご要望について、今後の事業において、参考とさせていただきます。
8	(7) 一連の調査から得られた結果を真摯に検討し、バードストライクが発生しやすい場所、時期、時間、影響を受けやすい鳥類などについての的確な予測のもとに、風車稼働後のバードストライク	方法書の審査において審議いただいた内容に沿って調査を行い、得られた結果を元に評価を行いました。バードストライク等の事後調査の結果から環境

(表は次ページへ続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	クを回避または極力低減する必要がある。また、国内外におけるバードストライクの既存事例やそれを回避又は低減するための先行事例を可能な限り渉猟し、活用することや、設置する風車については先行事業に倣い、冬期間の悪天候や夜間に想定されるトラブルに即応できる稼働制限風車を採用すること等を要望する。	影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家からの意見を聴取し、適切な措置を検討いたします。また、風力発電機に対するご要望につきまして、先行事例を踏まえ、検討してまいります。

表 1(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）

No.	意見の概要	事業者の見解
9	山道、山中には古い社・地蔵が有るので壊さない様に注意して下さい。(写真は勝見裏山の物で今回のエリアではないが例として)	風力発電建設にあたり、山道および山中に存在する社や地蔵を地域自治会や市町村を通じ確認し工事を進めてまいります。開発地域に、社や地蔵が発見された場合には、市町村または地域自治体と相談し、移設など保全措置を行います。
10	盛土による土砂災害を心配する声が上がっていた。山中には古い砂防ダムが有るが埋まっていた役に立たない状態ですから浚渫して復活させたり新たに砂防ダムを作ったらどうでしょうか？	既存の砂防ダムを改変することによる影響は予測できないため、本事業にて活用する計画はございません。 土砂災害に対しては、現在の地すべり防止区域の詳細な範囲の再確認、並びに風力発電機の設置位置などとの詳細協議を開始し、新潟県の林地開発許可基準に適合した土木設計を実施します。 具体的には、工事用道路、風車ヤードへの残土活用等の最適化を行い、土量バランスを可能な限り均衡化にすることや、沈砂池、小段排水などの対策により土砂災害を防止します。また、昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議の上慎重に検討してまいります。 現在、風力発電機の設置予定位置においてボーリングによる地質調査を開始しており、これらの地質データを用いて基礎を選定し、新潟県の担当部局と地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の位置を確認し、安全性について協議をしたうえで風力発電機の位置を確定し、工事着工手続きを開始します。
11	完成後の山道に入る人が居ると思われるのでマップと案内標識を設置してほしい。事故、火災の時の連絡に有効となります。	風力発電機の設置場所または管理用道路周辺に、周辺マップや緊急時対応用の案内標識の設置を検討します。

表 1(3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）

No.	意見の概要	事業者の見解
12	右の 5 つの理由により反対する。 風力発電建設に反対する。 ①開発で土壌が削られ、土砂が海に流さ出て、海の生態がますます壊れる。 ②風車の低周波振動により生き物に影響が出る ③地震、大雨、落雷、強風の被害で破損すると負の遺産になる。 ④人間にも健康被害が起きている。 ⑤人工物は町の景観を害し、人は離れる。詳しくは別紙にて、御覧ください。	住民の皆さまの不安や懸念を解消できるよう、環境影響評価や林地開発協議等の結果を踏まえ、環境に配慮した事業とするように務めてまいります。また、弊社は柏崎市浜忠地区に西山事業所を設けており、地域の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいりたいと考えております。
13	別紙 西山の宝である「美しい自然」を子供たちに残すために風力発電建設に反対する	準備書においては、造成工事による河川への濁水流入に関して調査、予測及び評価を実施し、沈砂池排水口からの排水については、一部道路等の

(表は次ページへ続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>夏は大崎、石地の海に出かけ、子供を連れて海水浴、海釣り、磯遊びを楽しんだ。昔のような遠浅の海はなくなり、テトラポットの海辺と化した今、これ以上の自然破壊は西山町を滅ぼすばかり。以下の5つの理由により反対である。</p> <p>①開発で土壌が削られ、土砂が海に流れ出て、海の生態がますます壊れる工事のため土地を切り開くと、森林が減り、水を貯えなくなる。土砂が川から海に流れ出し、川や海の魚がいなくなる。漁業は成り立たなくなる。西山、出雲崎、寺泊の価値が無くなる。</p>	<p>障害物に到達するものの、河川には到達しないと予測いたしました。</p> <p>水域についても、林地開発許可申請手続きにおいて審査を受けることから、海域への影響はないものと考えております。調整池または沈砂池調整池については、「森林法」や「新潟県河川流域開発審査指導要領（案）」に基づき審査・指導を受けます。流出抑制対策においては関係機関と協議を行い、設置が必要となった際には調整池または沈砂池を設けることとし、防災対策を行います。</p>
14	<p>②風車の低周波振動により生き物に影響が出る住処である里山から鳥たちやウサギやイノシシ、小動物や虫たちの居場所がなくなる。田畑へ出てきて被害が大きくなる。バードアタックも起き、名物ハクチョウも飛来しなくなる。水源を失うばかりか、高圧線下のよう、畑や田んぼの作物の生育にも影響が出ると考える。</p>	<p>低周波や振動による小動物や昆虫類への影響があったという知見や論文等はなく、放牧地に風車を建設している例もあり、牛などへの影響は確認されていない情報を得ております。</p> <p>家畜と野生動物では、異なるかもしれませんがこれまでの風力発電事業の事例から影響は小さいと考えます。</p> <p>鳥類のバードストライクについて、ハクチョウ類の衝突事例がないこと、調査結果からの飛翔方向は対象事業実施区域を避けるような飛翔となっていることから接触の可能性は低いと考えております。</p>
15	<p>③地震、大雨、落雷、強風等の被害で破損すると負の遺産になる柏崎の風車は落雷により壊れた。能登の風力発電は、地震や大雨により今4基しか稼働していない。風力発電の耐用年数は20年。地震、災害は起きて当たり前。最悪のシナリオは考えているか。管理体制に覚悟はあるか。地滑り地帯もあり、大雨や地震による土砂くずれにより施設の倒壊も懸念される。</p>	<p>風力発電機の建設にあたっては、「建築基準法」と同様の内容が含まれる「電気事業法」（平成26年度制定）の厳しい技術基準に基づき、様々な自然現象を考慮した地質調査、風速評価、荷重評価等を行ったうえで基礎やタワーの設計が行われ、安全性を確保します。</p> <p>また設計に関しては、国に認定された登録適合性確認機関にて、設計基準に適合しているか厳格に審査されます。さらに、工事計画に関しては、経済産業省に届け出をして、確認を受けるとともに、完成後においても経済産業省の検査を受けることとなります。</p> <p>風力発電所建設後も管理事務所を設置し、風車の保守・メンテナンスのための体制を整備し、撤去までの期間の運転管理を行ってまいります。</p>
16	<p>④人間にも健康被害が起きている国の基準を満たしているというが、実際に他の設置地域で人体に頭痛や、頭がしめつけられる悪影響が報告されている。海外の基準も満たしておらず、近くにオートキャンプ場があり、風下になる東には民家や老人施設、小学校などがある。健康被害が起きてからでは遅い。</p>	<p>環境影響評価手続きを踏まえ、環境に配慮した事業となるように努めているところです。本事業につきましては、施設の稼働に伴う風車の影（シャドーフリッカー）の事後調査に加え、騒音及び超低周波音の事後調査も実施することといたしました。風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。事後調査や風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、地域の皆様のご意見を伺いながら、必要な対応を講じてまいりたいと考えております。</p>
17	<p>⑤人工物は、町の景観を害し、人は離れる目先の利益のために人間が、自然のバランスを壊すと、しっぺ返しが人間に返ってくる。福島原発や能登風力発電がその例。西山の魅力は海と里山、自然である。人工物だらけの丘を見て、さらに自然破壊を知り得たら、また来たいと思う人はいない。世はロコミ、SNSの時代。西山から佐渡島への雄大な海、夕日の景観を害する。魅力ない町からは人は離れ、町が寂れるばかり</p>	<p>環境影響評価や林地開発協議等の結果を踏まえ、環境に配慮した事業とするように務めてまいります。引き続き、風力発電施設と自然環境が共存できるよう、地域の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

(表は次ページへ続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	となる。	

表 1(4) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

No.	意見の概要	事業者の見解
18	環境にとっては大きいダメージになると思いました。	環境影響評価や林地開発協議等の結果を踏まえ、環境に配慮した事業とするように務めてまいります。引き続き、風力発電施設と自然環境が共存できるよう、地域の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

表 1(5) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 5）

No.	意見の概要	事業者の見解
19	そもそもの環境影響評価法の基準が、環境保全の目的とは見当違いのように思う。水脈、地域への風の効能、山→海への水の流れがもたらす効果。特にボーリング、山の堀削による周辺の劣化は既に建設済の現場で現れているはずだが、それをふまえた評価法の改善はされているのか。現行の評価法での調査では環境保全を満たしているとは考えにくい。	その土地が持つ集水効果や風力発電施設の安全性については、環境影響評価法とは異なる手続きで検討してまいります。環境影響評価法につきましては、風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音、風車の影、重要な動物や植物等への影響を中心に予測を行っております。
20	風力発電機の規模が大きすぎる。人の生活圏にくい込みすぎ。環境保全は人の生活・活動が日常的に行われていてこそなので、心理的圧迫を与える大きすぎる建造物のために人の往来が避けられるようになり、保全が進まなくなると思う。観光産業により人が集まることを阻害しないでほしい。風力発電機の大きさ、重量による土圧は周囲の大地の動きを改変するのは想像に易い。	法令上の基準に基づいた設計を行うことにより、安全性を確保します。 風力発電機の建設にあたっては、「建築基準法」と同様の内容が含まれる「電気事業法」（平成 26 年度制定）の厳しい技術基準に基づき、地質調査、風速評価、荷重評価等を行ったうえで基礎やタワーの設計が行われ、安全性を確保します。 また設計に関しては、国に認定された登録適合性確認機関にて、設計基準に適合しているか厳格に審査されます。さらに、工事計画に関しては、経済産業省に届け出をして、確認を受けるとともに、完成後においても経済産業省の検査を受けることとなります。
21	発電機の形状を変更できませんか。柱状など。先端が怖い。 住民の生活圏に林立するのは拒否をしたい。原発のようにまとめて囲い、住民の生活圏と関わらない所に建ててほしい。	本事業においては、環境影響評価手続きを踏まえ、環境に配慮した事業となるように努めているところです。本事業につきましては、施設の稼働に伴う風車の影（シャドーフリッカー）の事後調査に加え、騒音及び超低周波音の事後調査も実施することといたしました。風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。事後調査や風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、地域の皆様のご意見を伺いながら、必要な対応をしてまいりたいと考えております。また、ブレードの長さは約 171 メートルを予定しております。形状につきましては、風力発電機の設計上、風を効率よく、捉えられるために必要な設備となります。 風力発電所の建設にあたっては、法令上の基準に基づいた設計を行うことにより、生活圏への影響を最小限にできるものと考えております。
22	この案件の建設予定地は今のままで自然環境がようやく維持できているが、このまま人造気象操作が行われる現状では、さらなる保全には徹底的な改善（100 年前の環境に戻す）に近いことが行	環境影響評価や林地開発協議等の結果を踏まえ、自然と共存しうる事業とするように務めてまいります。 降雨時に土壌を流れている水は、土壌に完全に

（表は次ページへ続く。）

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>われない限り保全はされないと思う。</p> <p>※周囲に降る「雨水が地面に浸透する」現象は現在には存在しません。浸み込まず表土を流れている。山も庭先も。誰でも確認できます。それが浸み込むための技術を確認してから建設を行ってください。</p>	<p>浸透する前の雨水であると考えております。従いまして、河川等の直近に降った雨は、土壌浸透を完全にはできないまま河川等に流入してしまっているものと考えております。環境影響評価の水の濁りの予測では、沈砂池から完全に土壌浸透する距離を算出しております。</p>
23	<p>この案件の建設予定地は今のままで自然環境がようやく維持できているが、このまま人造気象操作が行われる現状では、さらなる保全には徹底的な改善（100年前の環境に戻す）に近いことが行われられない限り保全はされないと思う。</p> <p>※周囲に降る「雨水が地面に浸透する」現象は現在には存在しません。浸み込まず表土を流れている。山も庭先も。誰でも確認できます。それが浸み込むための技術を確認してから建設を行ってください。</p>	<p>環境影響評価や林地開発協議等の結果を踏まえ、自然と共存しうる事業とするように務めてまいります。</p> <p>降雨時に土壌を流れている水は、土壌に完全に浸透する前の雨水であると考えております。従いまして、河川等の直近に降った雨は、土壌浸透を完全にはできないまま河川等に流入してしまっているものと考えております。環境影響評価の水の濁りの予測では、沈砂池から完全に土壌浸透する距離を算出しております。</p>

表 1(6) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 6）

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<p>1. 意見 1</p> <p>西山風力（仮称）の環境影響評価準備書の動物、植物、生態系の調査について。調査方法、その結果について、地元住民の日常生活の視点から意見、要望します。</p> <p>今回、調査の対象となった動植物の調査結果は、我々の日常生活にはほぼ無関係です。</p> <p>まず、私が要望したいのは、日頃、農作物などの被害に悩まされている、イノシシ、タヌキ、アナグマ、ハクビシンなどの害獣、カラスなどの害鳥の生態の詳細な調査が行われることです。これらの生物が、どこに何頭、何羽いるか確認するだけでなく、風力発電施設が建設された生息地が移動するか否か、また、周辺の生息環境などの変化の有無を調査し予測することが重要と考えます。</p> <p>私は、12号機の予定地周辺で今年の8月某日の夕方、自家用車に乗っている際に大型のイノシシを目撃しました。幸い、車に向かって突進してくることはありませんでしたが、身の危険を感じるほど大型のイノシシでした。その周辺の田んぼには以前からイノシシの被害にあっているため、被害対策として電気柵を張り巡らせてあります。10月には、予定地の近くの電気柵を張ってない私の畑はイノシシの被害で全滅しました。ハクビシンはナスなどの野菜を食い荒らす被害が地域の住民の共通の話題です。これらの経験や状況から、12号機の予定地域の山林は、確実にイノシシなど害獣の生息地と考えられます。また、カラスは主に野菜を食い荒らします。カラスが、12号機の予定地の周辺を飛び回っているのは、日常のことです。カラスは営巣地がどこかは確認できませんが、12号機の予定地の周辺を飛び回っているのは、日常のことです。カラスの営巣地がどこかは確認できませんが、12号機の予定地に生息していることは間違いのないと思われます。これらのことは、御社の調査結果を待つまでもなく、日常の経験で確認できます。</p>	<p>方法書の審査において審議いただいた内容に沿って調査を行ってまいりました。しかし、獣害に特化した調査計画ではなかったことから、ご要望の調査は実施していません。</p> <p>また、予測及び評価を行う種については、選定基準により保全措置等を行う必要がある重要種を対象としております。</p> <p>獣害については、風車との因果関係が確認された知見はなく、その証明が難しいものであることから、調査についても実施が難しいものと考えております。</p> <p>工事の実施により、一次的に逃避があることを他事例で確認されていますが、稼働後には逃避した場所に戻ってくることも確認されております。稼働後に風車の影響で、生息地から追われて里などで個体数が増えたという知見は確認されていません。稼働後の被害状況について、地元の方からの報告を受けながら、その状況に応じた対応をさせていただきますと考えております。</p>

（表は次ページへ続く。）

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>今後、予定通り、風力発電の工事が始まり、風力発電が稼働すれば、おそらく、これらの害獣、害鳥が今の生息地を追われ他の地域に移動する可能性は明らかで、他の地域に被害が広がる可能性は否定できません。要約書などには「動物の注目すべき生息地については、事業実施想定区域に存在しないことから、直接改変による生息環境の変化はないと予測する」と記載がありますが、どこを見た調査なのかと言わざるを得ません。我々からみるとまさに調査の為の調査でしかありません。今後、現状の状況に即した調査を行い、害獣、害鳥の詳細な生息状況や予測される移動先などの調査を行うことを重ねて強く要望します。</p>	
25	<p>次に、風力発電の予定地全般は、渡り鳥が秋から冬にかけて大陸から渡ってくる地域で、特に、西山の長峰の大池には多数の白鳥が渡ってくるのは、周知の事実です。当然、渡り鳥が飛来するルート、飛翔高度も調査されていることと思いますが、地元では、白鳥が秋に飛来するとき、国道116号線の上空を出雲崎或いはJR石地駅辺りから西山の鎌田地区の上空を経由して長峰の大池に向かうルート、出雲崎や石地海岸から西山自然体験交流施設うぎオートキャンプ場の上空を経由して西山の鎌田地区の上空を経由して長峰の大池へ向かうルートなどが確認されています。もちろん、空には地上のように道路や信号が有るわけではないので、目撃するたびに微妙に飛ぶルートが異なることはいうまでもありません。渡り鳥などが、飛ぶルートが風車の設置予定と重なる可能性は否定できないと思います。また、飛翔高度は、調査結果に有る通りほぼ全ての鳥の飛翔高度が風車の回転範囲に入っているようです。鳥が高速で回転する風車のブレードを障害物と認識して避けることができるのか大いに疑問です。バードストライクは予測されているようですが、渡り鳥が風車を障害物として避けることができるという学術的な調査結果はあるのでしょうか。</p> <p>私は、白鳥が大陸から飛来するとき、V字型に編隊を組んで飛ぶ様子を目撃しています。</p> <p>飛来後に他の地域に餌を求めて移動するときは、群れで密集して移動しているところも目撃しています。これらの状況から、もしも白鳥やカモが風車に衝突とする事態が起きたときは、一度に複数の個体が同時に衝突するのではないかと考えます。また、長峰の大池付近で観察している方の話では、長峰の大池に飛来するのはたいてい、朝方の夜が開けて間もなくか、夕方の日が沈む前だそうです。白鳥が飛び回るのは、明るい日中だけではなく、視界が悪くなる時間帯にも飛ぶことが確認されています。あたりが薄暗いとき、視界が限られるのは人間だけではないと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>前述のとおり、これまでの調査でバードストライクが発生することは予測されているようですが、白鳥など大型の鳥が風車に衝突することは無いとお考えでしょうか。実例を交えて見解をお示し下さい。また、何度も鳥が衝突したり、経年劣化で風車が強風にあおられたりして破損する可能</p>	<p>ハクチョウ類の飛翔ルートですが、多くの個体が礼拝から後谷ダムを通過し市ノ坪方面へ飛翔していることを確認しております。そのため、風力発電機の設置位置から外れているため、接触の可能性は低いと考えております。</p> <p>その際の飛翔高度は、対象事業実施区域内における地上高度を示しており、すべての飛翔を示したものではありません。そのため、今回の調査では全体として3,277個体を確認しておりますが、その内の事業実施区域内で確認した502個体の結果を示しております。他事業における衝突事例としては、小型のカモ類は確認されましたが、ハクチョウ類などの大型の水禽類の衝突は確認されておりません。</p> <p>ハクチョウ類は、渡り移動の際には、夜間も飛翔をしていることがあるようですが、これまでに他事業において、衝突は確認されておりません。また、越冬時期の採餌については、飛翔方向が風力発電施設の方向ではなく、耕作地のある平地方向であったことから、風力発電機への衝突の懸念は小さいと考えています。</p> <p>弊社のガン類やハクチョウ類の移動が確認されている他事業において、事後調査の結果からハクチョウ類のような大型の鳥の衝突は確認されておりません。なお、不確実なところがあることから、今後の事後調査を実施していくこととしております。</p> <p>トキは、環境省の発表から、繁殖は佐渡のみとなっています。繁殖地を拡げるため、石川県や島根県において、数年後に放鳥が予定されています。今回の調査でもトキを確認しておりますが、佐渡から移動個体は非常に少なく、留まる個体ではなく、彷徨っている個体と推測しております。繁殖等の懸念がある場合には、環境省とも協議が必要と考えております。</p>

(表は次ページへ続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>性はありますか。最悪、風車が破損したとき破片はどれくらいの範囲に飛散するのかその予測値も公開して下さい。風力発電施設の敷地外の私有地で回転する風車にどの程度まで近寄っても良いのかなど危険性を予測するためです。</p>	
26	<p>今回の調査結果では、トキの存在も確認されているようです。2023年8月5日付けの朝日新聞デジタルにも「トキ 2羽長岡で同時確認、本州で8年ぶり 誕生は佐渡の野生下か」とする記事が掲載されています。2024年11月24日現在、西山の鎌田地区でもトキが目撃されたことが地元で話題になっているそうです。トキは環境省が多額の国費を投入して育てた鳥です。これからもトキの個体は増えてゆくことは確実です。トキの個体が増えれば、風車に衝突して犠牲になる可能性が否定できません。環境省の関係部署とトキが風車の犠牲になる可能性があることにつき、予め了承を得ておく必要があると思いますが、いかがですか。</p> <p>仮に環境省がトキの犠牲はやむを得ないとする結論を出しても、いざトキが犠牲になる事例があれば、地元の人だけでなく多くの人が環境省の結論と御社の対応に納得するとは思えません。</p> <p>11月16日出雲崎会場の説明会では、法律に定められた調査項目や手順（現地調査だけでなく文献によることも認められていることは承知しています）に従って調査を行ったと説明がありましたが、予定地の現場の実態に即した現地調査を充分時間をかけて実施したとは思えません。動物や鳥の生態調査の調査項目を現場の害獣・害鳥や渡り鳥などの実態に合わせて調査項目を再度設定しなおして再調査をすることを強く要望します。</p> <p>特に、白鳥やトキは、多くの人に愛される鳥であり、もし、万が一、白鳥やトキが風車の犠牲になるようなことがあれば、前述の通り、地元だけでなく国内外の多くの人々から批判を集めることは確実です。地元説明会の資料によれば、西山自然体験交流施設ゆうぎオートキャンプ場のすぐ目の前に巨大な風車を望むことになるようです。万が一にもそこで白鳥などが犠牲になる姿を目撃することは想像したくもありません。ちなみに、西山自然体験交流施設ゆうぎオートキャンプ場は、バンガロー、テント場及び周辺には数多くの遊歩道が整備されていて、シーズン中は予約が取れない日もあると言うほど大勢の人が集まる、かなり人気の施設らしいです。改めて慎重な調査をお願いします。</p>	<p>方法書の審査において審議いただいた内容に沿って調査を行ってきました。ハクチョウ類の移動やトキの確認状況など、現在の事業計画において、大きな影響はないものと予測してまいります。</p> <p>西山自然体験交流施設ゆうぎオートキャンプ場に対しましても、人と自然との触れ合いの活動の場の項目において選定し、環境に配慮した事業計画となるよう検討してまいりました。施設管理者および柏崎市との意見交換も開始しております。引き続き関係機関を含め地域の皆様のご意見等を伺いながら、自然環境と共存できる事業にしていきたいと思います。</p>
27	<p>2. 意見2</p> <p>杉の原木が風車から発生する騒音に影響を与えるか否かについて。</p> <p>私は、12号機の設置予定地の近くに、樹齢40～50年の杉林を所有しています。杉の原木は騒音の伝播に影響があるのでしょうか。それとも全く影響はないのでしょうか。（私は杉などの密集した立木は騒音の伝播に影響があると思います）</p> <p>11月16日出雲崎会場の説明会では、風車から発生する騒音の伝播予測について、地形は考慮しているが、立木などは考慮していないと説明がありました。杉の葉は落葉しないし、かなり密集して</p>	<p>本事業の施設の稼働に伴う騒音の予測については、地形の影響は考慮しておりますが、技術的に実際の立木の影響を考慮することが難しい状況です。従いまして、実際の立木の影響を考慮していない予測となることから、風力発電機からの騒音の寄与の予測値が最大となります。</p> <p>本事業においては、風力発電機の稼働に伴う騒音の事後調査を実施することといたしました。また、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。事後調査や風力発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆様のご意見を伺いながら、必要な対策を講じてまいりました。</p>

(表は次ページへ続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>います。雪が降れば杉の葉に雪が付着します。このような杉林を壁に見立てた場合、明らかに騒音の伝播に影響があると予想します。(伝播に影響とは、杉など密集した立木が音を吸収して騒音が減衰するという意味です)</p> <p>杉林が、騒音の伝播に影響が無いならば、それを証明する根拠を示して下さい。そして、風力発電施設の周辺の樹木の伐採など現況の変更は騒音の伝播に影響に影響がないことを公表して下さい。もし、杉など密集した立木が騒音の伝播に影響があるならば、私個人の判断で私が所有する杉の伐採などができないこととなります。もし、杉を伐採して近隣の住宅の騒音が増したとき、私もその責任が問われかねません。伐採前の状態に戻せといわれても、元に戻す為には、植林してから40～50年はかかります。これでは、もとに戻すことは実質的に不可能です。結果として、私の所有地でありながら、私の自由にならない所有地となります。</p> <p>その場合の対応を示して下さい。</p>	<p>いと考えております。</p>
28	<p>3. 意見3</p> <p>12号機等の建設が予定されている勝見は、地すべり防止区域であることは新潟県が公表するデータから確認できます。また、土砂災害特別警戒区域であることも県から公表されています。新潟県がどのような調査をして、どのような調査結果と基準のもとに地すべり防止区域や、土砂災害特別警戒区域の指定をしたのかわかりません。しかし、土砂災害特別警戒区域に限っていえば、昭和30年代におきた豪雨による土砂崩れや平成16年の豪雨による土砂崩れがあった場所が一部含まれていないのではないかと思います。現地を見る限り、当時の土砂崩れによって、今後、同じ場所に土砂崩れが起きる可能性は無いと断言できるほど地形の変化はないように見えます。</p> <p>つまり、素人ながら指定された地域とその周辺が今後も地すべりや、土砂災害が起きる可能性が否定しきれないのではないかと判断されるということです。これらのことから、県が指定する地すべり防止区域が、地図上に示された線で囲われた内側は危険地帯、外側は安全地帯と判断しても良いのか確信が持てません。</p> <p>そこで、改めて質問します。県が地すべり防止区域であると指定する付近に敢えて、巨大な風車を建設しても問題はないのでしょうか。(11月16日出雲崎会場の説明会で他の参加者が質問された内容とほぼ同じですが、私からも同様の内容で改めて質問します)</p> <p>出雲崎の説明会場では、建設予定地は、地すべり防止区域から20メートル(30メートルかもわかりませんが)離れているので問題はないと思う、と回答されました。(回答の要旨です)</p> <p>20～30メートル離れていれば大丈夫とする根拠はあるのでしょうか。これは、新潟県の見解なのでしょうか。新潟県のホームページの地すべり防止区域で公開されているとおり、線で囲われた内側は危険地帯で、線の外側は安全地帯と、まさに線を引いて区別できる、との判断なのでしょうか</p>	<p>現在の地すべり防止区域の詳細な範囲の再確認、並びに風力発電機の設置位置などとの詳細協議を開始し、新潟県の林地開発許可基準に適合した土木設計を実施します。</p> <p>具体的には、工事用道路、風車ヤードへの残土活用等の最適化を行い、土量バランスを可能な限り均衡化にすることや、沈砂池、小段排水などの対策により土砂災害を防止します。また、昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議の上慎重に検討してまいります。</p> <p>現在、風力発電機の設置予定位置においてボーリングによる地質調査を開始しており、これらの地質データを用いて基礎を選定し、新潟県の担当部局と地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の位置を確認し、安全性について協議をしたうえで風車位置を確定し、工事中工手続を開始します。</p>

(表は次ページへ続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>か。又は、既に詳細なボーリング調査などの地質調査を行った結果からの判断なのでしょうか。出雲崎の説明会場の回答の根拠を示して下さい。</p> <p>また、出雲崎の説明会の会場で、長周波振動は地盤に影響を与えないのかと心配されている方がいましたが、長周波振動が地盤に影響を与え、土砂崩れなどにつながる可能性は無いのでしょうか。土砂崩れが発生する前に長周波振動が観測されるということでしょうか。</p>	
29	<p>4. 意見 4</p> <p>すでに稼働している風力発電があり、西山風力（仮称）と同様な環境影響調査・予測をしていると思います。稼働後の予測と実績の違いを公表していただきたいです。事後調査は実施されているようなので情報はすでにあると思いますがいかがでしょうか。</p> <p>普通の企業であれば、予算と決算、予測と実績の差異を分析して、なぜその差異が生じたかを分析・評価することは通常の企業活動として日常行われていることだと思います。御社でも当然、行われているはずだと思います。</p> <p>尚、公表するのは騒音の伝播の実績だけでも良いです。そして現地の方に騒音に関するアンケート調査を行いその結果があればなお良い。是非実施されることを要望します。これまでの予測と実績の差異が公表されるならば、今回の調査結果に対する信頼度が増すものと思います。</p> <p>（11月16日出雲崎会場の説明会で他の参加者が発言された内容と重複しますが、私からも同様の内容で改めて要望します）</p> <p>出雲崎の説明会場で、環境省などが示す騒音や振動の指針と実際の例を上げて要望されている方がいました。地形によっては、騒音や振動が増す場合があると、環境省のガイドラインと合わせて懸念を示されていたと思います。西山風力（仮称）は、初めて設置する風力発電ではないと思いますので、これらの懸念に対して的確な回答ができると思いますので、是非、我々の懸念に対する影響評価方法の検討をお願いします。</p>	<p>風力発電施設の稼働に伴う騒音については、一部事後調査を実施している地域もありますが、個人宅への影響となることから現状は公表しておりません。公表については引き続き検討させていただきます。</p> <p>また、本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。</p> <p>本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>
30	<p>5. 意見 5</p> <p>方法書の閲覧について環境影響評価準備書はWebからダウンロードも印刷もできません。Web上の地図は精度が荒く詳細がわかりにくい。非常に使いにくい設定だと思います。役場などで縦覧できるといっても、コピーも撮影も禁止されています。著作権保護は理解できますが、膨大な量の書類を画面で確認したり、役場で長時間閲覧するのは無理です。通常は、Webから必要箇所をダウンロードして必要なところを印刷したり、書き込んで確認すると思います。我々の作業手順も尊重していただきたい。Webの設定を再考するか、希望者には資料の配布を検討していただきたい。</p>	<p>電子縦覧では、著作権の関係や無断での資料の改変及び二次利用等を防止する為、印刷やダウンロードは制限させていただきました。</p>
31	<p>6. 意見 6</p> <p>環境影響評価の要約版の「調査、予測の評価結果の概要（動物）」によれば、バードストライクの事後調査をするとの記載があります。意見4でも触れていますが、改めて、他の風力発電設備にてバードストライクの実績があるかどうかお聞きし</p>	<p>弊社の他事業において、事後調査の結果からバードストライクは確認しておりますが、その数は少なく、具体的な対応を求められる状況ではございませんでした。バードストライクの確認数が少なかったことから、今後も観察を続け、保全が必要な場合には対策を講じることとしております。</p>

（表は次ページへ続く。）

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>ます。実績があるならば、過去の具体的対応策を教えてください。</p> <p>上記の他、環境影響評価準備書には、何箇所か「問題が起きてから対応を考える（要旨）」という表現がありますが西山風力（仮称）が御社にとっても風力発電事業全般にとっても初めて実施される事業ではないはずで、意見4とも関連しますが、すでに、先行する事業から多数の知見を得ているはずで、大方の起きるであろう問題は予測がついているはずで、（それが普通の企業活動です）今更、問題が起きてから対応を検討するという考えが通用するとは思えません。</p> <p>意見4でも触れましたが、事後調査に調査項目が不足しているように見えます。風力発電稼働後の事後調査に害獣や害鳥が含まれていないようですが、必要と思います。また、稼働後の大気環境（振動、騒音）に関する事後調査が見当たりません。これらの項目を事後調査項目に含めることを強く要望します。</p> <p>事後調査項目の猛禽類などの調査は地元にとって無関係で意味はありません。稼働後の大気環境（振動、騒音）に関する調査項目が増えて困るならば、地元は無関係な猛禽類などの調査は調査項目から外しても問題はありませぬ。但し、学術的な意義を否定するものではありませんので必要であればそのままでも良いと思います。</p>	<p>他事業者においては、ブレードの視認性を上げるため、ブレードの一部の塗装やブレードやタワーなどへの目玉模様をつけるといった対策を実施した例があるようです。</p> <p>獣害については、風車との因果関係が確認された知見はなく、その証明が難しいものであることから、調査についても実施が難しいものと考えております。稼働後の被害状況について、地元の方からの報告を受けながら、その状況に応じた対応をさせていただききたいと考えております。</p> <p>風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響につきましては、本事業の住民説明会等を行う中で、不安とのご意見もいただいていることから、本事業においては、風力発電機の稼働に伴う騒音の事後調査を実施することいたしました。また、本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。事後調査や風力発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>
32	<p>7. 終わりに</p> <p>意見5でも触れた通り、西山風力発電事業環境影響評価準備書がPCの画面では見るだけであり、印刷、コピーができないことや、役場などで、縦覧できるとしても、コピーや撮影が禁止されていることから、意見の中で参照している箇所の的確な指摘ができないことで、意見内容が的確で無い場合があるかもわかりませぬ。また、同じような記述や表が各所に有るために、確認に非常に時間がかかるし、目的の箇所にとどりつくまでに多大な時間がかかってしまいます。結果、無用な意見があるかもわかりませぬ。</p> <p>改めて、資料をPCでダウンロードできるようにして、文字列の検索などが可能となるようお願いいたします。</p>	<p>電子縦覧では、著作権の関係や無断での資料の改変及び二次利用等を防止する為、印刷やダウンロードは制限させていただきました。</p>

(表は次ページへ続く。)

表 1(7) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 7）

No.	意見の概要	事業者の見解
33	必要カ所のコピーを許可してほしい。	電子縦覧では、著作権の関係や無断での資料の改変及び二次利用等を防止する為、印刷やダウンロードは制限させていただきました。

表 1(8) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 8）

No.	意見の概要	事業者の見解
34	説明会で地すべり危険地区から 20～30 メートルの所に風車建設予定と聞いた。区域の外だと言ってもほんの少ししか離れていない場所で建てれば災害の可能性を上げることになりかねない。2 キロ、少なくとも 1 キロ危険区域からはなすべきだ。そして、危険区域と 1～12 号機の建設位置を重ね合わせて地域住民に説明すべきだ。再度説明会開催を早急にしていただくよう、おねがいたします。	現在の地すべり防止区域の詳細な範囲の再確認、並びに風車位置などの詳細協議を開始し、新潟県の林地開発許可基準に適合した土木設計を実施します。 具体的には、工事用道路、風車ヤードへの残土活用等の最適化を行い、土量バランスを可能な限り均衡化にすることや、沈砂池、小段排水などの対策により土砂災害を防止します。また、昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議の上慎重に検討してまいります。 現在、風車配置予定位置においてボーリングによる地質調査を開始しており、これらの地質データを用いて基礎を選定し、新潟県の担当部局と地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の位置を確認し、安全性について協議をしたうえで風車位置を確定し、工事着工手続きを開始します。

表 1(9) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 9）

No.	意見の概要	事業者の見解
35	当エコパークいずもぎきは貴社の計画によると「複数の風車」から近い位置になります。6 号機から 1km 以内、7 号機及び 8 号機からはそれぞれ 500m 程度の距離になります。事業実施想定区域からの最短距離が 1km 未満には住宅や福祉施設等が点在しているところもあるほか、複数の風車の影響下にある地区も見受けられます。 環境省総合環境政策局環境影響評価課・環境影響審査室が平成 22 年 6 月から 9 月にかけて行った「事業者・自治体へのヒアリング等の現地調査」の結果には、 ○風車から 1km 程度離れている住民から「眠れない等」の苦情が寄せられている事例があったこと。 ○建設前に実施した「環境影響評価における予測結果」よりも、実際の騒音レベルの方が大きい事例があったこと。などが報告されています。また、環境省水・大気環境局大気生活環境室が平成 22 年 10 月に公表した「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」では、苦情等が継続していた 25 か所のうち、風力発電設備からの距離が「500m 以上 600m 未満」での苦情が 4 か所、「700m 以上 800m 未満」でも苦情が 4 か所あったとされています。スウェーデン国立健康福祉省による一般的ガイドライン(1996 年 5 月)では、低周波音の不快感などとして、疲労、集中力減少、頭痛、耳の周りの圧迫感などがあげられています。このようなことから、複数の風車に近い当事業所の従業員において超低	本事業の施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルは、すべての予測地点でいずれの季節において「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）に示される「指針値」以下であり、超低周波音（20Hz 以下）については、現在、基準が定められていないが、施設の稼働に伴う将来の G 特性音圧レベルは秋季、春季とも 64～70 デシベルで、すべての予測地点において、いずれの季節でも IS07196:1995 に示す「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100 デシベルを下回ると予測していることから、事後調査は実施しない計画としておりましたが、住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の事後調査を実施することといたしました。

（表は次ページへ続く。）

<p>周波音による生産力、作業量の低下が起こらないか、施設管理者として懸念しています。</p> <p>一般的に低周波音は、ナセル内の発電機だけから発生している訳ではありません。タワーの長さやその材質によってもタワー頭頂部の振動や共振の程度が異なるほか、冷却ファンや回転翼（ブレード）が空気に与える衝撃も低周波音を生じる原因になる場合があるとされています。また、貴社のアセス準備書の騒音の予測では地形による回折減衰を考慮、算出していますが、超低周波音の予測（アセス準備書 p570）においては回折等が一切、考慮されていません。つまり、音波の基本性質である「回折」（波が障害物や山の尾根を越えて回り込む現象）や「干渉」（複数の音源からの波が重なり合うことで、場所によって、時によって弱め合ったり、強め合ったりする現象）が全く考慮されておらず、このアセス準備書の予測では「不確実性が認められる」ということとなります。令和6年11月16日（土）に出雲崎町中央公民館で実施された（仮称）西山風力発電事業・環境影響評価準備書の説明会において、工事に伴い発生する残土量（説明会配布資料 p114）に関する質問に対し、貴社が「いくつかの尾根がある」と計画地について説明されているほか、貴社のアセス準備書・要約書 p84 には「いくつもの谷と尾根が入り組んだ」計画地であると称されていることから、「複数の風車」からの超低周波音の「反射」や「回折」、「干渉」が十分に起こり得る場所であることが容易に想定されます。これらのことから、超低周波音については「発電所アセス省令」第31条第1項第1号の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目」に該当し、「事後調査を行うべき」と考えられます。</p> <p>なお、令和2年4月に行われた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会・第22回電力安全小委員会では、「風力発電所の環境影響評価の参考項目の見直し」において、超低周波音は、発電所アセス省令の参考項目から削除する方針とはされましたが一方で、「山と谷が重なることにより反射された超低周波音の重ね合わせが発生するような特殊な条件と想定される場合は、国は必要に応じて調査項目とするよう勧告することができる」とされており、また、住民の懸念等への対応として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○稼働後の苦情に対して必要に応じて実測を含めて対応する必要性や ○稼働後の特殊な地形等での実測データ等は、懸念解消の効果も期待できる。 <p>と当時の資料7に記載され、それが了承されております。</p> <p>そして、経済産業省は日本風力発電協会に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○風力発電所の稼働後において、騒音の実測データの収集や住民の理解を深めていくための活動など、丁寧な対応を行うよう要請する。 <p>と、当時の「議事概要」に記載され、それが公開されております。</p> <p>実態として、令和6年4月までに公表が確認された29件の陸上風力発電に係る報告書（環境影響評価法第38条の2第1項に規定する環境保全措置</p>	
--	--

（表は次ページへ続く。）

	<p>等の報告書)のうち、16件(55%)において超低周波音の事後調査が実施されている状況です。</p> <p>…環境省による調査結果(引用:令和6年11月18日・中央環境審議会総合政策部会風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会(第6回)資料1「環境影響評価制度の課題と対応の方向性について」p15)</p> <p>貴社におかれましては、これらの背景も考慮され、超低周波音の事後調査を実施されますよう要望します。</p>	
--	--	--

表1(10) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書10)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>今まで見たものでもかなり大きく怖かったです。直径171mとのことで危なすぎると思います。家からも近いし怖いです。広い所の木なども撤去するのであれば、地のバランスも崩れ、後で問題が起きてくるのではないのでしょうか。かなり大きなものが、いくつもしかも動いているものです。安全とは言えないと感じます。</p>	<p>風力発電機の建設にあたっては、「建築基準法」と同様の内容が含まれる「電気事業法」(平成26年度制定)の厳しい技術基準に基づき、地質調査、風速評価、荷重評価等を行ったうえで基礎やタワーの設計が行われ、安全性を確保します。</p> <p>また設計に関しては、国に認定された登録適合性確認機関にて、設計基準に適合しているか厳格に審査されます。さらに、工事計画に関しては、経済産業省に届け出をして、確認を受けるとともに、完成後においても経済産業省の検査を受けることとなります。</p>

表1(11) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書11)

No.	意見の概要	事業者の見解
37	<p>先日は自主説明会をひらいていただきありがとうございました。今後も地域住民と事業者様の相互理解を目指して参りますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>風は地域の資源であるため、弊社は地域住民の皆さまとのご理解とご協力を賜りながら、風力発電建設を進めてまいりたいと考えております。また、弊社は柏崎市浜忠地区に西山事業所を設けており、地域の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいります。</p>
38	<p>①計画予定地の9~12号基は地すべり危険区域から最も近いところで~30m地点に建設と説明会で聞きました。出雲崎町のハザードマップと照らし合わせても尼瀬地区は建設予定地の付近は土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域となっており、住民に影響があることは十分にあるのは明らかである。また、位置を変えとしても9~12号基の建設予定地の谷筋はほとんどが土砂災害警戒区域である(尼瀬・勝見・中山)。土砂災害の危険性があり、かつ農地や生活道路や住民の生活に影響するのではないかと。工事搬入路や風車建設にともなう工事で災害危険区域が今後広がるおそれがあるため9~12号機建設は不適切である。なお、「(仮称)西山風力発電事業に係る計画段階配慮書」に対する環境大臣意見の、2.各論(3)土地の改変に伴う自然環境に対する影響に今回の環境影響評価準備書は対応していないと言える。9~12号基だけでなく計画するすべての風車の地盤などの再調査、建設後の地滑りなど土砂災害地域の危険地帯拡大予測を調べ、住民たちに周知して頂きたい。</p>	<p>現在の地すべり防止区域の詳細な範囲の再確認、並びに風車位置などとの詳細協議を開始し、新潟県の林地開発許可基準に適合した土木設計を実施します。</p> <p>具体的には、工事用道路、風車ヤードへの残土活用等の最適化を行い、土量バランスを可能な限り均衡化にすること、及び、昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議の上慎重に検討してまいります。</p> <p>現在、風力発電機の設置予定位置においてボーリングによる地質調査を開始しており、これらの地質データを用いて基礎を選定し、新潟県の担当部局と地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の位置を確認し、安全性について協議をしたうえで風車位置を確定し、工事で工手続を開始します。</p>
39	<p>②西山油地帯の綿密な調査と生態系への影響の予測調査の要望</p>	<p>現在、風力発電機の設置予定位置においてボーリングによる地質調査を開始しており、これらの地質データを用いて風車設計に反映いたします。</p>

(表は次ページへ続く。)

<p>今回の（仮称）西山風力発電事業建設計画地について、今回の説明会では地表の調査のみで地下の調査は行っていないと言われておりましたが、計画予定地は西山油地帯であり、ガス田もある地帯です。出雲崎町勝見では油帯から少量の重油やガスが漏れて河川に流れている所がある。今回の計画は山を削る工事ですから建設の工事過程で油帯・ガス田を刺激し、多量の重油やガスが流出し、河川・海への汚染、水生動植物、それをエサとする鳥類・獣類、人間など生態系に影響を及ぼすのではないかと。今回の計画は海に近いので、重油が流出すれば確実に海を汚染すると思います。出雲崎町や柏崎市西山など山や平野各地で掘削した形跡があり、工事で油やガスが噴き出すことは十分考えられる。そのような地帯で風車が火事になったならば大火災となる可能性もあるのではないかと。湧き出ている所も含め、詳細な調査と工事過程での水質汚濁の予測調査及び住民に周知徹底を要望します。</p>	<p>調査の中で、ガス田などが確認された場合には、直ちに関係個所と協議いたします。</p>
--	---

表 1(12) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 12）

No.	意見の概要	事業者の見解
40	①残土処分場を区域内に作ると言っていたましたが、場所はどこですか？地滑りの危険があるので、風車の位置と同様に建設前に住民に明示してほしい。	残土処分場については、地質調査、道路線形が確定次第、場所を決定いたします。また、建設前に住民の皆さまへの説明を行います。
41	②工事車両は国道 352 号の住吉町交差点～川西交差点は絶対に通らないのでしょうか？もし通るのであれば中学生・小学生の通学路ですので、警備員を配置又は時間をずらして走行して下さい。	工事車両が通行する場合には、通過時期、通過時間帯などをお示しするとともに、警備員の配置も地域の皆さまと協議の上決定いたします。
42	③景観を壊しすぎです。天領の里から何基も見える→町のイメージダウンにつながる。妻入の街並みの背景に映り込む→写真では映り込みはトリミングすれば防げるが、肉眼で見る景色への映り込みは防げないのでは？出雲崎町観光協会がアピールしている「妻入りの街並み」を台無しにし、観光客を失望させてしまうと思う。目立たないように風車を小型化するか、位置を変えてほしい。	景観への影響につきましては、実行可能な範囲で影響の回避または低減に努めているところですが、引き続き、地域の皆様のご意見等を伺いながら、自然環境や観光と共存できる事業にしたいと考えております。
43	④希少植物を移植し、事後観察するとあるが、移植先で枯れたらどのように責任を取るつもりですか？	一般的に植物の移植が絶対に成功すると断言することはできません。そのため、移植先で生育するよう移植前の土の利用や、同様の環境に移植するよう事前に調査を行った上で、移植を行う計画です。
44	⑤極力、最低限、最小限という言葉がかなりたくさん使われているが、それは、とても不明瞭な言葉であり、とても納得できるものではない。信用できない。後で何とでも言いわけできるから。数値で表してほしい。	風力発電施設の稼働に伴う騒音の影響については、明確に指針値が示されていることから数値目標をお示しております。動物、植物、生態系等で明確な基準等がないものについては、バードストライクの年間予測衝突数等を数値で算出している項目もありますが、目標として数値を提示するのは困難であると考えております。 また、「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会報告書」（環境省、平成 30 年）によると、「評価に当たり、環境影響がより一層、回避・低減されているか否かの観点、いわゆる「ベスト追求型」の観点からの評価を行うことが

（表は次ページへ続く。）

		基本とされていることから、環境保全措置の検討においても、単に一定の基準を達成するための必要最小限の措置（基準クリア型）を検討するのではなく、想定しうる様々な環境保全措置の比較検討や特定の環境保全措置の技術水準を分析するといった検討プロセスを通じて、「より適切な環境保全措置が導入されるようにするもの」と記載されていることから、本事業において実行可能な範囲で極力環境影響を低減してまいりたいと考えております。
45	⑥ハザードマップの土砂災害特別警戒区域等は、年々、面積を広げている場所があるので、過去のデータを調査し、30年後まで安全に建てられる場所を選定して下さい。	<p>現在の地すべり防止区域の詳細な範囲の再確認、並びに風車位置などとの詳細協議を開始し、新潟県の林地開発許可基準に適合した土木設計を実施します。</p> <p>具体的には、工事用道路、風車ヤードへの残土活用等の最適化を行い、土量バランスを可能な限り均衡化にすること、及び、昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議の上慎重に検討してまいります。また、排水施設等（沈砂池を含む）の計画においては、10年～30年確率で想定される降雨量を安全に流下させることが許可の条件となっております。</p> <p>現在、風車配置予定位置においてボーリングによる地質調査を開始しており、これらの地質データを用いて基礎を選定し、新潟県の担当部局と地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の位置を確認し、安全性について協議をしたうえで風車位置を確定し、工事着工手続きを開始します。</p>

表 1(13) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 13）

No.	意見の概要	事業者の見解
46	新潟の海岸沿いの風景が大好きです大好きな風景に大きな風力発電の塔違和感でしかありません本当に必要なのですか？すでに立っている塔の近くを通るとこわいですもし何かあったら…。たおれたら…。凶器にしか思えません。こわれたらそのまま放置？どうか新潟の風景そのままに。日本の風景をお守り下さい。	<p>景観については、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような環境融和色（グレー系）に塗装とすることにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価しております。主要な眺望点からの眺めを把握するため、風力発電機が建設された場合のフォトモンタージュ（合成写真）と動画を作成し、引き続き、県、柏崎市、出雲崎町、および住民説明会等で市民の皆様にお示ししてまいります。</p> <p>風力発電機が倒壊した場合には、弊社が撤去いたします。</p>

表 1(14) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 14）

No.	意見の概要	事業者の見解
47	調査がたくさんなされていてありがたいと思った。だが、調査（かんきょう以外にも心理的、目にみえないぐらいのけんこうへの害）でははかれないえいきょうがあると思う。失ったものは取りもどせないので運転はしてほしくない。運転開始後、どのくらいのひんどで、どのような方法で住民に聞き取りを行うのか。外に出にくいお年よりや言葉に表わせない小さい子とかへのえんきょうの聞き取りも大切にしてほしい。	<p>運転開始後は、お問い合わせをいただいた住民の皆様には、ご意見を伺い個別ご対応をいたします。地域にお住まいのご高齢者やお子様などに関しても、ご都合に応じて対応いたします。</p>

表 1(15) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 15）

No.	意見の概要	事業者の見解
48	<p>環境保全に留意すると言っているが、定性的な話に終始しており不安。</p> <p>風のエネルギーを消ひるので、風下では風が減るとこによる農業等への影響が出ると思われま</p> <p>す。</p> <p>環境、健康被害について、ヨーロッパでは規</p> <p>準を変更した事例があるはず。低周波音につ</p> <p>いては、独・オランダでしたか、住宅から 5km 以上</p> <p>の離隔が必要となったと記憶しています。海外で</p> <p>の多くの失敗例からけんきょに学んで欲しいと思</p> <p>います。少なくとも、海外の規準は守ってくださ</p> <p>い。再エネ賦課金の制度が廃止された場合、御社</p> <p>の存続自体もあやしいですが、御社が倒産などし</p> <p>た場合あとしまつの責任は誰が負うのですか？</p>	<p>風力発電施設の稼働に伴う騒音の影響につ</p> <p>いては、明確に指針値が示されていることから数値目</p> <p>標をお示しております。動物、植物、生態系等で</p> <p>明確な基準等がないものについては、バードスト</p> <p>ライクの年間予測衝突数等を数値で算出している</p> <p>項目もありますが、目標として数値を提示するの</p> <p>は困難であると考えております。</p> <p>弊社がすでに稼働している風力発電機の地域に</p> <p>おいて、風下での風が減り農業への影響が出るよ</p> <p>うな事例は起きていないことから、影響はないと</p> <p>考えております。</p> <p>風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音</p> <p>につきまして、弊社が運転中の風力発電施設にお</p> <p>いて、地域の皆様から施設の稼働による騒音また</p> <p>は超低周波音の影響で体調に不調をきたしている</p> <p>のご意見はいただいている状況です。また、</p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」</p> <p>（環境省、平成 29 年）において、風力発電施設か</p> <p>ら発生する超低周波音については、人間の知覚閾</p> <p>値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音</p> <p>領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関</p> <p>連を示す知見は確認されなかったことが記載され</p> <p>ているものの、住民説明会等を行う中で、風力発</p> <p>電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に</p> <p>関する不安のご意見もいただいていることから、</p> <p>本事業においては、風力発電施設の稼働に伴う騒</p> <p>音及び超低周波音の事後調査を実施することいた</p> <p>しました。</p> <p>本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発</p> <p>電施設の近隣に設置いたします。事後調査や風力</p> <p>発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆</p> <p>様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じて</p> <p>まいりたいと考えております。</p> <p>事業終了後の廃棄費用（風車解体費）につ</p> <p>いては、改正再エネ特措法で積立計画の記載、運</p> <p>転開始後の積立の進捗状況の報告義務化が定めら</p> <p>れています。また、同法に基づき、金融機関との契</p> <p>約においては、内部積立金の管理に係る事項が定め</p> <p>られており、一般的に別口座で解体費用の積立を</p> <p>行うことになっています。万一、弊社が倒産した</p> <p>場合には、事業は金融機関等に引き継がれること</p> <p>になります。</p>

表 1(16) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 16）

No.	意見の概要	事業者の見解
49	<p>前回（11/16）出席して、説明を聞きましたが、</p> <p>要望として「稲川ー中山間のトンネルの上の山</p> <p>に、荒城という史跡があるので、そこをよけてく</p> <p>ださい」とお願いした者ですが、その時は何も意</p> <p>見書を書かなかったのが、今回これを出しまし</p> <p>た。</p>	<p>ご指摘いただいた「荒城史跡」につきまして</p> <p>は、位置を確認し本事業の改変区域外であることを</p> <p>確認いたしました。</p>

表 1(17) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 17）

No.	意見の概要	事業者の見解
50	<p>子供たちに負担がかかるような事はやめてほしい。予測では、(仕方ないのでしょうか) はっきりせず賛成できない。古き良き日本、戦争から逃げなかった日本人は「土」を地を守るために戦った。と聞きました。音は聞こえなくても身体(心体)に影響します。目にも見えない、聞こえない。日本国は日本人が。が私も良いと思っています。外国に買われていくことにも疑問。外国を参考に考えられている事も疑問。風車も日本で日本人が作るものではないでしょうか。まだまだ地域、周の市町村、新潟県への説明が必要かと思えます。よろしく願い致します。最後で失礼します。今回はありがとうございました。</p>	<p>本事業の施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルは、すべての予測地点でいずれの季節においても「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)に示される「指針値」以下の予測となりましたが、本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。事後調査や風力発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>
51	<p>どうなったら、どうやったら?この計画はなくなりますか?</p>	<p>弊社は、本事業を通じて、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与していきたいと考えております。本地域は、事前調査の中で、風況等に関して風力発電の適地と考えられることから、本事業を計画いたしました。</p> <p>本事業は環境影響評価手続きの中で、環境影響評価の内容について経済産業省等の審査を受けることとなります。現状では、準備書の予測及び評価結果を踏まえ、本事業においては、施設の稼働に伴う風車の影、バットストライク及びバードストライクの影響、希少猛禽類の生息状況及びその営巣状況の把握、代償措置として行う移植の定着の事後調査を計画しておりましたが、これらの事後調査に加え、本事業の住民説明会等を行う中で不安とのご意見をいただいている施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音に関する事後調査を実施することといたしました。</p> <p>本事業につきまして、ご理解をいただきますよう、今後も丁寧なご説明を継続してまいります。</p>

表 1(18) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 18）

No.	意見の概要	事業者の見解
52	<p>別紙に追加あります。 再生賦課金 再生エネ発電が増えることは、消費者の負担が増えることとなります。そこまでして再生エネ開発は必要ない。続きは別紙</p>	<p>再エネ賦課金においては、国の政策の一部であり、弊社が意見を言う立場ではないと考えます。国のエネルギー基本計画に基づき、風力発電所を計画して参りたいと考えております。</p>
53	<p>1. 日本の自然は財産 日本の四季折々の風景は世界でも類を見ない貴重な財産です。山々の春の新緑、秋の紅葉、冬の雪景色は私たちが幼い頃から親しんできた風景です。その風景を阻害する大きな構造物は立ててはならないと思っています。西山の海辺に沿った小高い山々に、それより高い風力発電施設は景観をまったく変えてしまいます。</p>	<p>環境影響評価や林地開発協議等の結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう務めてまいります。引き続き、風力発電施設と自然環境が共存できるよう、地域の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>
54	<p>2. 日本の国土は再生エネ施設には不向き 日本は山が多く平地の面積は少ない国土です。国土が広いアメリカ、中国や砂漠のある中東などは違います。そこに風力発電やソーラーパネルを設置しようとすると、山林を切り倒し、山肌を</p>	<p>日本は山林が多く、また米国や中国などといった大陸と異なり、国土が狭い島国であるため、再生可能エネルギーの開発適地も限られております。</p> <p>当該地域については、弊社が行った風況等の事</p>

(表は次ページへ続く。)

	削るということになってしまいます。何のための再エネなのでしょう。又、日本全国隅々まで人家があり、災害や健康の面で、再エネ施設の影響を受けることになります。風力発電は日本には不向きです。	前調査の結果から風力発電の適地であると判断いたしました。本事業を通じて、好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与し、発電事業を通じて地域貢献並びに地域振興に資するよう風力発電事業の計画を進めております。本事業につきまして、ご理解をいただきますよう、今後も丁寧なご説明を継続してまいります。
55	3. CO ₂ 排出による温暖化は疑問 産業革命以降、地球の気温が上昇しているといわれています。しかし、地球の歴史をみると寒冷化、温暖化を繰り返しているのが現実です。地球の温暖化は科学的に解明されているわけではないと思っています。例えば日本が CO ₂ 排出をゼロにしても気温として 0.006 度しか下がらないとの研究もあります。再エネ事業は自然を破壊してまでやる必要はありません。	弊社は、本事業を通じて地球温暖化への一助だけではなく、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与していきたいと考えております。

表 1(19) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 19）

No.	意見の概要	事業者の見解
56	植生移植はいつ	本事業の工事実施前に移植を行う予定しております。具体的な日程は確定していませんが、移植の時期として最適とされる晩秋の 10 月～11 月頃を想定しております。
57	高さは 50m 以内程度におさめてほしい。198 は大きすぎる。精神的圧迫感で生きた心地がしない	小型の風力発電機を採用する予定はございません。ハブ高さ（ブレード中心高さ）は約 110m、風力発電機高さ（ブレード最上点高さ）は約 195m の風力発電機の設置を計画しております。
58	環境影響評価法は地面から下の環境について全く把握していない。その基準からではいくら調査しても成果は得られない。←地表から 10cm からでも変化は起こります！	環境影響評価では、工事中の水の濁りについて以下のとおり予測をしております。「全ての沈砂池排水口等から濁水到達推定距離は、沈砂池排水口から河川等もしくは道路等の障害物までの距離より短いため、沈砂池排水口からの濁水は、林地土壌に浸透し常時水流まで到達しないものと予測する。」 事業が周辺の水域に与える影響については、新潟県との林地開発協議等で検討してまいります。
59	地域へのリターンは免税にすること。町おこし・イベント応援程度では割に合わない。 風はエネルギー作物を育てる、人を育てる、木を育てる。それらを電気に変換して売り渡すのは人んちの池の魚を場を荒らして取って売っているようなものです。免税くらいしないと納得できないと思う。	税制優遇等、政府、地方自治体が決める事項については、弊社では検討およびご回答できません。弊社としては、関係自治体に対して事業税や法人税をお支払いするとともに、地域の資産である、風を利用することから、地域貢献策については、今後、地域の皆様と協議の上、実施して参ります。

表 1(20) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 20）

No.	意見の概要	事業者の見解
60	そもそもの話、様々なリスクを負ってまで風車を建てる必要はあるのかどうか？御社にとってはあるかもしれないが日本、新潟、西山にとって本当に必要なものか。尾根に建てるから地下水に影響ないとの事だったが、尾根の方できちんと水が染み込まないと山が荒れるのでは。風車で今のバランスがくずれるのが心配。荒れば土砂くずれにつながりかねない。	当該地域については、弊社が行った風況等の事前調査の結果から風力発電の適地であると判断したことから、風力発電事業を計画させていただいております。風力発電施設の安全性については、林地開発許可申請の許可において、災害等への対策について 4 つの観点から審査が行われます。（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）すべての要件を満たしている場合において、都道

（表は次ページへ続く。）

		府県知事の許可が下り、着工可能となります。災害、水害の防止に関しては、土工、法面保護の最適な実施、排水施設や防災施設の設置等、下流の地域において災害を発生させる恐れがないことが審査の基準となります。森林法等で定められた基準に基づいて計画をすることで、自然災害に対して万全な対策を講じてまいります。
--	--	--

表 1(21) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 21）

No.	意見の概要	事業者の見解
61	1. 各種調査（水質、生態系等）のは、どういった方々が行っていますか？ 2. 調査は複数名で行い、公平・公正に行われていますか？ 3. 調査員の名前・名簿は公表されていますか？	調査員の氏名は個人情報になることから公表しておりませんが、各種調査については経験を有する専門の業者に依頼して調査を実施しております。また、調査結果については、本準備書で実施した専門家等にヒアリングや、経済産業省の審査等を経る手続きもあることから、公平性は担保されるものと考えております。

表 1(22) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 22）

No.	意見の概要	事業者の見解
62	きかせていただいて良かったです。ありがとうございました。	ご意見ありがとうございます。今後もご理解をいただきますよう丁寧なご説明を継続してまいります。

表 1(23) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 23）

No.	意見の概要	事業者の見解
63	風力発電の施設ができることによって、電気を作るというメリットは大きくあるかと思えます。ですが、出雲崎町の皆さんが古くから大切にされてきている多くの資源や、土地など多くのものを変化させることが本当に必要なかどうかギモンにも感じます。必要にせまられての”今”やるべきことなのか、使われているもの 輸送に必要なねん料でさえ資源を使う。それは温暖化に向かう危機にある今すべきことなのか…使われた後の風車自体は最終的にどうなるか…建設は反対です。	弊社は、本事業を通じて、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与していきたいと考えております。本地域では、環境影響評価を行うことで、極力環境への影響を排除したレイアウトとしております。今後も、ご理解をいただきますよう、今後も丁寧なご説明を継続してまいります。 事業終了後の風車発電機は弊社が解体・撤去いたします。

表 1(24) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 24）

No.	意見の概要	事業者の見解
64	風力発電のデメリット（人体への）についてを調べると、必ずといっていいほどに、超低周波が与える物（頭痛・いらいら…）が出てきます。ですが、配られた準備書には、そのことについて何も書かれていません。これは、こういった超低周波の人体への影響が全く無い、というのが VENAENERGY の考え方なのでしょうか。	風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音につきまして、弊社が運転中の風力発電施設において、地域の皆様から施設の稼働による騒音または超低周波音の影響で体調に不調をきたしているとのご意見はいただいている状況です。また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）において、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったことが記載されているものの、住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては、風力発電施設の稼働に伴う騒

（表は次ページへ続く。）

		音及び超低周波音の事後調査を実施することいたしました。 本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。事後調査や風力発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。
65	また、住民寄与について、金銭の話しかされていらっしやいませんでしたが、幸せさに自然があつてこそと考えている人が居ることについては、思いの中にあるのでしょうか。以上、お応え頂ければと思います。	地域の資産である、風を利用することから、地域の皆さまとともに共生し、地域貢献策については、今後、地域の皆様と協議の上、実施してまいります。

表 1(25) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 25）

No.	意見の概要	事業者の見解
66	御説明の場を設定して下さり、ありがとうございます。エネルギーは再生は出来ません。風から取られたエネルギーは風下の乾燥を防ぐあるいは風下に湿り湿度を届ける役割を果たしている。風から取られたエネルギーによる人、動物、植物、農産物に主に乾かないことによる悪影響が考えられる。特に希少な生物には乾かないことにより生存できないと考える。農産物も現状の乾き感がなくなればカビ等の雑菌が繁殖して農産物等にも多大な悪影響があると考えられる。	弊社の建設した風力発電所において、農業への影響は報告されておりませんが、万が一農作物に影響があった場合には、当該発電所の影響について調査の上、個別に対応いたします。

表 1(26) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 26）

No.	意見の概要	事業者の見解
67	知らない人がまだ多くいると思います。もっと広報など配布してほしいと思う。土砂災害など懸念される地域もあります。災害があった場合 倒壊破損の危険性はどうか？建設されてしまった風力発電のその後の調査経過は、私たちも知りたいと思う。よその県の結果を教えてくださいハードストライクやトキのことなど、まだまだ住民、新潟県民は知らない人が多いと感じましたので、これから周知させていく課題と思いました。 ここら辺は夏はホタルもいます。動物や虫のすみ処が脅かされることがあるようでしたら撤退も検討して頂きたいです。よろしくお願い致します。皆さんの意見が素晴らしいので、無視しないで頂きたいです。	今後も事業に進捗状況により、適宜地域の皆さまには説明会を開く予定です。土砂災害など安全性に配慮した設計を実施すべく関係行政と協議の上、各種設計を行います。

表 1(27) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 27）

No.	意見の概要	事業者の見解
68	説明会を開いて頂きありがとうございました。風車にはいいイメージがあるのですが、何もない広く平坦な場所に建てるなら理解できるのですが、わざわざ山を切り拓いて木をたくさん伐採し、地中深く穴を掘ってまでやる意味があるように思えません。もう少し適地があるのではと考えますが、正直、この辺りは適すと思えません。	約3年間の調査の中で、風力発電に適した地域であり、伐採箇所なども風力発電機の基数などの減少により、極力伐採箇所を少なくし、環境への影響を少なくしております。
69	1 番近い民家まで 600m と聞きかなり驚きました。2km は離すという論文を見たことがあります	本事業の施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルは、すべての予測地点でいずれの季節において

（表は次ページへ続く。）

	す。近いと睡眠障害が起きているとの研究があり、それが一番心配です。	も「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)に示される「指針値」以下の予測となりましたが、住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては、風力発電機の稼働に伴う騒音の事後調査を実施することいたしました。 事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。事後調査や風力発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいります。
70	柏崎は冬の風が強すぎるのと雷も多いです。以前、柏崎にあった風車は雷で壊れ、しばらく放置されていました。雷についても調べて頂けたらと思います。	落雷については、風力発電機への損傷を協力抑えることを目的にレセプター(避雷装置)の設置など各種対策を実施してまいります。

表 1(28) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
71	環境によくないので反対です。	環境影響評価や林地開発協議等の結果を踏まえ、環境に配慮した事業とするように務めてまいります。引き続き、風力発電施設と自然環境が共存できるよう、地域の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいります。

表 1(29) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
72	一度失われた自然は取り戻すことはできず、豊かな自然を残しておきたいです。人も減っていく中、不要だと考えます。 他で建設されてるなら、ブレードについても他も、リサイクルできるものでお願いしたいです。 豪州やインドでの稼働、建設中が(他より土地が多いのに、)少ない理由は何ですか？	本事業は、環境影響評価手続き中になります。準備書では風力発電施設の影響について、調査、予測及び評価を行い、影響を極力低減するための環境保全措置を講じることとしております。今後も、ご理解をいただきますよう、今後も丁寧なご説明を継続して参ります。ブレードのリサイクルについては、今後の技術革新によるところですが、保守メンテナンスを実施することによるより長期の発電を予定しております。日本が他より多いのはエネルギー基本計画に基づき、促進しております。

表 1(30) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 30)

No.	意見の概要	事業者の見解
73	出雲崎町も、田畑を一生懸命取り組んでる方がたくさんいらっしゃいます。現在でも、いのししの被害が多く、困っています。山間に、風力発電が建設されることにより、さらに被害が増大したり、人家に近づき人への被害がとても心配です。いのししやクマは、調査の対象ではないようですが、対象外だから調査しないということではよろしいのでしょうか。建設後、被害後に事後調査では遅いのではないかとと思うので調査すべきと思います。町のイベントや祭りに協賛していただくのも有り難いですが、田畑を一生懸命されている方への支援(農家等へ)も検討されたし。	弊社は地域自治会を通じ、イノシシによる農作物や田畑を掘り返す被害の増加や、生活圏へ降り人への被害が起きることを懸念していることを確認しております。また、準備書における調査でも、イノシシの生息を確認しております。一方で獣害については、風車との因果関係が確認された知見はなく、その証明が難しいものであることから、調査についても実施が難しいものと考えております。 風力発電機の稼働により、動物の活動域が人間の生活圏へ降りてくるという知見は現時点ではございませんが、工事期間中による打設音や森林への重機の出入りなど、当社工事の起因により一時

(表は次ページへ続く。)

		的にイノシシが生活圏域に降りてくる場合は、事業実施区域周囲の自治会と協議連携し、通学下校時の見回りや農地への電柵の設置など保全措置を検討してまいります。
--	--	--

表 1(31) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 31）

No.	意見の概要	事業者の見解
74	環境調査や音に関する調査を事前に行われ、ほぼ影響がないとの見解ですが、調査結果に出ない人の感じ方に対する対応はどのように考えているのか。今までないものが出来る人工物に対するアノイアンス。小さなわずらわしさはストレスにつながります。長期的なストレスによる身体への影響、科学的根拠がないから補償しませんでは不安が残ります。	<p>風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音につきまして、弊社が運転中の風力発電施設において、地域の皆様から施設の稼働による騒音または超低周波音の影響で体調に不調をきたしているとのご意見はいただいている状況です。ているとのご意見はいただいております。また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）において、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったことが記載されているものの、住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては、風力発電機の稼働に伴う騒音の事後調査を実施することといたしました。</p> <p>本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。今までないものが出来る人工物に対するアノイアンスや小さなわずらわしさについても、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>

表 1(32) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 32）

No.	意見の概要	事業者の見解
75	自然環境は人の為だけではなくデメリットを考えて対応は十分でないと思います	環境影響評価や林地開発協議等の結果を踏まえ、環境に配慮した事業とするように務めてまいります。引き続き、風力発電施設と自然環境が共存できるよう、地域の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

表 1(33) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 33）

No.	意見の概要	事業者の見解
76	「事業ありき」の説明会で、ほとんど説明になっていないと感じた。（特に日本気象協会による説明）特に環境について。バードストライクについては「建設してみないと分からない状態」。建設してから事故多発では遅すぎる。人体への影響についても民家から 500m なら「見えない影響」はありうる。「風車病」と言われる不眠等の調査を詳しくやってほしい。今日の話では地元のメリットよりもデメリット（リスク）が大きすぎるので、この計画に反対します。	<p>経済産業省および環境省等国の指針に基づいた、本地域での風力発電建設に伴う環境影響評価調査結果およびその予測をご説明いたしました。</p> <p>バードストライクについては、調査結果を元に衝突確率を数値で算出しておりますが、不確実性を伴うものとなっております。そのため、事後調査を実施し、稼働後の影響について調査を行う予定です。</p> <p>本事業の施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルは、すべての予測地点でいずれの季節においても「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）に示される「指針値」以下の予測となりましたが、住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周</p>

（表は次ページへ続く。）

		<p>波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては、風力発電機の稼働に伴う騒音の事後調査を実施することいたしました。</p> <p>本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。事後調査や風力発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>
--	--	---

表 1 (34) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 34)

No.	意見の概要	事業者の見解
77	<p>地下の環境や影響。地下の生き物、水源などについて全く、考えられていないのはどうかと思います。高層ビル並みの建物が、地下を全く考えなして作れるとは思えません、地震も多い国なところも、良く考えてない、と思います。上も下も自然を壊してまで電気が必要とは全く思えません。北海道の風力発電したものは余ってます。新潟県には必要ないと思います</p>	<p>環境影響評価を通じて、環境に配慮した事業となるよう努めるとともに、風力発電施設と自然環境が共存できるよう、地域の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>風力発電施設の安全性については、林地開発許可申請の許可において、災害等への対策について4つの観点から審査が行われます。(災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全)すべての要件を満たしている場合において、都道府県知事の許可が下り、着工可能となります。災害、水害の防止に関しては、土工、法面保護の最適な実施、排水施設や防災施設の設置等、下流の地域において災害を発生させる恐れがないことが審査の基準となります。森林法等で定められた基準に基づいて計画をすることで、自然災害に対して万全な対策を講じます。</p> <p>風力発電機の建設にあたっては、建築基準法と同様の内容が含まれる「電気事業法」(平成26年度制定)の厳しい技術基準に基づき、地質調査、風速評価、荷重評価等を行ったうえで基礎やタワーの設計が行われ、安全性を確保してまいります。</p> <p>また設計に関しては、国に認定された登録適合性確認機関にて、設計基準に適合しているか厳格に審査されます。さらに、工事計画に関しては、経済産業省に届け出をして、確認を受けるとともに、完成後においても経済産業省の検査を受けることとなります。</p>

表 1 (35) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 35)

No.	意見の概要	事業者の見解
78	<p>西山町尾町や出雲崎は民家が近く、さらに県を代表する観光地であり、風車を設置するにはさらに多くの関連団体と協議を行い慎重に判断すべきです。そもそも、なぜ、建設地が決定されたのでしょうか?道路からかなり奥ですし、山の生態系を崩すことは目に見えていると考えます。逆に沿岸部には人や民家が無い所も存在しております。</p>	<p>弊社は、本事業を通じて、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与していきたいと考えております。本地域は、当社の事前調査の中で、風力発電に適地と考えられることから、風力発電事業を計画させていただいております。</p> <p>環境影響評価を通じて、環境に配慮した事業となるよう努めるとともに、風力発電施設と自然環境が共存できるよう、地域の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいりたいと考えております。引き続き、各行政機関を始め、地域の皆様とのご協議は今後も重ねてまいります。</p>
79	<p>さらに多くの人々が考え風車建設の是非を議論する場を設けて、計画の必要性を改めて考える説</p>	<p>今後も事業の進捗に合わせて、丁寧な説明会を</p>

(表は次ページへ続く。)

<p>明会を開いて頂きたい。この計画自体、これだけ大規模だったのに関わらず、良くイメージ出来ず晴天の霹靂でした。さらに時間を取り、話し合う重大なことと考えます。</p>	<p>地域で開催いたします。</p>
--	--------------------

表 1(36) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 36)

No.	意見の概要	事業者の見解
80	<p>新潟県は世界規模にみても青森や秋田にくらべて重い湿雪が長期間にわたってふりつづくところです。しかも近年柏崎西山・出雲崎も海岸端とは言え降雪量は多いです。その雪には大陸からの化学物質が含まれておりそれと風力発電機の塗装物質がなんらかの反応をおこし、劣化を促進させる可能性を検討してください。</p> <p>また、夏は高温、冬は降雪の氷着などではがれた塗装が(化学物質が)水質に与える影響についてあるかないか検討してください。</p>	<p>風力発電機の具体的な型式などの検討は、今後実施いたしますので、いただいた気象条件などを参考の上、風力発電機設計の参考とさせていただきます。</p>

表 1(37) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 37)

No.	意見の概要	事業者の見解
81	<p>1. バードストライクに対する意見と質問 環境省ホームページの「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」を参照して参考にしていますか? https://www.env.go.jp/nature/yasei/sg-windplant/guide/post-91.html 参考にしたならば以下の質問や意見に対する回答や見解を教えてください。参考にしていないならばその理由を教えてください。</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」の方針に基づき、現地調査を実施しております。こちらの手引きについては、文献としても引用しており、準備書の第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況において、渡り鳥の経路やイヌワシ、クマタカの分布メッシュ図を引用しております。</p>
82	<p>第2章 鳥類等に係る風力発電施設の環境影響評価の実施のポイントで、以下の項目が上げられています。</p> <p>2-1 風力発電事業の実施プロセス 2?2 頁、2?3 頁など私の見解を下記の通り「←」の右側に記しましたが、事業者の見解を教えてください。</p> <p>[計画]3-1 既存文献等による生息概況把握←いつ発行された文献なのか(トキ等が記載されていないのであれば参考にした文献は古すぎるのではないかと?)</p> <p>3-2 配慮すべき重要な地域←表3-7ラムサール条約湿地に長嶺大池は含まれていないが、毎年多数のハクチョウなどが飛来することは周知の事実なので、ラムサール条約湿地と同等の扱いをするべきと思いますが、いかがですか。</p> <p>3-4 衝突リスクの高い地形条件←ハクチョウの飛翔高度は、長嶺大池の湖面を基準としたものですか。もし、そうならば風車を小高い山林を造成した敷地に作ると、長嶺大池の湖面からみた風車の最大高さは 200 メートルを越えることになり、長嶺大池から何キロはなれようとバードストライクゾーンとなり、風力発電予定地は全て衝突リスクの高い地形となるのではないですか。</p>	<p>文献については準備書の第3章に各項目で使用した文献を記載しております。最新の情報を取り込むといった点では専門家等によるヒアリングを実施し、不足がないよう情報を収集しております。</p> <p>ハクチョウ類が多く飛来するといった傾向が見られることから、飛翔状況等を関する調査を行っております。対象事業実施区域との距離や飛翔状況等の調査結果を踏まえ、予測及び評価をいたしました。</p> <p>飛翔高度は、対象事業実施区域内における地上高度を示しております。風力発電機の回転域より上で確認した個体も存在することから一概にすべての範囲がバードストライクの可能性があるといったものではございません。</p> <p>また、多くの個体が礼拝方面から後谷ダムを通過し市ノ坪方面へ飛翔していることを確認しております。そのため、風力発電機の設置位置からは外れているため、接触の可能性は低いと考えております。</p>
83	<p>第3章参考とすべき事項 経路の有無を確認した結果、ハクチョウが飛来するときのルートは固定されていると判断しましたか。</p>	<p>長嶺大池については法令関係に指定される地域となっておりませんが、ハクチョウ類が多く飛来するといった傾向が見られることから、周辺の飛翔状況について調査を行っております。今回の</p>

(表は次ページへ続く。)

	<p>3-1-2 既存の鳥類関係情報（鳥類の保護上重要な区域）によると「希少猛禽類の生息地（イヌワシ、クマタカ、オオタカ生息分布図）」、「鳥獣保護区」、「シギ・チドリ類渡来湿地目録・シギ・チドリ類重要渡来地域」のなかに、鳥の名前としてハクチョウ、トキは見当たらないので、ハクチョウやトキの生息地は「鳥類の保護上重要な区域」ではないとお考えですか。</p> <p>また「ラムサール条約湿地」の項目もありますが、ラムサール条約湿地に長嶺大池は登録されていません。しかし、前述の通り、毎年多数のハクチョウなどが飛来することから、ラムサール条約湿地と同等と考えても良いと思いますが、いかがですか？</p> <p>3-2-1 渡り経路には以下の記述があります。</p> <p>「経路図には、空白地域も存在し、これ以外にも渡り経路が存在する可能性は十分考えられる。このような場合、地元の鳥類に関わる有識者、団体からの情報収集等を通じて、経路の有無を確認する必要がある。」地元の鳥類に関わる有識者、団体からの情報収集はしましたか？したならば具体的な氏名又は団体名を教えてください。教えていただいても直接連絡はとりません。ルートが固定されていないければ、ハクチョウがバードストライクの対象となる可能性はかなり高まると思いたすがいかがですか？</p>	<p>予測評価については調査結果からの飛翔方向や高度を鑑み、記載しております。</p> <p>結果として、ハクチョウ類の多くの個体は礼拝から後谷ダムを通過し市ノ坪方面へ飛翔していることを確認しております。そのため、風力発電機の接地か所から外れているため、接触の可能性は低いと考えております。</p> <p>有識者については調査結果を提示し、ご意見をいただいております。頂いたご意見については準備書へ掲載させていただきました。</p> <p>意見を頂戴した有識者及び団体等については個人情報保護の観点から非公開とさせていただきます。</p>
84	<p>3-2-2 ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地 以下の記述がありますが、記述内容に対する対応を教えてください。</p> <p>「対象事業実施区域が、集結地およびその周辺で計画される場合、集結地の特性を把握した上で、衝突リスクを予測・評価し、その結果に応じてリスクを回避・低減させる保全措置を実施し、集結地の機能を維持することが望まれる。」</p>	<p>今回の場合、集結するような場所は長嶺大池周辺となります。</p> <p>そのため、長嶺大池周辺を飛翔する鳥類の飛翔状況の調査を行い、飛翔方向や高度について確認を行いました。ハクチョウ類については、多くの個体が礼拝から後谷ダムを通過し市ノ坪方面へ飛翔していることを確認しております。そのため、風力発電機の設置位置からは外れているため、接触の可能性は低いと考えております。</p>
85	<p>3-2-3 ガン類の集結地における飛翔高度 以下の記述があります。「ガン類・ハクチョウ類のような大型の水禽類は、飛び立ってから徐々に高度を上げる。そのため、集結地の近くは低空を飛び風車回転域を通過するが、ある程度離れて飛翔高度が高くなると危険性は減少する。沼から離隔5～6kmで風車回転域を越える傾向があった（図3-17）」（図3-17 渡りおよび長距離移動するマガンの飛翔高度と飛び立ち地点からの距離との関係）ハクチョウと記載はありませんが、ガン類・ハクチョウ類は同等との解釈なのだと思います。この図のバードストライクゾーンは50メートルから100メートルと読み取れます。この図から6キロ離れた高度は200メートルで、210メートル付近が上限値と読み取れます。西山風力の風車の高さは195.5メートルなので、バードストライクゾーンの高さは、195.5メートルとなると思います。長嶺大池を高度ゼロとすると各風車を中心とした6キロメートル以内がバードストライクゾーンとなると思いますがいかがでしょうか。</p> <p>※風車の最大高さを、風車が設置される山の高度と風車の高さを合算したものとすると、長嶺大池又は風車から何キロ離れようとバードストラ</p>	<p>鳥類のバードストライクについて、ハクチョウ類の衝突事例がないこと、飛翔状況の調査結果から、飛翔方向が対象事業実施区域を避けるような飛翔となっていることからブレード等への接触の可能性は低いと考えております。</p> <p>バードストライクについては、ブレードの回転域の範囲に接触することで発生するものであるため、接触する可能性のある高さは24.5mから195.5m以下の範囲になります。春季に実施した調査では、事業実施区域内で確認した個体の約50%の個体が195.5mを超える高さの飛翔をしているが確認されています。そのため、長嶺大池周辺のすべての範囲で接触する可能性があるというものはございません。</p> <p>飛翔状況等に関する調査を行っております。対象事業実施区域との距離や飛翔状況等の調査結果を踏まえ、予測及び評価をいたしました。</p>

(表は次ページへ続く。)

	イクゾーンとなります。この認識は誤りでしょうか。	
86	<p>2. 鳥の目の認識能力について 環境省のホームページの風力発電施設に係るバードストライク防止策 https://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/birdstrike.html</p> <p>によると風力発電施設の立地を検討していく上でバードストライクに関する知見等は十分とはいえ、オジロワシの死因については、判明している限り風力発電施設へのバードストライクが最も多く、海ワシ類に関する知見を収集することは希少種保全上重要となっています。と書かれています。バードストライク防止策検討委託業務報告書を読むと（全て読んだわけではありません）バードストライクを防ぐ、根本的な対策はないように読み取れます。</p> <p>鳥の障害物の認識能力の研究もあるようですが、主に海ワシを対象としたものでハクチョウやトキを対象とした研究はみあたりません。</p> <p>事業予定地域では、季節や天候により、山の中腹から上部に霧がかかることがあります。これまで建設された、風車のブレードの色は白が多いように見えます。これでは、霧が発生したとき霧と風車のブレードの色が霧と同化して鳥がブレードを障害物として認識しづらくなり、バードストライクの可能性が高まると思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>これまでに鳥の認識能力に関する研究を参考にしていますか。</p> <p>参考にしているならばその研究を教えてください。</p> <p>参考にしていないならば、その理由を教えてください。</p>	<p>ハクチョウ類は、渡りの移動の際には夜間も飛翔しており、視認性の悪い状況で飛翔しておりますが、これまで他事業において、風力発電機への衝突は確認されていないと認識しております。ただ、不確実性が伴うことであり、保全措置としてブレードの視認性を上げるため、ブレードの一部への塗装やブレードやタワーなどへの目玉模様をつけるといった対策を実施した事例はあると認識しております。</p>
87	<p>まとめ。</p> <p>（仮称）西山風力発電事業 環境影響評価準備書の第 10.1.4 章 環境影響評価の結果_調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_動物 133 頁対象実施事業実施区域 外 で確認とあります。136 頁には写真が掲載されています。この時、対象事業区域内で確認はされていないと記載されていますが、対象事業区域の空が網などで区分されるわけではなく、今後、トキが対象事業区域内を飛び回る可能性は高いと思います。</p> <p>鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きの各章にトキの文字は見当たりませんが、トキの扱いに関して環境省の見解を確認しましたか。確認したならば、その見解を公表して下さい。それとも環境省の見解を聞く必要はないとお考えですか。そうであるならばその理由も教えてください。</p> <p>ハクチョウやトキは地元の人々にとって保護する気持ちが強く、もしも、ハクチョウやトキがバードストライクの犠牲となるならば、多くの批判を集めることになると思います。ハクチョウは編隊を組んで飛んだり、群れで飛ぶところを多数目撃しているのでバードストライクが発生すると一度に複数の個体が犠牲になる可能性があると思います。トキは佐渡と寺泊のトキ保護センターで飼</p>	<p>トキは、環境省の発表から、繁殖は佐渡のみとなっています。繁殖地を拡げるため、石川県や島根県において、数年後に放鳥が予定されています。今回の調査でもトキを確認しておりますが、佐渡から移動個体は非常に少なく、留まる個体ではなく、彷徨っている個体と推測しております。繁殖等の懸念がある場合には、環境省とも協議が必要と考えております。</p>

（表は次ページへ続く。）

	<p>育・放鳥された個体又は、それが佐渡から本州に渡り地元で繁殖していると言われていいます。目撃情報であっても新聞記事になるし、地元のほとんどの人々が、身近に生息しているならば一度は見てみたいと思っているはずで、新潟県では、新幹線トキ号、航空会社トキエア、新潟市のコンベンションセンター朱鷺メッセ、県境にはトキの絵をあしらった「ようこそ新潟県」という看板、「にいがた子育て応援団トキっ子くらぶ」の他、菓子の名称、看板、ポスターなどに新潟県を代表する鳥としてトキをあしらった様々なものがあり、生活に浸透しています。加えて、トキは環境省がトキ保護センターで飼育して増やしている鳥なので、多額の国費が投入されているはずで、極限まで保護する必要があると思います。</p> <p>環境省>政策>政策分野一覧>自然環境・生物多様性>希少な野生動植物種の保全>トキ https://www.env.go.jp/nature/kiisho/hogozoushoku/toki.html</p> <p>上記の他、環境省で公開しているホームページの資料によりますと、現在、バードストライクを防ぐ有効な手立てはない(要旨)と読み取れる資料が確認できます。この点について事業者の見解をお聞きします。</p> <p>残念ながら希少猛禽類などは地元の日常生活に悪影響はないし、生息することすら知らない人が多く、地元にとってほぼ調査の意味がないと思われます。学術的な意義は否定しませんが、風力発電が地元を与える影響に重点を置いた調査の実施と対策を求めます。</p>	
88	<p>尚、今回の質問と意見に対する回答や見解は(仮称)西山風力発電事業環境影響評価準備書で既に記載されているかも知れませんが、WEBに掲載された環境影響評価準備書では効率的な検索ができないことから全文を読む必要がありますが全文を読むには文章量が多く、すでに記載済みのことでも質問や見解を求めている可能性があります。</p> <p>相互で効果的な意見交換を行う為にも、webの掲載方法の改善をお願いしたいと思います。以上</p>	<p>Webでの閲覧については、調査内容が多岐にわたるため分量が多く、効率的な検索ができずご迷惑をお掛けしております。各章ごとに区分けして、弊社HP上に掲載するとともに要約書も掲載しております。ご理解いただきますよう、お願い申し上げます</p>

表 1(38) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 38)

No.	意見の概要	事業者の見解
89	<p>土砂災害の恐れがあることから、本事業計画の撤回を求めます。</p> <p>■地すべり地形 対象事業実施区域及びその周辺は典型的な地すべり地帯であり 1)、これまでもたびたび災害に見舞われています。褶曲は今も発達し続けており、今後も地すべりが起きると考えられます。新潟県中越沖地震(2007年)の際の地殻変動が人工衛星で捉えられています 2)。この報道発表の資料-1を見ると、地殻変動がよくわかります 3)。</p> <p>防災科学技術研究所の地すべり地形分布図によれば、図 2.2-2(1)～(8)に示された新設道路や風車ヤードは広く地すべり地形の冠頂部にあります 4)。新設道路の幅員は 5m 以上、その両側が数メートルが伐採され、稜線が 20m 以上改変されます。</p>	<p>風力発電機の配置にあたっては、地すべり防止区域を避けて設置する予定です。具体的には、現地にて詳細な範囲を限定し、各行政機関からの指導を仰ぎながら、防災対策を実施して参ります。現在、風力発電機配置予定位置においてボーリングによる地質調査を開始しており、これらの地質データを用いて基礎を選定し、新潟県の担当部局と地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の位置を確認し、安全性について協議をしたうえで風力発電機位置を確定し、工事着工手続きを開始します。</p> <p>防災関連の区域につきましては、「砂防法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、「山</p>

(表は次ページへ続く。)

	<p>また、風車ヤードの敷地は 40×80m 以上の範囲が伐採、改変されます。地すべり地形の冠頂部の樹木の伐採や土地の改変は危険ですからやめてください。</p> <p>なお、地すべり地形分布図 1)は有用ですので、評価書では掲載してください。</p> <p>1)「地すべり学入門」岩松暉 https://www.sci.kagoshima-u.ac.jp/oyo/landslide/1007.html</p> <p>2)「人工衛星データの解析により平成 19 年(2007 年)新潟県中越沖地震に関連した地殻変動を新たに発見」国土地理院 https://www.gsi.go.jp/WNEW/PRESS-RELEASE/2007-1002.html</p> <p>3)【資料-1】「だいち」合成開口レーダー干渉解析による地殻変動分布図 https://www.gsi-go.jp/WNEW/PRESS-RELEASE/2007-1002-1002-1.html</p> <p>4)防災科学技術研究所地すべり地形分布図デジタルアーカイブ https://dil-opa.bosai.go.jp/publication/nied_tech_note/landslidemap/index.html</p>
<p>90</p> <p>■盛土</p> <p>対象事業実施区域内で利用される残土の量は 449,848m³です(表 2.2-6)。令和 3 年の熱海市伊豆山の土石流 5)の源頭部にあった盛土の量は 70,000m³と推定されています。対象事業実施区域内で処分される土量がいかに大量であるかがわかります。</p> <p>盛土される場所は地すべり地形の滑落崖と頭部(移動体の上部)です。移動体は常に動くと考えておくべきです。地すべりや土石流の誘因を作ることですからやめてください。</p> <p>5)令和 3 年(2021 年)7 月 1 日からの大雨に関する情報(国土地理院) https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/R3_0701_heavyrain.html</p>	<p>新潟県との林地開発許可手続、及び柏崎市、出雲崎町との協議において最終決定してまいります。工事用道路、風力発電機ヤードへの残土活用等の最適化を行い、土量バランスを可能な限り均衡化にすること、及び、昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議のうえ慎重に検討してまいります。</p>
<p>91</p> <p>■現状回復</p> <p>供用期間終了後、土地の現状回復をどのように行いますか。風車を撤去することは言うまでもありません。本事業のように、地すべり地帯を大規模に改変した場合、元の状態に戻すことはできません。沈砂池、路肩の側溝、盛土、切土、補強土壁(擁壁)は永久に保守され続けなければなりません。なぜならこれらの設備は土地の安定に必要な不可欠な設備だからです。これらの設備は、地震、大雨、融雪のたびに痛みます。蟻の一穴から大規模な土砂災害に繋がります。こまめに補修しなければなりません。供用期間終了後は誰の責任で、誰の費用負担で補修するのでしょうか。土地の所有者が変われば、これらの設備の保守はなおざりにされがちです。仮に道路などの設備は林業と共用するとしても、新潟県中越地震(2004 年)や新潟県中越沖地震(2007 年)で行われた大規模な復興事業 6)、7)を考えれば、あらかじめ将来にわたる責任範囲を明確にしておくべきです。元来、対象事業実施区域のように土砂災害の恐れが</p>	<p>風力発電機のメンテナンスを行いつつ、できる限り長い期間にわたり発電を実施する予定ですが、万が一風力発電完了した場合の土地については、土地所有者様と協議のうえ、地形などの状況も踏まえ、原状回復を行うこととしております。</p>

(表は次ページへ続く。)

<p>ある土地を本事業のように大規模に改変すべきではありません。</p> <p>6)「里山の復旧に向けて」林野庁関東森林管理局中越森林管理署 https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/chuetu/recovery/pdf/tyuuetu260401.pdf</p> <p>7)平成19年度新潟県中越沖地震による災害林野庁治山課 https://www.rinya.maff.go.jp/i/saigai/saiqai/pdf/cyuetstu.pdf</p> <p>以上</p>	
---	--

表1(39) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書39）

No.	意見の概要	事業者の見解
92	<p>まず風車がたって、かんかくかびんの人にしょうげきなどはありませんか。また西山自然交流施設ゆうぎのちかくに風車がたつようですが西山自然交流施設ゆうぎにしょうげきはありませんか。まわっている風車はとまったりしますか。風車がたつことでどうぶつはにげていきませんか。こわれたときどうしょぶんするんですか。しつもんが多くなってすいませんでした。ありがとうございました。</p>	<p>本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては、風力発電機の稼働に伴う騒音の事後調査を実施することいたしました。</p> <p>西山交流施設ゆうぎの指定管理者および柏崎市との風車建設への意見交換を開始しております。今後もご意見を伺い環境影響を極力低減させるようにいたします。</p> <p>本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。風車の点検時や故障時、風が強く安全対策が必要な時などは風車を止めます。また、事後調査や風力発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆様のご意見を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>動物については、工事期間中の作業員や工事車両などから避けるため、事業地から離れることはあるようですが、風力発電施設が稼働することで、生息する動物が逃げるという前例はないと認識しています。野生動物ではありませんが、牧場などに建設された風力発電事業において、牛などへの影響があったという前例はないと聞いております。</p> <p>風力発電機の撤去時は、産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、処分量を低減させます。分別収集、再利用が困難な産業廃棄物は、専門の有料産業廃棄者に委託し、適切に処理します。</p>

表1(40) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書40）

No.	意見の概要	事業者の見解
93	<p>私は、出雲崎や西山方面へ良く行きますが、海、山、盆地の景観が大好きです。そこに多数の大きな人工物が混じるのは見たくありません。</p>	<p>環境影響評価や林地開発協議等の結果を踏まえ、環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。また、風力発電施設と自然環境が共存できるよう、地域の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>
94	<p>近年は、従来なかった様な激しい降雨が多く、大規模な土木工事による土砂災害の発生を危惧します。</p>	<p>新潟県との林地開発許可手続、及び柏崎市、出雲崎町との協議において最終決定してまいります。工事用道路、風車ヤードへの残土活用等の最適化を行い、土量バランスを可能な限り均衡化にすること、及び、昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議のうえ慎重に検討してまいります。</p>

(表は次ページへ続く。)

		<p>現在、風車配置予定位置においてボーリングによる地質調査を開始しており、これらの地質データを用いて基礎を選定し、新潟県の担当部局と地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の位置を確認し、安全性について協議をしたうえで風車位置を確定し、工事着工手続きを開始します。</p>
95	<p>低周波音や電磁波による生物への影響も危惧されます。人によっては敏感な人もいますし、鳥やコウモリや動物は人よりもっと敏感でしょう。長期的な影響も不明なのではないでしょうか。</p>	<p>動物と風力発電機の稼働における低周波音、電磁波の関係について科学的な根拠はなく、クマなどの大型獣が山から逃げて里に下りてくるという事例はないという認識です。今後も情報について収集いたします。</p> <p>風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音につきましては、弊社が運転中の風力発電施設において、地域の皆様から施設の稼働による騒音または超低周波音の影響で体調に不調をきたしているとのご意見はいただいている状況です。また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）において、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったことが記載されているものの、住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては、風力発電機の稼働に伴う騒音の事後調査を実施することといたしました。</p> <p>本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。風力発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆様のご意見を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>
96	<p>風車への鳥やコウモリの衝突を防ぐ対策は取られていますか。</p>	<p>バードストライクについては、調査結果を元に衝突確率を数値で算出しておりますが、不確実性を伴うものとなっております。そのため、事後調査を実施し、稼働後の影響について調査を行う計画です。ハクチョウ類については、ハクチョウ類の衝突事例がないこと、飛翔状況の調査結果から、飛翔方向が対象事業実施区域を避けるような飛翔となっていることからブレード等への接触の可能性は低いと考えております。猛禽類については、ご指摘のオジロワシとオオワシは現地調査の結果からは確認されていないこと、クマタカの飛翔は風車設置予定地ではほとんどないこと、サシバやオオタカも営巣地からの主たる方向は平坦地側であることから、ブレード等への接触の可能性は低いと考えております。また、コウモリ類につきましては、改変面積を可能な限り低減することで、環境影響を低減できるものと考えておりますが、鳥類のバードストライク調査同様、コウモリ類の影響につきましてもバットストライクの事後調査を実施する計画としております。</p>
97	<p>風車自体の被害として、落雷によって羽根が飛んだ、海風の塩害で操業に支障をきたした。等のことを聞いたことがあります。そういった事に対する対策は取られていますか、又、それは万全なのでしょうか。以上の様な事を思うと、私はこの風力発電に賛成できません。</p>	<p>落雷については、レセプターの設置（避雷措置）を行うことにより、発電機への影響を少なくする対策を取っております。また、発電機は、ナセル内に設置されることから、塩害は必要最小限に抑えられると判断しております。</p>

(表は次ページへ続く。)

1(41) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 41）

No.	意見の概要	事業者の見解
98	<p>予定の風車の高さは約 200m で、準備書のフォトモンタージュは 0.6～8.8km の距離からの写真で作られています。実際肉眼で立体的な景色として見た時には、フォトモンタージュ以上に相当な心理的圧迫感を感じると思います。心理的圧迫感を感じている人にとっては、景観や音の聞こえ方は、より一層不快に感じるものであり、数値化は難しい。その為、地域住民及び、福祉施設、観光施設はもちろん、敏感な子供が増えている現代においては、より一層の配慮が必要ではないでしょうか？特に教育、保育施設がすぐ近く（約 1km）にあり、動画や VR などの方法を用いて、より体感しやすいいねいな説明、理解を求める工夫が必要ではないでしょうか？健康への影響についての説明の補足として、具体案を明示お願いします。</p>	<p>準備書において、風力発電機の見え方を少しでも実感できるようにフォトモンタージュを作成したことに加え、住民説明会では動画をお示しさせていただきましたところ。また、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。引き続き、地域の皆様のご意見等を伺いながら、丁寧な説明を心がけてまいります。</p>
99	<p>出雲崎町は、「未来へつなぐ子育て応援宣言」の町として、子育て世帯応援の制度や体制が充実しており、移住を促進しています。私自身も 2 年前に子どもと移住したのですが、迅速で温かい対応と手厚い支援にとっても助けられています。出雲崎町への貢献策（案）について、工事中は雇用の創出も期待されますが、工事完了後の貢献や支援について、より具体的な内容と期間の予測を明示して頂けますか。</p>	<p>弊社は、工事期間中だけではなく運転開始から事業終了時までにおいても地域貢献を進めて参ります。具体的な振興策の内容については、市町村、地域自治会、周辺事業者との意見交換をしながら、地域および自治体からのご要望や地域・社会状況にあわせて行う予定です。なお、弊社の地域貢献実績としては下記の事例がございます。災害に強い街づくりや環境整備支援（避難所物資寄贈、ソーラー街灯の寄付等）、地域行事や祭事サポート（出雲崎町船祭り出展・花火大会への寄付等）、次世代育成活動（出張授業、発電所見学、海外研修等、奨学金支援、スポーツイベントや部活動支援等）、教育環境の向上支援（学校等へのエアコン設置事業支援、大学奨学金）、NPO や地域団体支援（子ども食堂支援、植樹活動支援、獣害鳥対策支援、等）、長期的な地域再生支援（町の文化的シンボル改修、移動販売車運航支援等）。</p>
100	<p>風車のメーカーは、欧米か中国系で未定、材質や塗料も未定との事ですが、使用後や破損時の処分方法、場所、又、自然に還るまでの過程や年数の予測、処分にあたっての自然環境への影響予測を明示して頂けますか。</p>	<p>風力発電機の撤去に当たっては、土地所有者様と協議のうえ、現状に復する契約を締結しております。産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、処分量を低減させます。分別収集、再利用が困難な産業廃棄物は、専門の有料産廃業者に委託し、適切に処理します。</p>
101	<p>又、予定地は日本海側特有の、風の乱流が予測されますが、乱流対策はどの様にするのか事故防止策、又、採算を取る対策を具体的に明示お願いします。</p>	<p>風力発電機の建設にあたっては、建築基準法と同様の内容が含まれる「電気事業法」（平成 26 年度制定）の厳しい技術基準に基づき、地質調査、風速評価、荷重評価等を行ったうえで基礎やタワーの設計が行われ、安全性を確保してまいります。風況の調査により、乱流などの事象に対しても適切に風車設計に反映して参ります。</p>

表 1(42) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 42）

No.	意見の概要	事業者の見解
102	<p>新潟県は自然豊かな森があり人工林率 19%で他県よりも自然がいっぱい。そこで暮らしている野生動物たちの住処を奪わないで下さい。クマが木の実を食べて糞から種を出して植林しています。人工林の森は衰退していきます。湧水の減少。水がなくなると私たち人間は生きていけません</p>	<p>風力発電事業の影響によりクマなどの大型獣が山から逃げて里に下りてくるという事例はないという認識です。今後も情報について収集してまいります。また、本事業につきまちは環境影響評価手続きを通じて、環境に配慮し自然環境と共存できる事業にしたいと考えております。</p>

（表は次ページへ続く。）

<p>ん。農業にも影響します。西山地区にはクマがいませんが池があり、鳥がたくさん飛んでいます。風力発電機は自然を破壊します。土砂災害も起こります。最近では大雨で避難所も開設されました。今後も雨や雪で不安になる時に風力発電機があると更に不安になります。私たちの暮らしを脅かさないてほしいです。</p>	<p>水環境について、準備書においては造成工事による河川への濁水流入に関して調査、予測及び評価を実施しました。沈砂池排水口からの排水については、一部道路等の障害物に到達するものの、河川には到達しないと予測いたしました。</p> <p>水域についても、林地開発許可申請手続きにおいて審査を受けることから、水の確保や農業への影響はないものと考えております。</p> <p>林地開発許可申請の許可において、災害等への対策について4つの観点から審査が行われます。(災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全)すべての要件を満たしている場合において、都道府県知事の許可が下り、着工可能となります。災害、水害の防止に関しては、土工、法面保護の最適な実施、排水施設や防災施設の設置等、下流の地域において災害を発生させる恐れがないことが審査の基準となります。森林法等で定められた基準に基づいて計画をすることで、自然災害に対して万全な対策を講じます。</p> <p>本事業では新潟県との林地開発許可手続に加え、柏崎市、出雲崎町との協議において自然災害への対応を最終決定してまいります。具体的には、工事用道路、風力発電機ヤードへの残土活用等の最適化を行い、土量バランスを可能な限り均衡化にすること、昨今の土砂災害等を鑑みた盛土の安全性について、関係機関と協議の上慎重に検討してまいります。</p>
---	---

表 1(43) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 43)

No.	意見の概要	事業者の見解
103	<p>西山、出雲崎、石地に風力発電は作らないで下さい。大きな羽を運ぶのに道路を作るためにたくさんの木を切り、土を運び出さないといけません。土の中も掘ってケーブルで繋がれているのならその土の中の生物が山からいなくなります。低周波の影響で動物たちが山を降りて来ます。田畑の被害が増えますし猛禽類への被害も起こると思います。風力発電を建てる2キロ圏内には沢山の住民の方が住んでいます。その方たちが安心して健康で暮らせる環境に風力発電は不要であると思っています。</p>	<p>弊社は、本事業を通じて、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与していきたいと考えております。本地域は、風況等の事前調査の中で、風力発電に適地と考えられることから、風力発電事業を計画させていただいております。</p> <p>本事業につきましては、環境影響評価手続きを通じて、自然環境と共存できる事業にしたいと考えております。また、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見を伺いながら、必要な対策を講じてまいります。</p>

表 1(44) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 44)

No.	意見の概要	事業者の見解
104	<p>○騒音について 音による人体影響のみならず、人間と異なる感覚をもつ動物への影響をも懸念しております。(特に白鳥の名所の影響) 風力発電は聴覚過敏の方にとっては、立ち寄ることのできないつらい地域となります。少数ながら、生まれつき絶対音感のわが子は、たまたま訪れた発電用風車から出る様々な周波が混在する音で、ひどい頭痛を起し頭を抱えてうずくまって一歩も動けなくなったことがあります。元気な子どもが、目に見えない何か</p>	<p>本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。</p> <p>風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>

(表は次ページへ続く。)

	<p>よって頭を抱えてうずくまり、うめき苦しむ姿を見たのは初めてのことで、衝撃的でした。(支援学校、支援学級ではない児童。つまり日常生活支障ない程度の聴覚で、です) 感覚には個人差があるとはいえ、同じ人間です。これほど混在する周波を長期浴び続けて、心身に全く影響がないといい切れるのか甚だ疑問でした。我々のような音に症状のない人にとっては、聴覚過敏の少数派なので、来なければ良いだけで問題ないのかもしれませんが。ゆえに私のような該当者を家族にもつ市民はその土地と景観を愛していても、やむなく訪れないことで健康対策はできます。しかし、この地域住民はどうしたら良いのでしょうか。感覚は個人の強さの違いであり、小さな違いは立証が難しく認定されるようなものでもありません。もし、風力発電により、体調悪くされた場合の救済措置とその条件は？原因不明の体調不良では因果関係を証明できないため取り合っていただけないのではないかと、泣き寝入りを懸念しております。音として聴こえない周波も不安を与えるなど、心に影響を起こすことは知られています。風力発電の場合はどうでしょうか？何年も浴び続けて生活したことによる人体の心身影響、周辺生物の環境影響調査はどのようにされたのでしょうか。</p> <p>○調査のお願い</p> <p>今後の風力発電のためにも、既存の風力発電を含めて調査報告の情報公開と、建てた場合は広範囲の市民へ調査と、地域のフォローを行っていただきたいです。</p>	
--	---	--

表 1(45) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 45)

No.	意見の概要	事業者の見解
105	<p>日本に外国から輸入したものは入りません。日本製の垂直軸型マグナス風力発電機でいいと思います。台風も利用して羽がないから鳥にも優しい。私たちの住む日本をこれ以上壊さないでほしい。山を切り崩されたら元に戻す事は難しいと思います。風力発電は電力も不安定ですし、災害でいつ壊れてもおかしくないです。いずれ子どもたちも大人になる。将来西山、出雲崎で暮らしていると思ってくれるのか？全国で健康被害が出ていて因果関係不明というなら作らない方がいい。全国再エネ問題連絡会にたくさんの団体が登録しています。都合の悪いことは報道しないメディアと同じ。年月重ねて色々調べていただきましたが、大切な自然を未来に残したいので反対します。</p>	<p>弊社は、本事業地域での風力事業において最適な風車型はプロペラ型と考えております。当初計画からの基数減少等により極力改変計画を少なくした事業計画とし、環境への影響を抑えております。また、健康被害についても国指針などを遵守し、健康への影響は、少ないものと判断しております。</p>

表 1(46) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 46)

No.	意見の概要	事業者の見解
106	<p>気候変動によりこれまで被害のなかった場所でも土砂崩れが起こること増えている中、土砂災害ハザードマップに掲載されている区域の近くにも建設予定地があるのが不安です。</p>	<p>新潟県の指定する地すべり防止区域の範囲を明確に調査し、今後の新潟県との林地開発許可手続、及び柏崎市、出雲崎町との協議において最終決定してまいります。昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議のうえ慎重に検討してまいります。</p>

(表は次ページへ続く。)

表 1(47) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 47）

No.	意見の概要	事業者の見解
107	説明会へ伺いたかったのですが、子どもの送迎があり伺うことができませんでした。ZOOM などの参加や、アーカイブなどの対応をしていただくと大変ありがたいです。また、こういった説明会へは、関心のある住民しか参加しないのも問題と思いますが、参加するハードルも高いように思います。かなり大規模な計画のようなので、広報柏崎や回覧板、学校等でも” 頻繁に、わかりやすく、極力参加を促す形で広報し、住民の意見を大切にいただけると嬉しいです。	今後、広域で実施する場合の住民説明会について、広く周知することとし、より地域の皆さまのご要望をお伺いして参ります。
108	難しいことはわからず恐縮ですが、山の上に風車を建てるのと、美しい景観や動植物たちの環境の変化が心配です。動物達が今以上に街に降りざるを得なくなったり、渡り鳥たちへの影響は大丈夫なののでしょうか？	工事の実施により、一次的に逃避があることを他事例で確認されていますが、稼働後には逃避した場所に戻ってくることも確認されております。また、風力発電機の影響で、動物が生息地を追われ、里などで個体数が増えたという知見は確認されておられません。 渡り鳥の影響については、調査結果を踏まえ、影響は小さいと予測しております。 景観への影響につきましては、実行可能な範囲で影響の回避または低減に努めているところであります。 本事業につきましては、引き続き、地域の皆様のご意見等を伺いながら、自然環境と共存できる事業にしていきたいと思いますと考えております。
109	近頃の異常気象についても危惧するべきと感じてしまいます。	風力発電所の設計にあたっては、様々な自然環境に考慮した設計基準をクリアしなければならず、その土地の状況に応じた安全性を担保した設計を行います。

表 1(48) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 48）

No.	意見の概要	事業者の見解
110	もっと地域住民や周辺地域へも意見を聞くべきだと思います。県外からも人がやってくる観光地に景観を害する物を設置し自然を破壊するのは、もっと慎重になるべきだと思います。	開発地域周辺のレジャー・観光施設においては個別訪問を始めており、観光事業や景観に対するご意見を頂きながら、風力発電機の配置計画や景観に対するの対策を見直しております。市町村をはじめ、開発地域周辺自治会や地域住民に対し景観への影響をイメージできるよう、フォトモニターや動画を作成し説明会にてお示ししております。引き続き地域住民や市町村からのご意見を頂きながら、必要に応じフォトモニターや動画を作成するなどして、ご説明を行う予定です。

表 1(49) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 49）

No.	意見の概要	事業者の見解
111	環境の保全もそうではありますが、近隣ですら柏崎市の米山台？と、上越市名立の道の駅に各 1 台ずつ小さなものが鳴り物入りで設置されたの、落雷と、風向きのこと、により活動停止しています。加えて新潟という湿気と塩害のひどい海に建てるという建てたことによる経済的損失のことはお考えなののでしょうか。太平洋側の乾いた土地でも海のそばには建っていないようなイメージで柏崎は自転車を半年、外に置いたらサビてはしらなくなります。エアコン室外機も新築の家も	弊社は風力発電機のメンテナンス会社を運営しており、安全かつ長期的に風力発電事業が運営できるよう、法定点検・自主点検を通じて、塩害対策を含め地域に適した保守管理をおこないます。修繕費および撤去費については、事業者の責任においておこないます。これらの費用も想定したうえで、収益性を伴う事業性があると判断しております。 発電の終了に伴い発電機などの撤去について

(表は次ページへ続く。)

	<p>車も私の地元の福島に比べて、かなり塩害劣化が激しく10年での劣化、早すぎます。建てる際はお金はどうかになるとしても解体費、修理費を若い世代に負担させるのでしょうか。また、村上行く途中に風力発電が何機かありますが近くを通ると怖くてパニック症になります。小さな子どもも、怖くて近寄らないと思います。電気の利便性よりも、沖縄のように海が綺麗、山が美しい、水が美しい自然豊かなことで観光が成り立つ街に、超短期な意味のない風力発電は要らないと思います。しつこいですが、絶対に海近くに立てたらサビまたは落雷で使えなくなるのが耐用年数より大分早いはず。または、防サビ対策にめちゃくちゃお金がかかると思います。利益＝維持費＋解体費建てる意味がない。</p>	<p>は、弊社で土地所有者様と協議の上、責任を持って処理いたします。</p>
112	<p>景観やイメージが悪くなり、観光客も来なくなると予想されます。実際のところ、福島でも太陽光パネルですが景観破壊と自然破壊が問題になりました。震災以後、エネルギーを資源と捉えているのは行政と老年世帯だけで若い世代は暮らしやすさや、安心安全を1番の価値にしています。説明会に参加していないのに一方的な意見ですが申し訳ありません。聞きたかったですが、仕事が入っていました。個人的には風力発電、反対です。継続的な微細な振動や低音は人間を原因不明の体調不良やメンタル不良にします。そのことがわからない、お金しか考えない方々はそのあたりの情報は無視や無知だと常々感じています。失った自然や観光客は返ってきません。ご検討のほど宜しくお願いいたします。</p>	<p>弊社は、本事業を通じて、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与していきたいと考えております。本地域は、当社の事前調査の中で、風力発電に適地と考えられ、風力発電所の計画を行っております。今後も安全・安心な風力発電所の建設を進めるべく、皆さまへの説明を継続して参ります。</p>

表 1(50) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 50）

No.	意見の概要	事業者の見解
113	<p>騒音による健康被害が心配です。動物達、自然への影響も心配です。生物、植物、自然、あらゆる物がバランスをとって成り立っている。風車ができる事により間違いなくバランスが崩れ、あらゆる物への影響が出ると思います。</p>	<p>住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。</p> <p>環境影響評価手続きを通じて、自然環境と共存できる事業にしたいと考えております。</p>
114	<p>人口減少の昨今、これ以上エネルギーは必要なのではないでしょうか。本当に必要なのは自然だと考えます。風力発電事業の見直し、撤回を求めます。</p>	<p>弊社は、風況調査の上、風力発電の適地と判断しております。国のエネルギー基本計画に基づき、風力発電所の必要性について、今後も、丁寧な説明を継続して参ります。</p>

表 1(51) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 51）

No.	意見の概要	事業者の見解
115	<p>騒音問題、健康被害の心配 一基設置に二億かけて落雷で壊れて撤去で四億かけて、本事業は環境負荷最小限にする工事だと思われまますのでそのような事がないと信じてます。</p>	<p>本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。</p> <p>風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>

（表は次ページへ続く。）

表 1(52) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 52）

No.	意見の概要	事業者の見解
116	<p>私は建設予定地のすぐ側に暮らしています。今回の風力発電所の建設には様々なメリット・デメリットがあると思いますが、いち住民の意見としては建設には反対の思いです。理由について以下に述べさせていただきます。</p> <p>①西山には毎年白鳥や鴨が飛来します。白鳥の訪れはこの町にとってとても大切なことです。冬の訪れを感じることも、人々と野生動物との触れ合いの機会、地域住民の冬の生活の彩りです。また、白鳥たちは長くこの地域を越冬の地としてシベリアから飛来してきます。それは彼らにとってもこの地域が「生活の場」という重要なエリアだということです。もしも風力発電所ができた場合、彼らの飛行ルートにはかなり影響があると思われます。</p>	<p>ハクチョウ類のバードストライクについて、ハクチョウ類の衝突事例がないこと、飛翔状況の調査結果から、飛翔方向が対象事業実施区域を避けるような飛翔となっていることからブレード等への接触の可能性は低いと考えております。</p>
117	<p>②発電所を建設するにあたり、多くの山を切り開かなければならないと思います。大きな建設資材を運ぶための道、建設地、たくさんの木々を切り、植物たちを排除することでしょう。そうすることにより、山中の地力が下がり土砂災害の危険性も高まると懸念されます。また、山中の環境の変化によりそこに暮らす獣たちの生活の場も危ぶまれると思われます。ただでさえ熊が里へ降りてくるが多発し問題視されている中、彼らの生活の場を奪い、食べ物である植物を伐採することは、環境保全の点、また獣たちが里へと降りてくるきっかけとなり、人との共存の境界線が壊れてしまいかねません。</p>	<p>工事の実施により、一次的に逃避があることを他事例で確認されていますが、稼働後には逃避した場所に戻ってくることも確認されております。稼働後に風車の影響で、生息地から追われて里などで個体数が増えたという知見は確認されていません。稼働後の被害状況について、地元の方からの報告を受けながら、その状況に応じた対応をさせていただきますと考えております。</p>
118	<p>③発電時に風車から発せられる電磁波や振動はどのような健康被害が生まれるのでしょうか。人間だけでなく、そこに暮らす動植物へも影響が懸念されます。</p>	<p>電磁波については、国際的なガイドライン(国際非電離放射線防護委員会 2010 年)によれば、200 マイクロテスラを規制値としております。一方、電力ケーブルを埋設することにより地表に発生する電界は 10 マイクロテスラ未満であると見込んでおりますので、ガイドラインと照らし合わせても人体への影響はほとんどないものと考えております。</p> <p>動植物については、風力発電施設の設置に係る環境影響については準備書で調査、予測、評価を実施しております。風車から発せられる電磁波や振動による影響については、上記の状況を踏まえると、大きくないものと考えております。</p>
119	<p>④発電を終えた後、30 年ほど後でしょうか。その後その発電所は誰が管理するのでしょうか。綺麗に撤去されるのでしょうか。されたとしてもその山たちが元の環境に戻るのにはかなりの時間が必要と思われます。</p>	<p>今回の風力発電においては、可能な限り長期にわたり発電を予定しております。万が一発電を終了する場合には、土地所有者と現状に復する契約を締結し当社の負担にて現状に復します。</p>
120	<p>⑤西山出雲崎地域は美しい海岸線のある土地です。石地海水浴場は夏場になれば県外からもたくさんの観光客で賑わいます。その景観が変化してしまうことは、観光地としての価値が損なわれる可能性があります。美しいこの地域を子どもたちへと受け継いでいく為、地域住民の安全な暮らしと健康のため、豊かな自然環境を守るという観点から、私はこの建設に反対をさせていただきます。</p>	<p>引き続き、地域の皆様のご意見等を伺いながら、自然環境と共存できる事業にしていきたいと思います。</p>

(表は次ページへ続く。)

表 1(53) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 53）

No.	意見の概要	事業者の見解
121	<p>風力発電建設予定地の地域住民の方が現時点で知らなかったということが多いそうです。特に今回のエリアは景観を売りにした事業所や、景観が好きで住まわれている方が多く存在するはずですので、徹底周知をした上で話し合いをしないと後々衝突がおこる可能性が高いように思います。特に、実際風力発電が立つとどのように景観が変化するのは、説明会のみでしかなくないようです。周りの方への説明を重視するのであれば、景観においてこういう変化があるということ、写真やイメージ図で示したものを早い段階で配布すべきです。一度進んでいったものを元に戻すのは大変なことです。地域住民や事業所の方、この地を愛する方々と慎重な議論を重ねられていくことを望みます。</p>	<p>これまでに、環境アセスメントにおける法的説明会を方法書（令和2年2月）、準備書（令和6年11月）に開催して参りました。周知方法については、新潟県をはじめ市町村様と相談のうえ、新聞広告（新潟日報）、柏崎市・出雲崎町、刈羽村の市報等への掲載、開発事業区域内地域への回覧板へのお知らせ、弊社ホームページへの掲載等でおこなってまいりました。</p> <p>風力発電機の配置案および景観への影響については、風力発電機設置の位置を詳細に決めてからでないとお示しできないことから、本説明会でご説明が初めての機会となりました。また、地域の皆さまへは、事業の進捗による個別説明会などを適宜行っております。今後も法定の説明会を踏まえ、地域への説明会を適宜開催いたします。</p>

表 1(54) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 54）

No.	意見の概要	事業者の見解
122	<p>私は、出雲崎町の美しい海と山と町並みがとても好きで、移住してきました。今回の事業について、以下のようなことが心配です。</p> <p>①環境への影響</p> <p>あれほど大きな風車を建てるのにどれほどの掘削と伐採と土地の造成が必要か想像しただけでも環境、植物、動物に大きな影響を与えることは容易に想像できます。聞くところによると、建設が始まれば1日400往復のダンプが往来するとか。通道路の住民へ、騒音、振動、事故の危険などとても心配です。事業の計画書を拝見しても、長い時間をかけて調査をされた結果についての評価が不明瞭だと感じました。これほどの大工事なのに、基準値以下の想定であるがやってみなければ影響はわからないというのは不安しかありません。</p>	<p>風力発電施設の建設工事に当たっては、弊社が管理したうえで、実績のある建設会社に施工いただく予定です。当然ですが事故につきましては、細心の注意を払い発生防止に努めてまいります。</p> <p>風力発電施設の建設中には多数の車両が通行することになります。環境影響評価で予測している大型車の通行台数は、往復で384台になりますが、この台数は風力発電機の基礎を打設する日となりますので、約30か月の建設期間の中で24日程度になります。工事関係車両の通行につきましては、事故等が発生しないよう細心の注意を払ってまいります。</p> <p>本事業においては、施設の稼働に伴う風力発電機の影、バットストライク及びバードストライクの影響、希少猛禽類の生息状況及びその営巣状況の把握、代償措置として行う移植の定着に加え、本事業の住民説明会等で不安とご意見をいただいている施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音について、事後調査を実施することといたしました。</p>
123	<p>②騒音、低周波音についての懸念</p> <p>風車がまわる音、そして人の耳には聞こえない低周波音の問題については、どうお考えですか？被害が出たときに、それを証明するのは困難でしょう。</p>	<p>住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。</p> <p>風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>
124	<p>③白鳥・朱鷺の飛来地</p> <p>建設予定地には、白鳥の飛来する池があり、その周辺一帯が白鳥の越冬の場となっています。風車ができれば、白鳥だけでなくバードストライクへの懸念。近隣の田園地帯では朱鷺の飛来などもあります。</p>	<p>ハクチョウについては、冬季の移動では採餌場である耕作地への移動を多く確認しており、風力発電機への接触の可能性は低いと予測しております。今回の調査でもトキを確認しておりますが、環境省の発表では、トキの佐渡から移動個体は非</p>

（表は次ページへ続く。）

		常に少なく、本州での繁殖は確認されておりません。彷徨っている個体と推測され、風力発電機への接触の可能性は低いと予測しております。
125	<p>④野生動物の影響</p> <p>野生動物が住む場所を失って人里においてきて、作物被害の課題がある地域です。そこにまた大きな建造物を建てる工事。これまで以上に被害が増加する恐れ。</p> <p>人口減少していく社会で、自然を壊してまで電気が必要でしょうか？国からお金が出るから、ビジネスチャンスとして計画されているのですか？建てた後も、海沿いの潮風、腐食、落雷などの懸念がつきまといます。耐用年数が満了するまで御社はキチンと管理されるのか？疑問です。今回の計画に際して、御社のことをネットで調べたときに、猪苗代町でのメガソーラー発電事業についての記事を見つけ、よけいに不安を感じています。長い年月をかけてつくられた景観・環境を簡単に壊さないでください。</p>	<p>工事の実施により、一時的に逃避があることを他事例で確認されていますが、稼働後には逃避した場所に戻ってくることも確認されています。稼働後に風力発電機の影響で、生息地から追われて里などで個体数が増えたという知見は確認されていません。稼働後の被害状況について、地元の方からの報告を受けながら、その状況に応じた対応をさせていただききたいと考えております。</p>

表 1 (55) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 55）

No.	意見の概要	事業者の見解
126	わたしたちの思い出の風景をこわさないで。風力も何も建てないでください。	弊社は、本事業を通じて、好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、発電事業を通じて地域貢献並びに地域振興に資するため、地域の皆さまに対し本事業のご説明を重ねながらご理解を頂きたいと考えております。

表 1 (56) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 56）

No.	意見の概要	事業者の見解
127	出雲崎や西山町地域の山地には白鳥や渡り鳥、トンビなどが飛んでいるが風車の羽に当たるのではないかと。風車は強風で倒れる事例があるそうだが海の近くに建てれば塩害も手伝って、すぐ壊れるのではないかと。なぜそんな危険性が考えられるところで計画するのか。	<p>鳥類のバードストライクについて、ハクチョウ類の衝突事例はないこと、渡りの時期に衝突事例が多くなることは言われていますが、調査結果からの飛翔方向は対象事業実施区域を避けるような飛翔となっていることから接触の可能性は低いと考えます。</p> <p>風力発電機の建設にあたっては、建築基準法と同様の内容が含まれる「電気事業法」（平成26年度制定）の厳しい技術基準に基づき、地質調査、風速評価、荷重評価等を行ったうえで基礎やタワーの設計が行われ、安全性を確保します。また設計に関しては、国に認定された登録適合性確認機関にて、設計基準に適合しているか厳格に審査されます。さらに、工事計画に関しては、経済産業省に届け出をして、確認を受け、完成後においても経済産業所の検査を受けることとなります。</p>
128	出雲崎といえば良寛さんの出生地ということで観光も盛んだが風車が建つところは良寛剃髪の地・光照寺から風車が見えるのではない歴史的景観が損なわれるのでやめてほしい。また、良寛ゆかりの西照寺からが一番近いが、なぜ町が力を入れている観光資源を壊すような行為をするのか。美しい風景を壊さないでほしい。	景観への影響につきましては、実行可能な範囲で影響の回避または低減に努めているところですが、引き続き、地域の皆様のご意見等を伺いながら、自然環境や観光と共存できる事業にしたいと考えております。

（表は次ページへ続く。）

表 1(57) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 57）

No.	意見の概要	事業者の見解
129	発電効率の悪い風力発電を選ぶ必要性はあるのでしょうか。20 年後に耐用年数が来た後の処理まで考えての建設なのか問いたいです。たった 20 年間の発電のために周囲の環境が被る影響、近隣住民の健康被害を考えると建設には反対せざるを得ません。	風力発電については、できる限り永い期間（20 年以上）の発電を考えております。発電が終了し更地に戻す場合においても、土地の所有者様と協議の上、現状に復する契約を締結し、緑化に努めます。

表 1(58) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 58）

No.	意見の概要	事業者の見解
130	私は下記の様な問題点や懸念が有るので、本件風力発電には反対です。 1. 大きな人工物の多量設置により、当該地域の良質な自然景観が損なわれる。	景観への影響につきましては、実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めているところですが、引き続き、地域の皆様のご意見等を伺いながら、自然環境と共存できる事業にしていきたいと思います。
131	2. 大規模な樹木伐採・土木工事・取付道路工事などによる、土砂災害や地下水への影響。	県の指定する地すべり防止区域の範囲を明確に把握の上、関係行政機関の判断を仰ぎながら適切な設計を行い、水質への影響について保全措置を行って参ります。
132	3. 多数の重量車両の往復による、騒音・粉塵の発生や一般道路の損傷。	風力発電施設の建設中には多数の車両が通行することになります。環境影響評価で予測している大型車の通行台数は、往復で 384 台になりますが、この台数は風力発電機の基礎を打設する日となりますので、約 30 か月の建設期間の中で 24 日程度になります。工事関係車両の通行につきましては、事故等が発生しないよう細心の注意を払ってまいります。
133	4. 人家も近く、低周波・音による人体・動植物への中・長期的影響。	住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。 風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に動植物への影響も含め、地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。
134	5. 白鳥・鴨を始め、鳥類が多数飛来・生息する地域なので、バードストライク・バットストライクや低周波・音の鳥類への影響。	鳥類のバードストライクについて、ハクチョウ類の衝突事例はないこと、調査結果からの飛翔方向は対象事業実施区域を避けるような飛翔となっていることから接触の可能性は低いと考えます。また、音の影響についても、越冬で飛来するハクチョウ類やカモ類への影響を受けた知見は確認されておられません。
135	6. 落雷による被害は防げるのか？	落雷対策としては、レセプター（避雷装置）の設置など極力風力発電機への損傷を避ける設計を行います。
136	7. 地元説明会の回数や期間が不足で、事業者の信頼性に欠ける。	本事業においては、地域の皆さまへは、事業の進捗による個別説明会などを適宜、行っております。また、今後も法定の説明会を踏まえ、地域への説明会を適宜開催いたします。
137	8. 将来、事業を廃止する場合、風車・基礎コンクリート・取付道路を全て撤去して、植林を行い、元の山地に戻すのか？又、その為の資金を	将来、発電所を廃止するような場合には、土地所有者さま、各行政機関と協議の上、復旧の進め方を確認し、事業者の責任において処理いたしま

（表は次ページへ続く。）

	各自治体に預託して、自治体が管理できる様な形で確保されるのか？	す。
138	9. 「事後調査計画」内の全てにおいて、〈環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応〉として、「状況に応じてさらなる効果的な環境保全処置を講じる」等の具体性に欠ける文言の羅列だけである。工事完了後の対応が、この様な文言羅列だけであるのは、事業自体の信頼性に疑問を感じる。	本事業における事後調査において、環境影響の程度が著しい状況が発生してしまう要因は多様であると考えております。それぞれの要因を現段階で把握することは難しいと考えていることから、その多様な状況に対応するために、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、事後調査の結果を踏まえ専門家の助言を得ながら、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしております。

表 1(59) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 59）

No.	意見の概要	事業者の見解
139	私はストレスが貯まると良く海に行きます。海岸沿いをドライブしながら沈む夕陽を見てると清々しい気持ちになります。子供達や孫とも柏崎市から新潟市に続く海岸線を走ります。子供達とは良く石地海岸へ海水浴に行きました。思い出深い景色がなくなってしまう事はとても残念です。そして日本海の、この素晴らしい自然は後世に残すべきです。海岸地域への説明だけではなく、周辺の自治体の住民へも周知、説明、意見を求めて欲しいと思います。	弊社は、風況調査の上、風力発電の適地と判断しております。今後も、地域の皆さまには、事業の進捗に合わせて、適宜事業の説明をして参ります。

表 1(60) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 60）

No.	意見の概要	事業者の見解
140	あんなに高い塔を建てるために、どれくらいの掘削が必要なのでしょう。植物だけでなく地下水源への影響、もともと土砂災害の懸念もある区域もあるのでとても心配です。	地すべり防止区域の範囲を明確に調査し、今後の新潟県との林地開発許可手続、及び柏崎市、出雲崎町との協議において最終決定してまいります。調査結果から水質への影響についても影響がないと判断しております。
141	土砂災害ハザードマップに掲載されている区域の近くにも建設予定地ありますが、本当に大丈夫なのでしょう？	地すべり防止区域の範囲を明確に把握の上、関係行政機関の判断を仰ぎながら適切な設計を行ってまいります。
142	環境への影響と同時に人への影響も配慮が必要ではないですか。低周波超低周波音などは人の耳には聞こえないけれど、身体に影響をおよぼすこと近年研究が進んでいます。こんなに大きなものを沢山広いエリアにつくるのですから、あらゆるリスクを検討していただきたいです。	本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。 本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

表 1(61) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 61）

No.	意見の概要	事業者の見解
143	私の自宅からも近く、かつ大規模な計画のはずにも関わらず今回友人の話で初めて知りました。私の周りでこの計画知っている人誰もいません、出雲崎の海岸は景色も良くバイカーや海水浴観光客も大勢賑わう場所であり景観に大きく影響する、ましてや人体に影響すると言われる低周波を発生するという風力発電、この計画は新潟の美	弊社は、本事業を通じて、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与していきたいと考えております。本地域は、当社の事前調査の中で、風力発電に適地と考えられ、風力発電所の計画を行っております。 ご理解をいただきますよう、今後も丁寧なご説

(表は次ページへ続く。)

	<p>しい海岸を愛する多くの人々に広く意見を取りまとめる必要があるはずにも関わらず誰も知らないと言うのは異常であると言わざるを得ないと考えます。</p> <p>準備書の内容からも出たとこ勝負のいい加減な印象を受けます、果たしてしっかりと検証するつもりがあるのでしょうか？甚だ疑問です。私自身もバイクに乗り海岸を走ります、新潟市の海岸沿いの風力発電機は比較的人気の無いところですが今回は違い観光地で賑わう道の駅天領の里が近く、また、民家も多数あります、因みに新潟市の風力発電機の羽が回っているところを見たことがありません、風力発電は安定した電源としてこの不安定な新潟の海岸の風を利用できるのですか？</p>	<p>明を継続して参ります。</p>
144	<p>低周波による人体影響はしっかり検証、説明をされていますか？風力発電の盛んであるヨーロッパでも人里近いところでは反対の意見が多いと聞きました、どこの国でも住んでいる人達の近くであのような大きなものが数多く建てられるのは心理的に不快に感じるのではないのでしょうか？政治や大企業の不正や責任逃れが毎日のように報道されている昨今、誰も知らない中これだけの大規模な計画が進んでいることに不信感を強く感じます。環境や人々の為という大義があるのであれば公明正大に進めて欲しいと強く願います。</p>	<p>風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音につきまして、弊社が運転中の風力発電施設において、地域のみな様から施設の稼働による騒音または超低周波音の影響で体調に不調をきたしているのご意見はいただいている状況です。また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)において、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったことが記載されているものの、住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては、風力発電機の稼働に伴う騒音の事後調査を実施することといたしました。</p> <p>本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。今までないものが出来る人工物に対するアノイアンスや小さなわずらわしさについても、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>本事業においては、これまでも各地区において説明会を開催し、進捗状況など本事業の周知に努めております。引き続き、本事業の内容について、地域住民の皆様への周知に努めてまいります。</p>

表 1 (62) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 62)

No.	意見の概要	事業者の見解
145	<p>低い街並みのうなぎの寝所と言われる出雲崎の街並みに、風力発電の圧倒的な存在感で建てられると思うと、景観全てを台無しにしてしまうと感じます。古い街並みの魅力に惹かれて、移住する新しい世代が減ってしまう気がします。原子力に頼らないエネルギーの観点では、興味がありますが、今回説明会きき、ここまで風力発電の問題が、各地に山積みだとは、知りませんでした。出雲崎については、地滑り、山崩れも心配です。</p>	<p>本地域については、国のエネルギー基本計画を踏まえて、風況調査を実施した結果、風力発電の適地と判断させていただきました。今後も、町民の皆さまには、事業の進捗に合わせて、適宜事業の説明をして参ります。また、災害などの対する安全性についても、設計基準に基づき適切に判断してまいります。</p>

(表は次ページへ続く。)

表 1 (63) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 63）

No.	意見の概要	事業者の見解
146	最近、毎日のように猪が民家近くまで出てきています。何本もそのようなものを建てると、益々、自然を破壊し、野生の動物たちの住処や食べ物を確保できなくなり、私たちの安心安全もなくなると危惧します。	工事の実施により、一次的に逃避があることを他事例で確認されていますが、稼働後には逃避した場所に戻ってくることも確認されています。稼働後に風力発電機の影響で、生息地から追われて里などで个体数が増えたという知見は確認されていません。稼働後の被害状況について、地元の方からの報告を受けながら、その状況に応じた対応をさせていただきたいと考えております。
147	また、低周波が健康に影響を与えると学びました。これから未来の子どもたちが暮らしていく場所を危険な場所にはしたくありません。	住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。 風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。
148	今の大人たちが後の世代に残すものは、自然破壊をして、人工的なものをつくることでしょうか？自然と共に安心して生きることを残してあげたいです。人工的なものが建つ景観は残したくありません。	景観への影響につきましては、実行可能な範囲で影響の回避または低減に努めているところですが、引き続き、地域の皆様のご意見等を伺いながら、自然環境と共存できる事業にしていまいりたいと考えております。

表 1 (64) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 64）

No.	意見の概要	事業者の見解
149	山も海も空気も美しい町に、自然を壊してまで一度作ってしまったら簡単には元に戻せないものがつくられるのは悲しいです。 未来を担う子供達へは、利便性や利益などではなく目に見えるもの、目に見えないものどちらも大切に作る気持ち、バランスを学んでほしい。 出雲崎へは夕陽を見によく行きますが、美しい景色はそのままずっと残ってほしいです。 山も海も空気も美しい町に、自然を壊してまで一度作ってしまったら簡単には元に戻せないものがつくられるのは悲しいです。	景観への影響につきましては、実行可能な範囲で影響の回避または低減に努めているところですが、引き続き、地域の皆様のご意見等を伺いながら、自然環境と共存できる事業にしていまいりたいと考えております。

表 1 (65) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 65）

No.	意見の概要	事業者の見解
150	環境には、よろしくないと思います。そこまでして、電気が足りてないように思えない。町民にしっかり説明してください。お願いします	本地域については、国のエネルギー基本計画を踏まえて、風況調査を実施した結果、風力発電の適地と判断させていただきました。今後も、町民の皆さまには、事業の進捗に合わせて、適宜事業の説明をして参ります。

表 1 (66) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 66）

No.	意見の概要	事業者の見解
151	出雲崎は自然豊かな土地であり、自然を守ることが結局は私達の暮らしを守ることに繋がります。自然を利用した発電をするために自然を破壊するのは本末転倒と感じます。また風力発電は建	本地域は、弊社の風況等の事前調査の中で、風力発電に適地と考えられ、昼夜を問わず発電できる環境を有しております。また、発電機などのメンテナンスの実施により、長期にわたり発電が可

（表は次ページへ続く。）

<p>設物の寿命も短く、メンテナンスにも多大な費用がかかる上、メンテナンスする時にも自然に影響が及びます。今の日本の技術でしたら、自然を破壊せずに発電することは近い将来可能になるのではないのでしょうか。上記の理由で風力発電には反対です。</p>	<p>能と考えておりますので、ご理解をいただきますよう、今後も丁寧なご説明を継続して参ります。</p>
--	---

表 1(67) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 67）

No.	意見の概要	事業者の見解
152	<p>何かあったときの被害を考慮して、この建設地を選んだのでしょうか？人間と自然への被害、ダメージを考えると断固反対です。建設地エリアの近くには親戚がいますし、小さな子どもがのびのびと暮らしているので、良い環境を汚染しないでください。持続可能な社会を目指すといいますがこの建設によってどのくらい持続するのでしょうか？昔から大きな自然災害のある土地で、刈羽原発のような大きなリスクをさらに増やすのは馬鹿げた話だと思いますし、誰も賛成しないです。</p>	<p>弊社は、本事業を通じて、好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、発電事業を通じて地域貢献並びに地域振興に資するため、地域の皆さまに対し本事業のご説明を重ねながらご理解を頂きたいと考えております。</p>

表 1(68) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 68）

No.	意見の概要	事業者の見解
153	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静かな地域に騒音が聞こえやすくなる ・ ブレードの風切り音と、増速機の歯車からの機械音など耳につきやすい音が、不快感を与える ・ ブレードやナセルカバーと呼ばれる部品の破損や飛散 ・ 落雷事故 ・ 周辺に住む動物達へも悪影響がある <p>上記の理由により、建設には反対です。</p>	<p>本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。</p> <p>本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置します。風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>

表 1(69) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 69）

No.	意見の概要	事業者の見解
154	<p>出雲崎に風力発電建設の話がでてを知り、びっくりしました。私は写真を趣味にしているよく柏崎や出雲崎へ訪れます。柏崎から出雲崎の海岸線はとても美しく、大好きな土地です。また、冬は白鳥が遠くシベリアから飛来し、近くで白鳥が見れると遠く関東などからも白鳥に会いにくるかたをたくさん存じております。風力発電で一番の心配は建設にかかわる環境への負荷です。山を削り出し、そこに建てる、それも何基も。山は、木々は土地を守ってくれています。土砂災害などの恐れはありませんか？また、クリーンでエコと言われますが、海風で劣化が早いのでは？そのための対策や修繕などを考えたらどこまでエコなのでしょう。そして白鳥はじめ鳥たちへのバードストライクの心配も……。風車が回るときの低周波も健康への影響が指摘されているとか。デメリットのほうが多いような気がしております。何よりあの美しい景観に風力発電ができて景観が損なわれることが悲しいです。一度失ったものを取り戻すのは容易ではありません。令和の時代、こどもたちに残したいのは風力発電ではない</p>	<p>現地調査を通じて、風力発電事業による環境への影響・評価については、準備書に記載いたしました。土災害などにおいて、各行政機関と協議を重ね最大限安全性を現状以上に高める設計を行います。今後も、地域の皆さまへは、説明会などを通じて、ご理解を求めて参ります。</p>

(表は次ページへ続く。)

	と私は思い、意見書として提出させていただきます。	
--	--------------------------	--

表 1(70) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 70）

No.	意見の概要	事業者の見解
155	<p>近隣地域は塩害で動かなくなった風車は何棟も放置されていますが、近くに行くと1棟でさえ強い圧迫感を受けます。また、多数の風車が並ぶ地域を走ると、周辺の自然が明らかに元気がなく、人間の数値では計測できない影響は計り知れないと感じています。雨風の強い地域だからこそ、風車からの軋み音、振動は大きく伝わります。現在は、電力についての技術も発展しており、もっと自然や人への影響の少ない形で発電ができるとも言われています。風車の建設は本当に必要なことなのか。本当に人や自然への影響はないのか。建てる前提ではなく、建ってからでは取り戻せないことがあることを今一度念頭に置いてご判断いただけますと幸いです。</p>	<p>弊社は、本事業を通じて、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与していきたいと考えております。本地域は、当社の事前調査の中で、風力発電に適地と考えられ、昼夜を問わず発電できる環境を有しております。ご理解をいただきますよう、今後も丁寧なご説明を継続して参ります。</p>

表 1(71) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 71）

No.	意見の概要	事業者の見解
156	<p>風力発電の風車による騒音問題、人間だけではなく野生動物にも影響があります。野生動物への影響は人間の生活にも影響を及ぼします。木々を伐採し風車を建てることで土砂災害のリスクも高まるはずですが、事前調査はされているようですが、国の基準はクリアしているからとって問題ないとは言いきれません。日本が誇る里山文化や景観、生態系保全の役割をこれからも大切に、次の世代に繋いでいく必要があると思います。</p>	<p>風力発電機の建設にあたっては、建築基準法と同様の内容が含まれる「電気事業法」（平成26年度制定）の厳しい技術基準に基づき、地質調査、風速評価、荷重評価等を行ったうえで基礎やタワーの設計が行われ、安全性を確保します。また設計に関しては、国に認定された登録適合性確認機関にて、設計基準に適合しているか厳格に審査されます。さらに、工事計画に関しては、経済産業省に届け出をして、確認を受け、完成後においても経済産業所の検査を受けることとなります。</p> <p>本事業においては、施設の稼働に伴う風車の影、バットストライク及びバードストライクの影響、希少猛禽類の生息状況及びその営巣状況の把握、代償措置として行う移植の定着に加え、本事業の住民説明会等で不安とのご意見をいただいている施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音についての事後調査を実施することといたしました。</p> <p>また、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見等を伺いながら、地域の皆様のご意見等を伺いながら、里山文化や景観、自然環境と共存できる事業にしたいと考えております。</p>

表 1(72) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 72）

No.	意見の概要	事業者の見解
157	<p>私は日本海の景色が大好きで、日本海に沈む夕陽とこの景観は世界に誇れるものだと思います。出雲崎～椎谷までの区間に風力発電が建設される計画があると知り、ホームページで準備書を見ましたが、安全性については全く不明瞭なことだらけだと感じました。実際に工事をしてみない</p>	<p>風力発電機の安全性については、様々な自然環境を想定し、林地開発許可手続、及び柏崎市、出雲崎町との協議において、設計などを最終決定してまいります。現在、地質調査を開始しており、地質の状況により直接基礎か杭基礎の判断を適切に行い、発電所の安全性を確保します。景観への影響につきましては、実行可能な範囲で</p>

（表は次ページへ続く。）

<p>とどうなるか分からないままに大規模な工事が行われてしまうのはとても不安です。</p>	<p>影響の回避または低減に努めているところですが、引き続き、地域の皆様のご意見等を伺いながら、自然環境と共存できる事業にしていきたいと思います。</p>
---	---

表 1(73) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 73）

No.	意見の概要	事業者の見解
158	<p>環境への影響と同時に人への影響も配慮が必要と感じています。子どもたちは、外の環境、自然、食べ物、人に対して物凄く敏感です。味覚など、野菜を食べただけでも、これ農薬の味がすると 5 歳の子どもがいました。低周波音、超低周波音などは人の耳に聞こえないけれど、身体に影響をおよぼすことで近年研究が進んでいます。こんなに大きなものを沢山広いエリアにつくるのですから、あらゆるリスクを検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>	<p>住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。</p> <p>風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>

表 1(74) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 74）

No.	意見の概要	事業者の見解
159	<p>星が綺麗に見えるのに、風力発電がある事で星が綺麗に見えない。わたしは電磁波過敏症で中条の風力発電を通った時にひどい頭痛と倦怠吐き気がしました。電磁波や高低周波の影響は少なからずあると思ってて風力発電の近くに住んでいられる方々の影響は凄くあるとおもいます。</p>	<p>電磁波については、国際的なガイドライン(国際非電離放射線防護委員会 2010 年)によれば、200 マイクロテスラを規制値としております。一方、電力ケーブルを埋設することにより地表に発生する電界は 10 マイクロテスラ未満であると見込んでおりますので、ガイドラインと照らし合わせても人体への影響はほとんどないものと考えております。</p> <p>本事業においては、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。</p>
160	<p>それと土を壊すことによる水質汚染や生態系の変化がわかってないのに工事をやるとゆうことがどれだけ人間のエゴ的で愚かなことかわかっていらっしゃいますか？私たちは地球に住まわせてもらってるんですよ。その地球を大切にせずわざわざ破壊するとゆうことはどういうつもりなのでしょう。フリーエネルギーだったりもっとやれることはあると思います。なぜわざわざ自然を壊してまでエネルギーを供給しなければいけないのか、今大丈夫ならわざわざ新しく作らなくてもいいのではないのでしょうか？</p>	<p>日本政府は、2040 年度に再生可能エネルギーを最大の電源と位置づけることなどを盛り込んだ、新しいエネルギー基本計画の案をまとめ、12 月 25 日の審議会で実質、了承を得ました。このあとパブリックコメントにかけ、2024 年度中に閣議決定することとしています。</p> <p>弊社は、国のエネルギー基本計画に基づき、自然エネルギーを利用した安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与し、発電事業を通じて地域貢献を行う予定です。また、自然環境への影響を極力少なくし、地域の皆さまに対し本事業のご説明を重ねながらご理解を頂きたいと考えております。</p>

表 1(75) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 75）

No.	意見の概要	事業者の見解
161	<p>西山風力発電事業について、同じ新潟県に住むものとして反対します。はじめに、原子力発電、太陽光発電にも反対しますが、それに変わる電力どう供給するのか？の問いに対して、現在社会で 24 時間稼働することがあたり前になっている仕組</p>	<p>国のエネルギー基本計画に基づき、自然エネルギーを利用した安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与し、発電事業を通じて地域貢献を行う予定です。また、自然環境への影響を極</p>

(表は次ページへ続く。)

<p>みを見直し、本当に必要な電力に絞る以外には未だ妙案が見出せてはいません。今までは原子力発電に代わるものとして、太陽光、風力はクリーンでよいものと思っていました。しかし、どちらも山を切り開き、高木樹を減らし、土壌を固めることがその場所の自然環境を壊し、再生できなくしてしまうことを知りました。自然に全く優しくない工事が行われることは、本当に一握りの人の為でしかないと考えます。出雲崎に行く道すがら、山の斜面がコンクリートで固められている場所を何ヶ所か目にします。その景色はやはり不自然であり、持続可能なやり方であるのか疑問に感じます。人が安全に生活する為に必要な工事はあるかと思いますが、自然と人が共存できる土木工事が施されることを願います。出雲崎の海とともにある美しく、大切な自然が壊さないでください。よろしく願いいたします。</p>	<p>力少なくし、地域の皆さまに対し本事業のご説明を重ねながらご理解を頂きたいと考えております。</p>
--	--

表 1(76) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 76）

No.	意見の概要	事業者の見解
162	<p>風力発電全般で懸念されている、低周波による健康被害や森林伐採などの自然崩壊、破損による落下などで他の生き物、建物などへの影響等々不安要因は数多くあります。また、風が吹かなかつたり弱かったりで発電のむらがあり安定供給ができないので、無駄が出ます。これらを考慮したときに費用対効果がどのようになるかきちんと今までデータを出してから検討が必要になりますが、素晴らしい発電方法と太鼓判を押せる方は多くないでしょう。誰が賛成してこの計画を勧めたのか、何のためにと不思議で仕方がない。断固反対します。</p>	<p>弊社は、本事業を通じて、好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与し、発電事業を通じて地域貢献並びに地域振興に資するため、地域の皆さまに対し本事業のご説明を重ねながらご理解を頂きたいと考えております。</p>

表 1(77) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 77）

No.	意見の概要	事業者の見解
163	<p>風力発電の羽は、とても大きく、その大きな羽が驚くような速さで回るようです。それを聞いただけでも、近くを通るのが怖いなと感じます。あのような大きなものを建設するには、大きな穴を掘ったり、今ある自然を壊さなければ作ることはできません。海と山が続く美しい自然は、地球の宝です。どうか美しい海や山や街並みを、これからも子どもたちのためにも残して欲しいと思います。</p>	<p>環境影響評価あるいは今後の各種設計評価に応じて、安全性の向上に努めて参ります。風力発電機の基数や配置の再検討をおこない、対象事業実施区域の面積を約 1,136ha から約 690.8ha と縮減し、環境への影響を低減させました。また、できる限り改変面積を少なくし、自然環境への影響を縮小します。</p>
164	<p>また、低周波振動やバードストライクなど、近くに住んでいる方々の健康被害や、はるばる飛んでくる白鳥などへの被害も心配しています。東伊豆では、風車が稼働してから、住民がイライラや不眠、血圧上昇などの健康被害を訴え、風車停止後にその 8 割が改善されたとの記事も見ました。苦痛に耐えられず、転居された方もいるようでした。建設を決める前に、そのようなデメリットもきちんと住民の方々に説明したり、もう一度十分に検討していただけることを望んでいます。</p>	<p>本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。また、ハクチョウ類については、風力発電施設の配置への飛来は少なく、主に耕作地となる平坦な方向へ飛翔する結果となっており、影響の程度は小さいと考えておりますが、バットストライク及びバードストライクの影響について事後調査を行ってまいります。また、本事業においては、これまでも各地区において説明会を開催し、進捗状況など本事業の周知に努めております。引き続き、本事業の内容につ</p>

(表は次ページへ続く。)

		いて、地域住民の皆様への周知に努めてまいります。
--	--	--------------------------

表 1(78) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 78）

No.	意見の概要	事業者の見解
165	<p>○木は周囲の生態系と連動しています。1 基建設のための伐倒でも離れた場所への影響があります。木の根が地中の水を吸い上げる機能を失ったら、麓でイノシシが環境改善のために働きます（荒らす行為）その過程で食害が発生します。食害＝農産物の収量の低下。収入減。また、農作物の生育には風が重要です。その風を電気として交換、搾取なるのですから、生育不良、収量減が予想されます。</p> <p>以上の理由により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前・事後の調査は農作物に関しても行うこと。 ・事業者様からの地元支援は電柵設置費用等農作物・農家さんへの援助を最大限に尽力されることを希望します。発電にちょうどいい風が作物と人を健康にするので、発電開始より顕れる住民の健康・農作物・自然の健全さに係る不調について、全て背負うつもりで取り掛かってください。 	<p>弊社は地域自治会を通じ、イノシシによる農作物や田畑を掘り返す被害の増加や、生活圏へ降り人への被害が起きることを懸念していることを確認しております。また、準備書における調査でも、イノシシの生息を確認しております。</p> <p>風力発電機の稼働により、動物の活動域が人間の生活圏へ降りてくるという知見は現時点ではございませんが、工事期間中による打設音や森林への重機の出入りなど、当社工事の起因により一時的にイノシシが生活圏域に降りてくる場合は、事業実施区域周囲の自治会と協議連携し、通学下校時の見回りや農地への電柵の設置など保全措置を検討してまいります。</p>
166	<p>○1 社のご説明を受けても、地域・エリア一帯で予定もしくは既に稼働している再エネ事業が把握できません。調べるといつのまにか太陽光発電が建設されていて驚きます。そのような周知の足りない状況では建設を認めることは難しい。周辺一帯の建設(予定・既存も含め)をマップなどで作成し、随時開示するよう行政に指導することを国に求めます。</p>	<p>他社の発電事業については、詳細に把握しておりませんが、今後の関係行政機関との協議を密に行い、周辺事業への影響についても確認してまいります。</p>

表 1(79) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 79）

No.	意見の概要	事業者の見解
167	<p>発電機について、縦型風車のものを検討して欲しい。</p>	<p>本発電事業は風況状況および立地環境、環境影響評価等の調査をおこなった結果、現在の水平軸風力発電機を選定しております。</p>

表 1(80) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 80）

No.	意見の概要	事業者の見解
168	<p>私は海側の街に住んでいます。夕日が綺麗な新潟の海岸沿いをこれ以上機械を遮らないで下さい。今回の計画は日本の中のどの様な方がいったい何人望んで立てた事なのでしょう？またその理由は？外国の企業なのでしょう？お金は外国へ行くのですよね？もし壊れて使えなくなったらすぐに撤去してくれますか？そのためのお金は会社が払うと保証はありますか？実際近くに住んでいる方と長くやり取りはありましたか？その方達への精神や体への配慮は考えていらっしゃいますか？ご回答お願いします。現地の動物や植物の保護について文献や資料のみ参考にさせていて具体的にどうなるのかという事の予測が明らかにされていません。持続可能エネルギーは誰のために必要なのでしょう？人のために行うべきではない</p>	<p>本事業計画は民間の事業となり、弊社の判断で事業を検討しております。弊社の株主は海外の投資会社ですが、弊社は日本企業です。2021 年から本事業区域での風車開発計画を進めており、新潟県、柏崎市、出雲崎町、刈羽村との行政機関との意見交換や開発地域内の自治会に事業の説明やご意見を伺いながら事業計画を作成しております。風車配置や輸送道路の地権者やその近周辺の住民に対しては、順次個別訪問を開始しており、事業説明やご意見を伺っております。</p> <p>風車設備が壊れた場合は速やかに撤去します。撤去費については事業保険の適応や積み立てを行い、適切に対応できるようにいたします。</p> <p>動物や植物の影響につきましては、準備書の予測及び評価結果を踏まえ、バットストライク及び</p>

(表は次ページへ続く。)

	<p>ですか？多くの人々は風力発電を望んでいないのです。</p>	<p>バードストライクの影響、希少猛禽類の生息状況及びその営巣状況の把握、代償措置として行う移植の定着の事後調査を計画しております。事後調査の結果、著しい影響があると判断した際には、専門家からの助言を頂き防止策について検討してまいります。</p> <p>再生可能エネルギーの普及については、国策、地方自治体の政策にも関わる大きなテーマと考えております。本事業の計画地周辺に位置する柏崎市、出雲崎町及び刈羽村においても、それぞれ環境及び再生可能エネルギーに係る計画や方針を策定しております。また、本事業に賛成頂いている地元住民の声や設置をしてほしいというお問い合わせも頂戴しております。</p> <p>弊社は上記の社会情勢に鑑み、本事業を通じて、好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与し、発電事業を通じて地域貢献並びに地域振興に資するため、地域の皆さまに対し本事業のご説明を重ねながらご理解を頂きたいと考えております。</p>
--	----------------------------------	---

表 1(81) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 81）

No.	意見の概要	事業者の見解
169	<p>低周波音、超低周波音、電磁波など、人体への影響を考えると、発電所の近くには住みたく無いという子育て世帯は多いと思います。目指す環境づくりがどのような未来に通じるのか、よく考えて行う必要があります。上記の理由で、建設反対です。</p>	<p>地域の皆さまのご心配な事項については、今回の準備書のご説明会以後も、継続してご説明してまいります。また、事後調査についても、実施し、皆さまからのご要望に真摯にお答えいたします。</p>

表 1(82) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 82）

No.	意見の概要	事業者の見解
170	<p>このような大規模な開発なのに地域への説明がほとんどないようです。そもそもの建設計画について、またリスクやデメリットについても、知らなかったという住民も多いはずで、もっと住民に対して丁寧に説明を必ず合意を形成したうえで、さらに県や周辺自治体とも協議の上、計画を検討すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。風車からの騒音や、低周波、電磁波の影響など、とても心配です。予定地の近くには保育園もあります。建設してからでは、取り返しがつきません。周辺の環境を壊してまで建設する、大規模な風力発電のどこがエコなのでしょう。ご説明いただきたい。</p>	<p>弊社は 2021 年より、本事業に対する本格的な調査を開始し、事業の進捗に合わせて、各地区への説明会を実施してまいりました。今後も地域への影響を踏まえ、事業の進捗に合わせて、地域へのご説明は継続的に行う予定です。</p>

表 1(83) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 83）

No.	意見の概要	事業者の見解
171	<p>出雲崎に風力発電は、いらぬ。これ以上、自然破壊をしないこと。願います。</p>	<p>本事業を通じて、地域貢献並びに地域振興に資するため、地域の皆さまに対し本事業のご説明を重ねながらご理解を頂きたいと考えております。</p>

（表は次ページへ続く。）

表 1(84) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 84）

No.	意見の概要	事業者の見解
172	住民の方のご意見は、きちんと聞いていらっしゃるのでしょうか。また、説明はしっかりされているのでしょうか。また、環境の問題はクリアされているのでしょうか。環境破壊になるのは、問題あると思います。しっかり納得のいく説明していただきたいです。自然豊かな西山の自然が損なわれるのは、嫌です。豊かな自然に囲まれた西山を守りたいです。	地域の皆さまへは、事業の進捗による個別説明会などを適宜、行っております。また、今後も法定の説明会を踏まえ、地域への説明会を適宜開催いたします。

表 1(85) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 85）

No.	意見の概要	事業者の見解
173	風力発電の計画があること、前になんとなく聞いたことがあります。ただ詳しい内容が分からず、ましてや近隣の方々ですら私と同じような現状を不思議に思います。もっと説明会など増やして、意見の場を設ける必要があると思います。	説明会については、法定の説明会も踏まえ、事業の進捗により地域の皆さまへ実施してまいります。今後も丁寧なご説明を継続します。

表 1(86) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 86）

No.	意見の概要	事業者の見解
174	鳥達が木にたどり着けなくなり、環境が悪くなるので反対です。低周波で子供たちへの影響、新潟市でも数年でただのゴミになり修理、粗大ゴミはどこがするんですか？	鳥類への影響については、環境影響評価の予測結果を踏まえ、バットストライク及びパードストライクの影響、希少猛禽類の生息状況及びその営巣状況の把握の事後調査を実施することといたしました。また、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音につきましては、本事業の住民説明会等を行う中で、不安とのご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。 風車の保守メンテナンスを行うことにより、20年以上の発電が可能と考えております。また、万が一撤去になる場合には、土地所有者様と協議の上、現状に復する契約を締結しております。産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、処分量を低減させます。分別収集、再利用が困難な産業廃棄物は、専門の有料産業廃棄者に委託し、適切に処理します。

表 1(87) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 87）

No.	意見の概要	事業者の見解
175	この度の西山風力発電事業に反対いたします。公開された準備書を閲覧した上で、その理由を以下に述べさせていただきます。 1. 低周波音による健康被害が懸念されるため。昨今風力発電建設地の近隣住民から低周波音による健康被害を訴えるケースが増えている。例えば秋田県由利本荘市では 2022 年、被害者の会「風力だめーじサポートの会」が結成された。風力発電設置場所から 2~2.5km 離れた場所に住む住民から睡眠障害、動悸、胸部痛、不整脈、頭痛、鼻出血、めまいなどの訴えがあり日常生活にも支障をきたしている。静養のため自宅から離れた場所へ行くと症状は消失するが自宅に戻ると再び症状が現れるとのこと。全世界でも	風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音につきまして、弊社が運転中の風力発電施設において、地域の皆様から施設の稼働による騒音または超低周波音の影響で体調に不調をきたしているのご意見はいただいていない状況です。また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）において、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったことが記載されているものの、住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、

（表は次ページへ続く。）

	同様の報告があるそうで、低周波音と健康被害との間に因果関係があることに有力な根拠を与えている。今回の西山風力発電事業の場合、民家から最短 0.5km に設置予定地があり住宅との距離が大変近い。国の基準を満たしていると主張されているが、健康被害が起こる危険性はかなり大きく住民の生活が脅かされるのではないかと（ちなみにドイツのある州では風車の高さの 10 倍の距離に設置基準を置いているところもあります。）	本事業においては、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の事後調査を実施することいたしました。 本事業は、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置いたします。事後調査や風力発電施設の保守・管理を行っていく中で地域の皆様のご意見等を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。
176	2. 動植物の生態系が崩れ豊かな自然環境が損なわれるため。日本の森林には人工林が多く見られる中、当事業予定地は多数のコナラ群落に囲まれ自然豊かな場所。コナラ群落二次林は、里山を代表する林で、豊かな土壌を作り昆虫をはじめ両生類爬虫類鳥類哺乳類に連なる生態系を育む自然度の高い植生と言える。当事業環境調査結果を見ると、希少猛禽類のオオタカやサシバ、クマタカなどの営巣地や特別天然記念物のコウノトリやトキの飛翔が確認されている。準絶滅危惧のモリアオガエルやハルゼミ、ミヤマカラスアゲハなど多くの貴重な生物も確認されている。鳥類 149 種、哺乳類 26 種をはじめ実に多様な生物が命をつなぐ里山を壊すことは絶対避けなければならないし、自然を守ることが未来への私たちの責務だと強く思うため。	土地の改変については必要最小限となるような計画としており、重要な群落についても改変による消失を最低限となるような計画としております。 重要な動物についても、影響が低減されるような計画を検討いたします。
177	3. 鳥類のバードストライクが懸念されるため。環境調査書を見ると、事業計画地に隣接してコハクチョウとオオハクチョウの飛来地があり特にオオハクチョウの渡りの経路は風車設置予定地にかなり近い。また、希少猛禽類のサシバやオオタカ、クマタカなどの飛翔高度は、ブレード回転域を含む高さで重なるなど評価の通り風車ブレードとの衝突の可能性はかなり高い。いくら迂回可能な空間があるとしても風車の回転速度は新幹線並みの時速なので獲物を探しながら飛翔する猛禽類の風車衝突回避はかなり不確実性が高いと言える。実際北海道では 2004～2021 年の 17 年間にオジロワシ 70 羽オオワシ 3 羽のバードストライク被害報告がある。バードストライクから希少猛禽類や市民が大切にしている白鳥たちを守りたいと心から願っている！	バードストライクについては、調査結果を元に衝突確率を数値で算出しておりますが、不確実性を伴うものとなっております。そのため、事後調査を実施し、稼働後の影響について調査を行う計画です。また、ハクチョウ類については、ハクチョウ類の衝突事例がないこと、飛翔状況の調査結果から、飛翔方向が対象事業実施区域を避けるような飛翔となっていることからブレード等への接触の可能性は低いと考えております。猛禽類については、ご指摘のオジロワシとオオワシは現地調査の結果からは確認されていないこと、クマタカの飛翔は風車設置予定地ではほとんどないこと、サシバやオオタカも営巣地からの主たる方向は平坦地側であることから、ブレード等への接触の可能性は低いと考えております。
178	4. 当地域は土砂災害の危険性が非常に高い地域なのでそのような場所に風力発電を建てれば当然地すべりの危険性が高まるため。長くなりましたが、以上の理由により当事業の撤回を求めます。ご検討の程、宜しくお願い致します。お読み頂きありがとうございます！	地すべり防止区域の範囲を明確に調査し、今後の新潟県との林地開発許可手続、及び柏崎市、出雲崎町との協議において最終決定してまいります。昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議の上慎重に検討してまいります。

表 1(88) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 88）

No.	意見の概要	事業者の見解
179	この土地は過去にも崩れた場所です、そんな山を切り崩すという事は土砂崩れが必ず起きます。そして野生動物の棲み処も無くなり、行き場を失い里に降りてきてしまいます。動物の目線で考えて貰いたいです。動物が出ない様にするにはそれぞれの生息地を守る事です。渡り鳥も風車にぶつかる可能性も大きいです。どうか生態系で暮らす	地すべり防止区域の範囲を明確に調査し、今後の新潟県との林地開発許可手続、及び柏崎市、出雲崎町との協議において最終決定してまいります。昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議の上慎重に検討してまいります。また、土地の改変を必要最小限となるような計画

（表は次ページへ続く。）

生き物にも優しいエネルギー政策を考えて下さい。	とし、動物の生息場所を可能な限り消失させない計画を引き続き検討いたします。
-------------------------	---------------------------------------

表 1(89) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 89）

No.	意見の概要	事業者の見解
180	<p>この風力発電事業に反対し、その理由を下記に記します。近くに白鳥の飛来地があり、バードストライクの危険性が極めて高い。</p> <p>この事業によって大規模に森林破壊がされ、森林生態系が分断され、そこに生息する植物、野生動物が深刻な影響を受ける恐れがある。</p> <p>各地の風車設置地の近隣住民から低周波、騒音などによる、多くの健康被害が報告されている。そういった懸念がある。</p> <p>建設場所は地すべり地帯であり風車建設工事によって地域全体の環境に重大な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>自然エネルギーとして進められる風力発電が自然破壊を伴うという、矛盾がある。持続可能な観点から、別なエネルギー政策を模索すべき。白鳥が安心して再び飛来するような地域を未来に残すべきである。</p>	<p>弊社は、本事業を通じて、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与していきたいと考えております。本地域は、当社の事前調査の中で、風力発電に適地と考えられ、昼夜を問わず発電できる環境を有しております。ご理解をいただきますよう、今後も丁寧なご説明を継続してまいります。</p> <p>ハクチョウ類については、風力発電施設の配置への飛来は少なく、主に耕作地となる平坦な方向へ飛翔する結果となっており、影響の程度は小さいと考えておりますが、バードストライク及びバードストライクの影響について事後調査を行ってまいります。</p> <p>風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音につきまして、弊社が運転中の風力発電施設において、地域の皆様から施設の稼働による騒音または超低周波音の影響で体調に不調をきたしているのご意見はいただいている状況です。また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）において、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったことが記載されているものの、住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては、風力発電機の稼働に伴う騒音の事後調査を実施することといたしました。</p> <p>地すべり防止区域の範囲を明確に調査し、今後の新潟県との林地開発許可手続、及び柏崎市、出雲崎町との協議において最終決定してまいります。昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議の上慎重に検討してまいります。</p>

表 1(90) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 90）

No.	意見の概要	事業者の見解
181	<p>気候変動で大雨が増えている近年、山での土砂災害のニュースを目にするコトが増えてきています。山を切り開くコトで工事の際にも道を作り、大きなトラックが何回も行き来することで地盤への影響が気になります。土砂災害警戒区域の近くでの高い建造物は日々そこで暮らしていく人にとって不安要素になりかねません。現代人が思っている以上に人と自然の関係は切っても切り離せないものです。自然がなくなるということは、その土地の文化も無くなっていく懸念が生まれます。何よりもそこに住む人たちは、毎日その風力発電の風車を目にして暮らしていくことになるということ。それは未来の子ども達に見せたい景色かどうか考えると、風力発電の建設は反対です。</p>	<p>弊社は、本事業を通じて、好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、国のエネルギー自給率の向上に寄与し、発電事業を通じて地域貢献並びに地域振興に資するため、地域の皆さまに対し本事業のご説明を重ねながらご理解を頂きたいと考えております。</p>

（表は次ページへ続く。）

表 1(91) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 91）

No.	意見の概要	事業者の見解
182	<p>友人からこちらの話をお聞きして意見書を送らせていただいております。元々環境問題には関心があり、市民レベルではありますがエネルギー問題についても学ばせていただいております。風力発電については自然エネルギーという観点では今後の開発次第ではとても期待が持てると思いが、巨大な人工物である以上風の流れも変えますし、人間の感覚だけでは捉えられない土地への振動からそこに生息する生き物たちへの影響なども考慮していただきたいという思いがあります。建設する／しない、という見地から慎重に調査を行っていただきたいと思っております。また廃棄後の処理をどうするのかということも答えが出ていないことも懸念のひとつです。負の遺産とならないような処理もしくは再利用計画を提示していただけたらと思っております。地球の未来のためにという想いは同じかと思っております。どうぞよくご検討のほどよろしく申し上げます。</p>	<p>風力発電の設置に関する環境への影響については、準備書に記載したとおりでございますが、今後も事後調査を含めて検証は継続いたします。また、できる限り永い期間の発電を考慮しており、発電が終了し更地に戻す場合においても、土地の所有者様と協議の上、現状に復する契約を締結し、緑化に努めます。</p>

表 1(92) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 92）

No.	意見の概要	事業者の見解
183	<p>10.3 事後調査に関する質問と意見</p> <p>1. なぜ、騒音、振動に関して事後調査をしないのですか。10.3.1 事後調査の説明に「事後調査については、「発電所アセス省令」第 31 条・・・中略・予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合・効果に係る・・・以下省略」と説明があります。</p> <p>騒音、振動に関する事後調査を行わないのは、騒音、振動の予測が「予測の不確実性の程度が大きくない(小さい)」からだ判断されているからだと思いますが、この認識に誤りがありますか。もし、この認識に誤りがあるならば、なぜ、騒音、振動に関して事後調査の対象としないのか教えて下さい。もし、騒音、振動の予測が「予測の不確実性の程度が大きくない(小さい)」ことが理由で事後調査の対象としないのであれば、「予測の不確実性の程度が大きくない(小さい)」と判断した根拠を示して下さい。おそらく、過去に予測と実際の差異について調査した実績をもとに判断したと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>説明会の会場で騒音や振動に関して質問すると必ず「音や振動は発生します。しかし基準以下です、また更に音や振動を軽減する措置をします(要旨です)」と発生する騒音のレベルと基準値を比較した表をもとに説明を受けます。しかし、これは理論値であり、説明を受ける側としては、実際の値を示してもらいたいのです。つまり、既に稼働している発電設備の実際の値をもとに説明してもらった方が納得できます。騒音・振動の事後調査を行えば稼働後に騒音・振動に関する苦情が発生するか否か、もし、苦情が発生したならば、なぜ、予測と異なる実績が</p>	<p>本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。事後調査結果については、準備書に記載のとおり、報告書にとりまとめ、関係機関へ提出するとともに、重要な種の保護に配慮した上で公表することといたします。</p>

(表は次ページへ続く。)

	<p>出たのか原因分析や、その苦情に素早く対応できるのではないかと思います。西山風力で騒音、振動の事後調査を行えば、次に実施されるであろう次の事業計画に生かされると思います。西山風力に関していえば、これまで稼働している施設の騒音・振動の事後調査の結果を提示していただきたいのです。不可能ですか。説明会などで騒音・振動に関する質問に対する抽象的な説明の説得力が増すと思いますがいかがでしょうか。もしや、予測と実際の差異を公開したくない理由があるのでしょうか。</p>	
184	<p>2. 事後調査にバードストライクの項目がありますが、その目的と結果に対する対応を教えてください。環境省ホーム>政策>政策分野一覧>自然環境・生物多様性>風力発電施設と野生生物保護>風力発電施設に係るバードストライク防止策 https://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/birdstrike.html において「風力発電施設の設置については、猛禽類をはじめとした鳥類が風力発電施設のブレードに衝突し死亡する事故(バードストライク(リンク:YouTube 環境省動画チャンネル))が生じており、野生生物保全と風力発電推進の両立を目指す上での課題となっています。」と記載されています。この記述から西山風力でもハクチョウやトキ、カモなどがバードストライクの犠牲となるのが容易に予測できます。事後調査としてバードストライクを1年間に渡って調査する計画のようですが、バードストライクの実績を調査した結果、バードストライクが発生した場合の対応策があるのでしょうか、あるならばその対応策を示して下さい。もし、対策が無いならば、事後調査を行ったところで、風力発電施設が稼働する期間はバードストライクが発生し続けることになると思います。風力発電の事業実施期間はおよそ30年ほどと説明を受けています。この期間無策で過ごすのですか。また、既に、バードストライクが発生することが過去の調査実績でわかっているならば、これを事前に防ぐ対策をすることが常識的な対応だと思います。風力発電に限って、事故が起きることがわかっているながらその予防対策をしないことが許されるのでしょうか。例えば、自動車に、衝突事故はつきものです。ですから、各メーカーとも、衝突事故を未然に防ごうと自動ブレーキなどの衝突予防の技術にしのぎを削っています。風力発電は事故防止に対する技術開発は行っていないのですか。見解を示して下さい。以上</p>	<p>バードストライクについては、調査結果を元に衝突確率を数値で算出しておりますが、不確実性を伴うものとなっております。そのため、事後調査を実施し、稼働後の影響について調査を行う予定です。事後調査の結果、著しい影響があると判断した際には、専門家からの助言を頂き防止策について検討いたします。対策の一例として、ブレードの視認性を上げるため、ブレードの一部の塗装やブレードやタワーなどへの目玉模様をつけるといった対策を実施した例がございます。また、事後調査の継続については、1年間の調査を実施したうえで、有識者からのご意見をいただき、判断してまいります。</p>

表 1 (93) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 93)

No.	意見の概要	事業者の見解
185	<p>①41 ページで風力発電機の設置位置は、住宅等から可能な限り隔離するとありますが、103 ページを見るとすぐ近くに民家があるように見えますが住民への影響はないのでしょうか？</p>	<p>本事業の施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルは、すべての予測地点でいずれの季節においても「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)に示される「指針値」以下の予測となりましたが、本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただ</p>

(表は次ページへ続く。)

		いていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。
186	②4,000 m ² 分の木の伐採すると説明会で聞きましたが、伐採した木は再利用されますか？再生可能エネルギーの事業なのですから、伐採した木は再利用して下さい。	現時点では、雑木も多い状況ですが、伐採木については、どの程度の再利用可能（木材チップなど）か検証し、適切な処分を行います。
187	③そもそも4,000 m ² 分の木を伐採し、30～35年後には更地に戻すとその更地が森に戻るまでに何年の歳月がかかりますか？どのくらいの酸素が失われますか？再生可能とはなんですか？風力発電は本当に再生可能エネルギーですか？	風力発電については、可能な限り長い期間の発電を考えており、発電が終了し更地に戻す場合においても、土地の所有者様と協議のうえ、現状に復する契約を締結し、緑化に努めます。
188	④材質は何でできていますか？また塗装はなんですか？PFASの水質汚染が今騒がれていますが、風車に使用した材料に有害物質が含まれていないことを確認し、土壌・水質汚染がないことを保証してください。又、雪による変質・劣化等がないことを確認し、土壌・水質汚染がないことを保証してください。	風力発電機のブレードは、砂や雨、沿岸部では塩分といった過酷な自然環境と常に対峙しています。現在、風力発電機種種・メーカーまだ決定していませんが、保護材などの使用にあたっては、変質・劣化について、検証いたします。
189	⑤能登の地震で8トンの風車のブレードが落下しましたが、それよりも倍以上大きい風車を立てようとしています。地震や断層による影響は調査しておりますか？自動停止しただけでは破損は防げないと思いますのできちんと調査して頂き、安全を保証してください。	風力発電機の設計にあたっては、日本の認証を受けて建設をいたします。地震荷重など安全性を念頭においた設計基準を満たしながら建設を進めます。
190	⑥土地35年契約、風車20年の寿命の想定ですが、それより前に故障した場合、建て替えや撤去の計画はどのようになっていますか？	風力発電機の保守メンテナンスを行うことにより、20年以上の発電が可能と考えております。また、万が一撤去になる場合には、土地所有者様と協議の上、現状に復する契約を締結しております。

表1(94) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書94）

No.	意見の概要	事業者の見解
191	<p>意見書は要約しないで完全に掲載して下さい。貴社の意見の根拠となる具体的な計測結果や数値については、誰でも再計算ができる形のデータとしても公表して下さい。</p> <p>貴社の見解は、風車音に関する基本的な性質について理解が欠けていることを示している。</p> <p>さらに、参照値の表が作られた時に考えられていた低周波音と風車音の性質が大きく異なるという認識に欠けている。</p> <p>これでは、風車からの音による被害が出た場合に、それが貴社の風車によるものだと理解できなくて風雑音だと言って、居直る結果になってしまう。</p> <p>①低周波音の原因と低減 ②風車音の知覚と風車影響の知覚 ③ガタツキ閾値 ④計算式と被害の予測 ⑤健康影響との関連 について簡単に述べる。</p>	<p>意見書全文の掲載については、意見書で引用している論文等の著作権の対応が明確ではないため、全文の掲載は割愛させていただきました。意見書の主旨を踏まえ、以下のとおり弊社の見解をお示しいたします。</p> <p>予測計算に必要な風力発電機座標や受音点の座標につきましても、所有者個人が特定できる情報を含むことから公開しておりません。その他の周波数ごとの音圧パワーレベル等は記載しております。</p> <p>①低周波音の原因と低減 ・準備書（p595）に記載している「異音」について 準備書（p595）の施設の稼働に伴う超低周波音の影響を低減するための環境保全措置に「風力発電設備の適切な点検・整備を行い、性能の維持に努め、超低周波音の原因となる異音等の発生を低減する。」と記載しております。この「異音」については、以下の通り考えております。</p> <p>20Hz以下の超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）によると、「諸外国においても、我が国での実測結果と同様に風力発電施設</p>

（表は次ページへ続く。）

		<p>周辺地域の住宅でのレベルは一般的に感覚閾値を大きく下回る」とされております。</p> <p>この実測結果については通常の風力発電機の稼働時であり、風力発電機の故障等による影響で発生する通常ではない「音」については、実測結果に含まれていないものと考えております。準備書では、風力発電機の故障等で発生する通常ではない「音」を「異音」と表現しております。この「異音」には超低周波音域の周波数帯の音も含まれる可能性はあると考えており、参考としている文献に含まれていない「異音」を発生させないことは環境影響の低減につながることから、風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音の環境保全措置として記載しております。</p>
192		<p>②風車音の知覚と風車影響の知覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風車音の知覚と風車影響の知覚について <p>風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音につきまして、弊社が運転中の風力発電施設において、地域の皆様から施設の稼働による騒音または超低周波音の影響で体調に不調をきたしているのご意見はいただいている状況です。また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）において、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったことが記載されているものの、住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の事後調査を実施することいたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水平軸型風力発電機について <p>水平軸型の風力発電機については、日本において実績が多いこと、環境省等の風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音に関する解析結果があることから、水平軸型の風力発電機を想定しております。</p>
193		<p>③ガタツキ閾値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガタツキ閾値について <p>「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月、環境省環境管理局大気生活環境室）における物的苦情に関する参照値は、低周波音により建具等ががたつき始める最低音圧レベルであると記載されており、この参照値は、5Hz まで示されています。そのため、その数値との比較を示したのになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低周波音の感覚閾値の表記について <p>準備書においては、ISO7196:1995 に示す「超低周波音を感じる最小音圧レベル」と表記しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感・振動感を感じる音圧レベルについて <p>ご指摘の通り、5Hz 以下につきましては、現在弊社が調べた研究資料からは評価できないことから、5Hz 以上の周波数帯の評価といたします。</p> <p>なお、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月、風力発電施設から</p>

(表は次ページへ続く。)

		<p>発生する騒音等の評価手法に関する検討会)によると、「風車騒音は、20Hz 以下の超低周波音の問題ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題としてとらえるべきものであり、A 特性音圧レベルでの評価を基本とすることが適当である。」と記載されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低周波音の卓越性について <p>弊社としては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)において、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と記載されていることから、風力発電機の 20Hz 以下の超低周波音は「他の音源と比べても低周波音域の卓越は見られないものと考えております。」</p>
194		<p>④計算式と被害の予測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低周波音の計算式について <p>風力発電機の稼働に伴う超低周波音予測式については、これまで風力発電事業で多く用いられている点音源の距離減衰式にしたがって計算しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の予測について <p>本事業においては、風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音の事後調査を実施することといたしました。事後調査の結果や地域の皆様からの騒音等に関するご意見をいただいた場合にはそのご意見を踏まえ、必要に応じた対応を講じてまいりたいと考えております。</p>
195		<p>⑤健康影響との関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康影響について <p>本事業においては、風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音の事後調査を実施することといたしました。事後調査の結果や地域の皆様からの騒音等に関するご意見をいただいた場合にはそのご意見を踏まえ、必要に応じた対応を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>また、本事業は配慮書、方法書段階から地域の皆様のご意見を頂戴し、経済産業省等の審査結果を踏まえ、現地調査及び予測・評価を行い、準備書を取りまとめしております。引き続き、環境影響評価の手続きを通して、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>

表 1(95) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 95)

No.	意見の概要	事業者の見解
196	<p>西山町にて風力発電の風車設置の事業が開始されようとしていると耳にしました。貴社は騒音、風車の影、景観、土壌、鳥、昆虫、植物など色々な調査をされた様ですが同じような風車を設置して、各地で問題が起きていると認識しております。反対運動も多数あり、計画が白紙撤回された場所も有ります。(青森県、みちのく風力発電計画の白紙撤回、八甲田山の白紙撤回、熊本県水俣市の風力発電計画を知事が抜本的見直しを国に求め</p>	<p>今後の新潟県との林地開発許可手続、及び柏崎市、出雲崎町との協議において最終決定してまいります。昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性を関係機関と協議の上慎重に検討してまいります。また、現在、地質調査を開始しており、地質の状況により直接基礎か杭基礎の判断を適切に行い、発電所の安全性を確保します。</p>

(表は次ページへ続く。)

	<p>た、山形県米沢市の JR 東による風力発電計画の白紙撤回…等々)</p> <p>調査にて影響がないと説明されているようですが、一体、どのような調査をされたのでしょうか？国の基準は満たしているとおっしゃっているようですが、果たして、基準は十分なのかと疑問に思います。何故なら、各地で問題が起こっているからです。(由利本荘市では不眠症、入眠妨害の被害が報告されている。風車病といわれるめまい、血圧上昇、頭痛、吐き気、鼻血、睡眠障害など全国で約 60 ヶ所で苦情が出ています。風車病といわれる) 各種の体調不良、因果関係がはっきりしないと認めないだけに聞こえます。</p>	
197	<p>動物に対する影響もあります。稚内では風車を立ててから、その低周波やらを嫌ったらしい熊が山から人里に降りるようになり、安心して暮らせない場所もあり、困っていると聞きます。オジロワシも毎年風車に当たり死亡している。西山町には白鳥が飛来するので、死亡事故の懸念はあるでしょう。新潟はただでさえ熊の出没する地域ですから、さらに被害が増える懸念もあります。</p>	<p>本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。事後調査結果については、準備書に記載のとおり、報告書にとりまとめ、関係機関へ提出するとともに、重要な種の保護に配慮した上で公表することといたします。</p>
198	<p>風車を立てて、それら問題が起こってからでは遅いのです。立ててからそれらが起こった場合、治療費を負担してくれますか？いや、原因がなくなると治療をしても無駄ですから、それが起こったら風車は壊して、元の状態に戻せますか？住民からすれば、立てるのは、それを保証する契約をしてからにしていただきたい。そう考えます。出来ないなら、白紙にもどしていただきたいです。</p> <p>そもそも、地震や落雷などでこわれて殆ど動いているようにみえない。(能登半島では石川能登地震では 73 基の風力発電が全て停止 4 ヶ月後で 7 基しか稼働していない) 風力発電での発電効果はうすく、国民には税の負担が増えるのみ、そのようなものを作って欲しいと思うのでしょうか？そして、こわれて放置されることがないように、そのような場合はどうするのか、撤去費用を前もって保証するような事をしていただくとかしないと住民の不安は一向に解消されないと思います。</p> <p>調査の方法や結果の詳細なデータ、各所に影響がないとする根拠、懸念事項に対応するとおっしゃるなら、具体的なその方法、仮に風車を立てたのちに各種問題が起こった場合の対処の保証、それらをはっきりと開示、提示していただかないと不安解消には至らないと思います。それらが実行できない、住民の不安が解消できないのであれば白紙撤回して頂きたいです。</p>	<p>準備書の予測及び評価結果を踏まえ、本事業においては、施設の稼働に伴う風車の影、バットストライク及びバードストライクの影響、希少猛禽類の生息状況及びその営巣状況の把握、代償措置として行う移植の定着の事後調査を計画しておりますが、これらの事後調査に加え、本事業の住民説明会等を行う中で不安とのご意見をいただいている施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音に関する事後調査を実施することといたしました。</p> <p>また、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見等を伺いながら、地域の皆様のご意見等を伺いながら、里山文化や景観、自然環境と共存できる事業にしたいと考えております。</p>

表 1(96) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 96)

No.	意見の概要	事業者の見解
199	<p>計画の規模は海、山、地表の環境を大きくかえてしまい、その作業道、基礎はその後ずっと周辺環境に悪影響を及ぼすものと考えられ、地域のためにならない。絶対に作るべきではない。</p>	<p>準備書の予測及び評価結果を踏まえ、本事業においては、施設の稼働に伴う風車の影、バットストライク及びバードストライクの影響、希少猛禽類の生息状況及びその営巣状況の把握、代償措置として行う移植の定着の事後調査を計画しておりますが、これらの事後調査に加え、本事業の住民説明会等を行う中で不安とのご意見をいただい</p>

(表は次ページへ続く。)

		ている施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音に関する事後調査を実施することといたしました。また、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見を伺いながら、地域の皆様のご意見を伺いながら、里山文化や景観、自然環境と共存できる事業にしていきたいと思います。
--	--	---

表 1 (97) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 97)

No.	意見の概要	事業者の見解
200	①表 10. 2-1(12) 廃棄物等に係る環境保全措置 (造成等の施工による一時的な影響) 「可能な限り産業廃棄物の有効利用に努め、廃棄物の発生量を低減することで、環境負荷を低減できる。」とありますが低減が実際にどのようなものであるか、切土や盛土が風水害時大きく崩れて、近隣の河川の汚染や 2 次災害の原因になることは何度も各地であります。対策がどの程度有効かどうか、影響が小さいかどうかを判断する十分な根拠は具体的に示されていません。特に基礎は 15m 掘削しますし、その上に 200m の大型建造物を設置することになります。影響ないわけないですし、環境保全をうたうなら低減が有効なものかどうか災害時も含め経過や状況を公開して対策が不足かどうか将来も真摯に対応してください。	風力発電施設の安全性については、林地開発許可申請の許可において、災害等への対策について 4 つの観点から審査が行われます。(災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全) すべての要件を満たしている場合において、都道府県知事の許可が下り、着工可能となります。災害、水害の防止に関しては、土工、法面保護の最適な実施、排水施設や防災施設の設置等、下流の地域において災害を発生させる恐れがないことが審査の基準となります。森林法等で定められた基準に基づいて計画をすることで、自然災害に対して万全な対策を講じます。 風力発電機の建設にあたっては、建築基準法と同様の内容が含まれる「電気事業法」(平成 26 年度制定) の厳しい技術基準に基づき、地質調査、風速評価、荷重評価等を行ったうえで基礎やタワーの設計が行われ、安全性を確保してまいります。 また設計に関しては、国に認定された登録適合性確認機関にて、設計基準に適合しているか厳格に審査されます。さらに、工事計画に関しては、経済産業省に届け出をして、確認を受けるとともに、完成後においても経済産業省の検査を受けることとなります。
201	②表 10. 2-1(13) 「騒音に係る環境保全措置 (施設の稼働) 表 10. 2-1(14) 超低周波音に係る環境保全措置 (施設の稼働)」に関し数キロ先の花火の音が聞こえるときもあります。今回の現場のように 100m の高台に 200m の高さの風車が騒音を発生することになりますので実際の騒音値の測定は必ず必要になると思います。これも影響なしとすると実験データと実際の違いを確認する方法がないですし病人が出たときに、それが風力発電の影響の有り無しや影響の度合いをはかる材料となりません。影響ないと安易に流すことで将来の負担大にもなります。影響ありとして対応してください。	本事業の住民説明会等を行う中で、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響に関する不安のご意見もいただいていることから、本事業においては騒音及び超低周波音の事後調査を追加で行うことといたしました。事後調査結果については、準備書に記載のとおり、報告書にとりまとめ、関係機関へ提出するとともに、重要な種の保護に配慮した上で公表することといたします。
202	③表 10. 2-1(16) 「動物に係る環境保全措置 (地形改変及び施設の使用、施設の稼働)」影響が大きい小さいかは、定量的な測定がないと言えることではないでしょう、対策がどの程度影響があるかないかは継続的な調査が必要です。「新たに生じる影響」をなしとするより、ありとして調査対策にしないと環境保全は無理だと思います。実際にバードストライクは起こっています。	準備書の予測及び評価結果を踏まえ、本事業においては、施設の稼働に伴う風車の影、バットストライク及びバードストライクの影響、希少猛禽類の生息状況及びその営巣状況の把握、代償措置として行う移植の定着の事後調査を計画しておりましたが、これらの事後調査に加え、本事業の住民説明会等を行う中で不安とのご意見をいただいている施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音に関する事後調査を実施することといたしました。

(表は次ページへ続く。)

		<p>また、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見等を伺いながら、地域の皆様のご意見等を伺いながら、里山文化や景観、自然環境と共存できる事業にしていきたいと思いますと考えております。</p>
203	<p>④表 10.2-1(18)「生態系に係る環境保全措置（地形改変及び施設の存在、施設の稼働）」①と同じ理由で対策が十分かどうか判定材料が少なく、「影響を低減できるので影響なし」とあるのはトートロジーに見えます。</p>	<p>準備書の予測及び評価結果を踏まえ、本事業においては、施設の稼働に伴う風車の影、バットストライク及びバードストライクの影響、希少猛禽類の生息状況及びその営巣状況の把握、代償措置として行う移植の定着の事後調査を計画しておりましたが、これらの事後調査に加え、本事業の住民説明会等を行う中で不安とのご意見をいただいている施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音に関する事後調査を実施することといたしました。</p> <p>また、風力発電施設の管理事務所を風力発電施設の近隣に設置することから、風力発電施設の保守・管理を行っていく中で、その管理事務所を拠点に地域の皆様のご意見等を伺いながら、地域の皆様のご意見等を伺いながら、里山文化や景観、自然環境と共存できる事業にしていきたいと思いますと考えております。</p>

○日刊新聞紙における公告

新潟日報（令和6年10月25日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)西山風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成いたしましたので、次のとおり縦覧を行います。住民説明会を実施いたします。

一、事業者の名称 西山風力合同会社
代表者の氏名 代表社員 日本風力エネルギー株式会社
職務執行者 ラウル・リエダ・セヒージャ
事務所の所在地 東京都港区虎ノ門二丁目二〇番四号
二、対象事業の名称 (仮称)西山風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力 六万九千キロワット
三、対象事業実施区域 新潟県柏崎市及び出雲崎町
四、関係地域の範囲 新潟県柏崎市、出雲崎町及び刈羽村
柏崎市役所一階市政情報コーナー、柏崎市環境課
(グリーンセンターかしわさき)、西山コミュニティセ
ンター、高浜コミュニティセンター、南部コミュニテ
ィセンター、二田コミュニティセンター、西山ふるさと
公苑西山ふるさと館、
出雲崎町役場一階ロビー、
刈羽村役場福祉保健課(階二番窓口)
(二田コミュニティセンターは日・月・祝日、それ以
外は土・日・祝日を除く開庁、開館時)
電子縦覧は次のウェブページにて実施いたします。
<https://www.energy.co.jp/5982>
期間 令和六年十月二十五日(金)から令和六年十一
月二十五日(月)まで
なお、縦覧場所は意見書の提出期日(令和六年
十一月九日(月)まで)閲覧可能としております。

六、意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお
持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入
の上、縦覧場所に備えつけておきます意見書箱にご投函くださる
か、令和六年十一月九日(月)までに「八、お問い合わせ先」へご郵送く
ださい(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一 令和六年十月十六日(土)十時から十二時まで
出雲崎町中央公民館(新潟県三島郡出雲崎町大字米田二八番地)
二 令和六年十一月十六日(土)十五時から十七時まで
西山コミュニティセンター(新潟県柏崎市西山町池浦八七七番地
西山町いきいき館内)
三 令和六年十一月十六日(土)十八時から二十時まで
西山コミュニティセンター(新潟県柏崎市西山町池浦八七七番地
西山町いきいき館内)

八、お問い合わせ先
西山風力合同会社
〒994-0210 新潟県柏崎市西山町浜忠一九三五番一
電話 〇二五七(四)六九八三 担当 清水 木村 森山、オリギル

○関係自治体の広報誌によるお知らせ

広報かしわざき令和6年10月号 (vol.1267)

西山風力合同会社が計画している (仮称)西山風力発電事業に係る環境影響評価準備書の 縦覧と説明会

環境影響評価法に基づき、事業者自らが事業施行前に環境への影響を調査し、その結果を公表します。

この手続きの目的は、市民の皆さんの意見を聴き、その意見を環境保全に配慮した事業内容に反映することです。意見がある方は、縦覧場所にある書面に、住所・氏名・意見（意見の理由を含む）を記入し、意見書箱に投函してください。

※広く意見を聴くため、市が公共施設への配置に協力しています。

▶縦覧期間

10月25日(金)～11月24日(日)

▶縦覧場所

- 市役所1階ロビー
- 西山ふるさと館
- クリーンセンター（環境課）
- コミセン（西山・高浜・南部・二田）

◆準備書説明会

▶とき…11月16日(土)

●1回目=15:00～17:00

●2回目=18:00～20:00

▶ところ…西山町いきいき館

問西山風力合同会社

TEL41-6983 FAX41-6984

○訂正

お詫びと訂正

制度・暮らし（14ページ）と講座・教室（22ページ）の記事中に誤りがありました。正しくは以下の通りです。お詫びして訂正します。

なお、このページには、訂正したPDFファイルを掲載しています。

14ページ（西山風力合同会社の計画事業）

- ・ 誤：（仮称）西山風力発電事業に係る計画段階環境準備書、閲覧期間
- ・ 正：（仮称）西山風力発電事業に係る環境影響評価準備書、縦覧期間

**西山風力発電に係る縦覧
および住民説明会について**

西山風力合同会社では、現在計画している「(仮称)西山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧および住民説明会を次のとおり実施します。

■ 縦覧期間

・ 10月25日(金)～11月25日(月)

■ 縦覧場所

・ 出雲崎町役場 1階ロビー

※事業者ホームページでも縦覧可能です。

■ 意見書の受付

・ 環境保全の見地からのご意見をもちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住

所・氏名・意見(理由を含む)をご記入の上、意見箱へ投函するか、問い合わせ先までご郵送ください。

※郵送の場合は、12月9日

(月)当日消印有効

○住民説明会

■ 日時

・ 11月16日(土) 10時～

■ 場所

・ 中央公民館 講堂

■ お問い合わせ

・ 西山風力合同会社
(☎)0257-411698

3)

(仮称)西山風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧

柏崎市及び出雲崎町において、西山風力合同会社が計画している「(仮称)西山風力発電事業」に係る「環境影響評価準備書」の縦覧を次のとおり実施します。

◆縦覧期間及び意見書受付期間

令和6年10月25日(金)～11月25日(月)
※事業者ホームページでも閲覧が可能です。
<https://venaenergy.co.jp/5982>

◆縦覧場所

刈羽村役場 福祉保健課 (1階 2番窓口)

◆意見書の受付

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、意見箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送により提出ください。※郵送の場合は、令和6年12月9日(月)当日消印有効



◆意見書の提出および問い合わせ先

西山風力合同会社
(日本風力エネルギー株式会社内)
担当：清水、木村、森山、オリギル
〒949-4205
新潟県柏崎市西山町浜忠2935番1
TEL 0257(41)6983

〇インターネットによる「お知らせ」
新潟県のウェブサイト (1/3)

[↓ 本文へ](#)
[📍 初めての方へ](#)
[👤 事業者の方へ](#)
[🌐 Foreign Language](#)
[📖 閲覧補助](#)
[🔊 音声読み上げ](#)
[🏠 マイページ](#)



サイト内検索
▶ 詳細検索

検索

現在地 [トップページ](#) > [新潟県環境ポータルサイト「環境にいがた」](#) > (仮称) 西山風力発電事業に係る環境影響評価手続き経緯

足跡 (仮称) 西山風力発電事業に係る環境影響評価手続き経緯

新潟県環境ポータルサイト「環境にいがた」

環境にいがた

人と自然が共生する暮らし

生活環境の保全

地球環境問題

県民参加・協働

資源を大切にす循環型の地域社会

環境保全の共通基盤の整備・その他

データベース・環境法令

- ・環境監視速報
- ・新潟県の環境 (環境白書)
- ・にいがた環境自然マップ
- ・レッドデータブック・リスト
- ・鳥獣関係統計
- ・環境関連法令/条例
- ・環境関係計画/方針/要綱/要領

環境審議会

- ・環境審議会名簿
- ・環境審議会議事録

事業者等支援・名簿

組織・連絡先

- ・環境政策課
- ・環境対策課
- ・資源循環推進課
- ・新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里
- ・佐渡トキ保護センター
- ・新潟県保健環境科学研究所
- ・地域振興局

見つけられないときは

新潟県のデジタル改革

(仮称) 西山風力発電事業に係る環境影響評価手続き経緯

[🖨️ 印刷](#)
[🔍 文字を大きくして印刷](#)
ページ番号: 3018291
更新日: 2024年10月30日更新

事業概要

事業の名称	(仮称) 西山風力発電事業
事業者	西山風力合同会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	69,000kW
事業計画区域	新潟県柏崎市及び出雲崎町

配慮書手続き

配慮書送付	令和2年7月16日
公告・縦覧	公告日 令和2年7月16日(木曜日) 縦覧期間・縦覧時間 令和2年7月17日(金曜日)～8月24日(月曜日) 土、日、祝日を除く開庁・開館時 (石地コミュニティセンター及び二田コミュニティセンターは日、月、祝日を除く開館時) 縦覧場所 <input type="checkbox"/> 柏崎市役所 (柏崎市中央町5番50号) 柏崎市環境課 (クリーンセンターかしわざき) (柏崎市松波四丁目13番13号) 柏崎市西山町事務所 (柏崎市西山町池浦117番地2) 高浜コミュニティセンター (柏崎市大字宮川2298番地3) 南部コミュニティセンター (柏崎市西山町北野1314番地) 石地コミュニティセンター (柏崎市西山町石地1167番地) 別山コミュニティセンター (柏崎市西山町別山1589番地1) 中川コミュニティセンター (柏崎市西山町下山田25番地) 大田コミュニティセンター (柏崎市西山町浜忠150番地2) 二田コミュニティセンター (柏崎市西山町坂田5155番地) <input type="checkbox"/> 出雲崎町役場 (出雲崎町大字川西140) <input type="checkbox"/> 刈羽村役場福祉保健課 (刈羽村大字割町新田215番地1)
	配慮書ウェブサイト
審査会の答申	令和2年9月14日
知事意見	令和2年9月14日

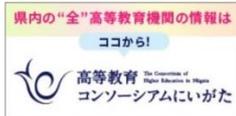
📄 配慮書知事意見

↑

TOPへ

9/10

新潟県のウェブサイト (2/3)



方法書手続き

方法書送付	令和3年1月21日(木曜日)
公告・縦覧	<p>公告日 令和3年1月22日(金曜日)</p> <p>縦覧期間・縦覧時間 令和3年1月22日(金曜日)～3月10日(水曜日) 土、日、祝日を除く開庁・開館時 (石地コミュニティセンター及び二田コミュニティセンターは日、月、祝日を除く開庁・開館時)</p> <p>縦覧場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 柏崎市役所 (柏崎市中央町5番50号) 柏崎市環境課 (クリーンセンターかしわざき) (柏崎市松波四丁目13番13号) 柏崎市西山町事務所 (柏崎市西山町池浦117番地2) 高浜コミュニティセンター (柏崎市大字宮川2298番地3) 南部コミュニティセンター (柏崎市西山町北野1314番地) 石地コミュニティセンター (柏崎市西山町石地1167番地) 別山コミュニティセンター (柏崎市西山町別山1589番地1) 中川コミュニティセンター (柏崎市西山町下山田25番地) 大田コミュニティセンター (柏崎市西山町浜忠150番地2) 二田コミュニティセンター (柏崎市西山町坂田5155番地) <input type="checkbox"/> 出雲崎町役場 (出雲崎町大字川西140) <input type="checkbox"/> 刈羽村役場福祉保健課 (刈羽村大字割町新田215番地1)
方法書説明会	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出雲崎町中央公民館 (出雲崎町大字米田281番地1) 令和3年2月6日 (土曜日) 13時30分から <input type="checkbox"/> 中川コミュニティセンター (柏崎市西山町下山田25番地) 令和3年2月7日 (日曜日) 10時から <input type="checkbox"/> 別山コミュニティセンター (柏崎市西山町別山1589番地1) 令和3年2月7日 (日曜日) 13時30分から <input type="checkbox"/> 大田コミュニティセンター (柏崎市西山町浜忠150番地2) 令和3年2月13日 (土曜日) 13時30分から <p>※今後、新型コロナウイルス感染症に関して要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがある。変更がある場合は、事業者ウェブサイトに掲載</p>
方法書ウェブサイト	https://venaenergy.co.jp/1270 <外部リンク>
意見の概要送付	令和3年3月30日
審査会の答申	令和3年6月17日
知事意見	令和3年6月28日

[方法書知事意見](#)

準備書手続き

準備書送付	令和6年10月24日(木曜日)
公告・縦覧	<p>公告日 令和6年10月25日(金曜日)</p> <p>縦覧期間・縦覧時間 令和6年10月25日(金曜日)～令和6年12月9日(月曜日) 土、日、祝日を除く開庁・開館時 (二田コミュニティセンターは日、月、祝日を除く開庁・開館時)</p> <p>縦覧場所 <input type="checkbox"/> 柏崎市役所 1階市政情報コーナー (柏崎市日石町2番1号) <input type="checkbox"/> 柏崎市環境課 (クリーンセンターかしわざき) (柏崎市松波四丁目13番13号) <input type="checkbox"/> 柏崎市西山コミュニティセンター (柏崎市西山町池浦877) <input type="checkbox"/> 柏崎市高浜コミュニティセンター (柏崎市大字宮川1229番地3) <input type="checkbox"/> 柏崎市南部コミュニティセンター (柏崎市西山町北野1314番地) <input type="checkbox"/> 柏崎市二田コミュニティセンター (柏崎市西山町坂田5155番地) <input type="checkbox"/> 西山ふるさと公苑西山ふるさと館 (柏崎市西山町坂田717番地4) <input type="checkbox"/> 出雲崎町役場一階ロビー (出雲崎町大字川西140) <input type="checkbox"/> 刈羽村役場福祉保健課 (一階二番窓口) (刈羽村大字割町新田215番地1)</p>
準備書説明会	<input type="checkbox"/> 出雲崎町中央公民館 (出雲崎町大字米田281番地1) 令和6年11月16日(土曜日)10時00分～12時00分 <input type="checkbox"/> 西山コミュニティセンター (柏崎市西山町池浦877番地西山町いきいき館内) 令和6年11月16日(土曜日)15時00分～17時00分 <input type="checkbox"/> 西山コミュニティセンター (柏崎市西山町池浦877番地西山町いきいき館内) 令和6年11月16日(土曜日)18時00分～20時00分
準備書ウェブサイト	https://venaenergy.co.jp/5982 <外部リンク>
意見の概要等送付	年 月 日
公聴会開催	
審査会の答申	年 月 日
知事意見	年 月 日

評価書手続き

評価書送付	年 月 日
公告・縦覧	<p>公告日 年 月 日</p> <p>縦覧期間 年 月 日 () ～平成 年 月 日 ()</p> <p>縦覧時間 時 ～ 時</p> <p>縦覧場所</p>
工事着手	年 月 日
工事完了	年 月 日

- [環境影響評価について](#)
- [環境影響評価手続きの流れ](#)
- [新潟県環境影響評価条例の対象事業](#)
- [環境影響評価事例](#)
- [新潟県環境影響評価審査会](#)



このページに関するお問い合わせ

[環境局 環境政策課](#)

環境政策係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎13階

Tel : 025-280-5149 Fax : 025-280-5739 [メールでのお問い合わせはこちら](#)

シェアする Post LINEで見る 県公式SNS一覧へ

新潟県庁 法人番号 5000020150002

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話番号 : 025-285-5511 (代表)

8時30分から17時15分まで、土日・祝日・年末年始を除く

[県庁へのアクセス](#) [県庁舎のご案内](#) [直通電話番号一覧](#) [メンテナンス](#)

[サイトマップ](#) [免責事項](#)
[ガイドライン](#) [RSS配信について](#)
[個人情報の取扱い](#) [リンク集](#)

PCサイト表示 スマホサイト表示

事業者のウェブサイト (1/2)

VENA ENERGY

採用情報
お問い合わせ
相談窓口

トップ
企業情報
事業案内
お役立ち
売場所
地域貢献
採用情報

[ホーム](#) > [お役立ち](#) > [風力](#) > [\(仮称\) 西山風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧 並びに説明会の実施について](#)

2024.10.25 風力

(仮称) 西山風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧 並びに説明会の実施について

当社は、令和6年10月24日付で、環境影響評価法に基づき「(仮称) 西山風力発電事業環境影響評価準備書」(以下「準備書」) 及びこれを要約した要約書(以下「要約書」)を新潟県知事、柏崎市長、出雲崎市長、刈羽村長へ送付し、電気事業法に基づき経済産業大臣へ届け出ました。

準備書及び要約書については、以下のとおり公表・縦覧し、説明会を開催いたします。

準備書の縦覧について

●縦覧場所：
 柏崎市役所1階市政情報コーナー
 柏崎市環境課(グリーンセンターがしわぎ)
 柏崎市西山コミュニティセンター
 柏崎市東浜コミュニティセンター
 柏崎市南浜コミュニティセンター
 柏崎市二田コミュニティセンター
 西山ふるさと公園西山ふるさと館
 出雲崎町役場一階2階
 刈羽村役場福祉保健課(一階 二番窓口)
 ※二田コミュニティセンターは日曜祝祭日、それ以外の施設については土日祝祭日・閉館日です。それぞれの施設の開庁・開館時に縦覧できます。

●縦覧期間：
 法的期間 令和6年10月25日(金) から令和6年11月25日(月)
 自主期間 令和6年11月26日(火) から令和6年12月9日(月)

年別アーカイブ

- 2024 →
- 2023 →
- 2022 →
- 2021 →
- 2020 →
- 2019 →
- 2018 →
- 2017 →
- 2014 →
- 2013 →

インターネットによる公表

表紙と目次	表紙と目次(271KB)
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	第1章(62KB)
第2章 対象事業の目的及び内容	第2章(152KB)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	第3章(252KB)
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	第4章(82KB)
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の見解及び事業者の見解	第5章(119KB)
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	第6章(584KB)
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	第7章(168KB)
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	第8章(110KB)
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の勧告	第9章(48KB)
第10.1.1章 環境影響評価の結果_調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_大気環境	第10.1.1章(115KB)
第10.1.2章 環境影響評価の結果_調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_水環境	第10.1.2章(39KB)
第10.1.3章 環境影響評価の結果_調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_その他の環境	第10.1.3章(52KB)
第10.1.4章 環境影響評価の結果_調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_動物	第10.1.4章(649KB)
第10.1.5章 環境影響評価の結果_調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_植物	第10.1.5章(100KB)
第10.1.6章 環境影響評価の結果_調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_生態系	第10.1.6章(539KB)
第10.1.7章 環境影響評価の結果_調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_景観	第10.1.7章(159KB)
第10.1.8章 環境影響評価の結果_調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_人と自然との共存活動の場	第10.1.8章(54KB)
第10.1.9章 環境影響評価の結果_調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_産業物等	第10.1.9章(141KB)
第10.2章 環境の保全のための措置	第10.2章(247KB)
第10.3章 事後調査	第10.3章(265KB)
第10.4章 環境影響の総合的な評価	第10.4章(25KB)
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	第11章(22KB)
第12章 その他環境省令で定める事項	第12章(64KB)
要約書	要約書(164KB)

事業者のウェブサイト (2/2)

説明会について

場所：出雲総合中央公民館（新潟県三島郡出雲総合大字米田281番地1）
日時：令和6年11月16日(土)10時00分～12時00分

場所：西山コミュニティセンター（新潟県柏崎市西山町池浦877番地西山町いきいき館内）
日時：令和6年11月16日(土)15時00分～17時00分

場所：西山コミュニティセンター（新潟県柏崎市西山町池浦877番地西山町いきいき館内）
日時：令和6年11月16日(土)18時00分～20時00分

意見書の送付について

「（仮称）西山風力発電事業環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所へ備え付けの意見書に記入のうえ意見書箱に投函頂くか、以下の問い合わせ先までご郵送ください。
※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入の上、意見書箱へのご投函をお願いします。

●受付期間：令和6年12月9日（月）まで
（郵送の場合は当日消印有効）

●郵送の場合
宛先：〒949-4205 新潟県柏崎市西山町浜忠2935番
西山風力合同会社 清水、木村、森山、オキクル宛

意見書用紙は [こちら](#)よりダウンロードください。

- 記載事項
- ①氏名
 - ②住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ③環境の保全の見地からの意見及びその理由

お問合せ

〒949-4205 新潟県柏崎市西山町浜忠2935番
西山風力合同会社（担当：清水、木村、森山、オキクル）
電話番号 0257-41-6983（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

